

# 海外事情

2025  
7・8

拓殖大学海外事情研究所



**刮目レポート** トランプ政権の関税政策はベトナム戦争の再現か — 富坂聡

**特集 = トランプ 2.0 半年間の中間決算**

● 第二次トランプ政権の西半球政策 — 中嶋啓雄

● ウクライナ「仲介外交」の破綻 — 名越健郎

● 第二次トランプ政権とガザ情勢 — 江崎智絵

● 第二期トランプ政権と短期就労ビザ — 中島醸

● トランプ政権の中米カリブ政策 — 岸川毅

● トランプ関税 2.0 のインド・東南アジア諸国への影響 — 椎野幸平

● トランプ 2.0 時代のウクライナ政局 — 岡部芳彦

\* \*

● 尹錫悦大統領の罷免と第二一代大統領選挙 — 梅田皓士

\* \*

● **私の1枚** 旅券（パスポート）の思い出 — 門間理良

## 海外事情研究所

---

海外事情研究所は、本学の建学の精神に則り、広く内外の関係と呼応して、海外事情及び国際問題を調査研究しもって学術の進歩と日本の国益、地域の共栄並びに世界の平和と発展に寄与することを目的とし、次の事業を行っています。

1. 海外事情と国際問題の調査研究
2. 『海外事情』の発行
3. 調査研究に基づく提言、報告及び文献等の発表ないし刊行
4. 内外関係機関との交流、協力及び共同研究の受・委託
5. 海外事情及び国際問題に関し、主として拓殖大学、拓殖大学北海道短期大学の学生に対する教育指導
6. 研究会、講演会、講習会、シンポジウム及び公開講座等の開催
7. その他、研究所の目的を達成するために必要な事業

『海外事情』を隔月発行し、公開講座「国際講座」を開講するなど積極的に社会に広く還元する活動をしています。

海外事情〔令和7年7・8月号〕目次

割目レポート トランプ政権の関税政策はベトナム戦争の再現か	富坂 聰	2
特集Ⅱトランプ2・0半年間の中間決算		
第二次トランプ政権の西半球政策	中嶋啓雄	18
ウクライナ「仲介外交」の破綻	名越健郎	32
第二次トランプ政権とガザ情勢	江崎智絵	46
第二期トランプ政権と短期就労ビザ	中島 醸	58
トランプ政権の中米カリブ政策	岸川 毅	73
トランプ関税2・0のインド・東南アジア諸国への影響	椎野幸平	89
トランプ2・0時代のウクライナ政局	岡部芳彦	106
尹錫悦大統領の罷免と第二一代大統領選挙	梅田皓士	120
私の一枚 旅券（パスポート）の思い出	門間理良	138
イスラーム研究所たより／ハッジと平和構築の可能性	有見次郎	142
アフガニスタンのイスラーム／		
アフガニスタンのイスラームを読み解く4	高橋博史	12
両岸点描／終わりになき中国の反腐敗闘争	門間理良	14
半島（コリア）の日々／再び起こった「恒例行事」	梅田皓士	16
書評／照沼康孝『日本史教科書検定三十五年 教科書調査官が回顧する』	門間理良	140

# トランプ政権の関税政策はベトナム戦争の再現か

富坂 聰

(拓殖大学海外事情研究所教授)

半導体とレアアース（希土類）を交換する協議――。

こんな皮肉な声までささやかれた米中経済貿易協議メカニズムの初会合（六月九日、一〇日）がイギリスの首都ロンドンで行われ、関税戦争の一時休戦状態が再び延長され、世界の市場関係者は束の間、ほっと胸をなでおろした。

なんともまどろっこしい表現になってしまっているのは、私の筆力のせいではない。いろいろな意味でまだ「玉虫色」なのだ。

ドナルド・トランプ大統領は一日、自身のSNS「トゥルース・ソーシャル」で「中国との取引は完了した」と大文字で書き込んだ。しかし、第二次政権（二・

〇）のスタートと同時に振り上げた拳は、依然収められなかったわけではない。

迎え撃つ中国もいまだ臨戦態勢だ。スコット・ベッセント財務長官の協議終了直後の言葉は、それを象徴している。ベッセント氏は、アメリカの先端半導体の中国に対する輸出規制を一部緩和する、としながらも「極めて高性能なエヌビディアの製品についてはこの限りではない」と述べたのだ。

一方の中国も、アメリカが求めていたレアアースの輸出再開は「許可した」ものの、そこには六か月の期限が設けられている。

つまりトランプ政権の出方次第では、またいつでも規

制を再開し、プレッシャーをかけられる態勢を維持しているのだ。

米中が「協議を評価する」とする一方で未だにらみ合いを続けているのは、両国が互いに不信任感を拭えないからだ。

ロンドンでの協議の前、トランプ大統領はSNSで「中国は関税の合意に違反している」と発信。スイスでの米中ジュネーブ経済貿易会談での合意を履行していないとけん制した。

ホワイトハウスのケビン・ハセット国家経済会議（NEC）委員長も、「中国のレアアースの輸出規制の緩和は、以前よりハイペースで輸出されているが、スイスで合意した水準には達していない」と米CBSテレビのインタビューで述べている。

西側社会ではお約束の対中批判だが、これは多分に交渉前のブラフと考えられた。というのも合意を実行に移さないという点では、ストレスを膨らませてきたのは、むしろ習近平政権の方だったからだ。

中国政府や高官らの発言から、そのことはよく伝わってくる。

例えば、ロンドンでの協議を受けて中国商務部の何亜

東報道官が発したコメントだ。何は、「双方は両国首脳の六月五日の電話会談における重要な共通認識の実行とジュネーブ経済貿易会談における成果を揺るぎないものにするための措置の枠組みについて原則的に一致し、双方の経済・貿易面の懸念事項の解決に向けて新たな進展があった」と述べているが、「首脳会談での共通認識とジュネーブの成果を揺るぎないものにするのが重要」と強調した真意は、裏を返せば、ジュネーブでの合意後も、そうはならなかったことを暗に示しているからだ。

つまり、ジュネーブから米中首脳の電話会談を経てロンドンへとつながった交渉は、ホップ・ステップ・ジャンプと進展を積み重ねてきたのではなく、ジュネーブでの合意をきちんと履行できなかったことを修正するための合意を再度結び直したに過ぎないのだ。

何やら禅問答のようになってしまったが、問題はいたってシンプルだ。米中のどちらかが約束を履行していないということだ。

### トランプに約束保守れと迫った習近平

では、合意を守っていないのは米中どちらなのだろう

うか。

西側メディアの報道に慣らされた日本の読者であれば、約束を反故にするのはたいてい中国と相場は決まっている。前述したようにトランプ大統領も「中国は関税の合意に違反している」とSNSで発信している。

だが、中国を研究している立場からすれば、その認識は真逆にならざるを得ない。残念ながらこれまでの交渉で「約束違反」を繰り返してきたのはアメリカ側で、中国は会談の度に、非難の言葉を繰り返してきた。

例えば、長期的には「上海コミュニケ（米中共同声明）に違反している」という常套句であり、短期的にはジョセフ・バイデン大統領時代に多用された「言行不一致」という言葉である。

この米中の構図は、実は今回の交渉のなかにも引き継がれている。英BBCテレビは六月三日に配信した記事でそのことに触れている。タイトルは「中国、貿易『休戦』合意にアメリカが『重大な違反』と トランプ氏から非難され」だ。

BBCは記事のなかで、中国商務省が、「アメリカとの貿易協議で合意した『休戦』に、米政府が『重大な違反』をしていると主張している」ことを紹介。その上で、

具体的に何が違反なのかについて、こう記している。

「アメリカが半導体設計ソフトウェアの中国企業への販売を停止したことや、中国ハイテク大手の華為技術（ファーウェイ）製半導体の使用について警告を発したと、中国人留学生のビザを取り消したことなどが、合意違反に当たる」

中国側が募らせる苛立ちには、米中首脳の話談の場でも率直に伝えられている。

習近平国家主席の言葉は容赦ない。以下に抜粋しよう。「中国人は一貫して『一度言ったことは必ず実行し、実行する以上は必ずやり遂げる』ことを重んじている。合意に達した以上、双方はそれを順守すべきだ。ジュネーブ会談の後、中国側は合意を厳粛かつ真剣に履行している。米国側は達成された進展を客観的に評価し、中国に対する否定的な措置を撤回すべきだ」

つまり要約すれば、中国人は約束を守っているからアメリカ側も守れ、と要求したのだ。

では、トランプサイドの反応はどうだったのか。中国メディアが伝えているのは、トランプ大統領の以下のような発言だ。

「米国は中国経済が強い成長を維持し続けることを欲

迎する。米中協力により、より多くの優れた成果が得られると信じている。米国は今後も『一つの中国』政策を堅持していく。米中ジュネーブ経済貿易会談は非常に成功し、良好な合意に至った。米国は中国側と共に合意の履行に努めていく意思がある。また、中国人留学生の米国での学習を歓迎する」(『人民日報 日本語版』二〇二五年六月六日)

トランプ大統領が「一つの中国」について言及し、さらに「中国人留学生の米国での学習を歓迎する」とわざわざ述べたのは、中国側がそれを求めたからだ。

中国人留学生の問題はマルコ・ルビオ国務長官が「中国共産党とつながりのある中国人留学生のビザを取り消す」とぶちあげた政策だが、首脳会談の後に大統領が中国人留学生に理解を示したことでトーンを落とした。

ルビオ氏は中国が個人に対し制裁を課すほど警戒する対中強硬派の政治家だ。今回、そのルビオ氏の鼻を明かすように「中国人留学生排除」の政策が撤回されたのは、中国側にとって留飲の下がる出来事だったはずである。

ただ対米外交での成果という意味では、それはほんの小さな勝利でしかなかった。

## アメリカは中国のライバルかパートナーか

米中の関税戦争は、少なからずアメリカ経済に「混乱」をつくりだした。関税発動に対する市場の反応や米国内の経営者たちの狼狽ぶりは、トランプ政権が当初予測したレベルをはるかに超えて広がったのである。

トランプ政権が慌てて中国との話し合いに舵を切ったのはそのためであり、米中に一定の合意が結ばれると市場も落ち着きを取り戻した。

だが、トランプ政権側からは、その後も対中強硬策が次々と打ち出されてくる。

前述した先端半導体の輸出規制や中国人留学生の排除がそうである。

習近平政権からすれば、米中関係を安定軌道に乗せるために話し合ったはずなのに、なぜその後も弾を撃ち続けるのか。不信任は募るばかりだ。

アメリカ外交が備えるこうした二面性は、重要な政策を共産党中央が統括し、長期目標を一つ一つ達成してゆく中国のスタイルからすれば理解し難いのである。

アメリカの歴代政権との交渉で中国側が積み上げてき

たストレスが、最も端的に表現されたと考えられるのが、二〇二三年十一月十五日、訪米した習近平国家主席が発した以下の言葉だ。

「まず答えを出すべきは、中国と米国は一体ライバルなのか、それともパートナーなのかという問題だ」

換言すれば、アメリカは中国と「戦いたいのか、それとも共存したいのか」という問いかけだ。

バイデン大統領の時代、首脳会談を行えば笑顔で握手が交わされ、親しい空気が醸成された。中国側が聞きたい言葉も並べられる。しかし、会談後は再び対中強硬策が次々と打ち出されてくる。そんな繰り返しだった。

このアメリカのやり方を中国は「言行不一致」だと批判してきた。

トランプ政権に対し中国はまだ明確に「言行不一致」と批判したわけではない。しかし、トランプ政権もまたバイデン政権と同じ特徴を備えていると中国が警戒し始めたことは、先に紹介した六月五日のトランプ・習近平会談で、習氏がわざわざ「合意に達した以上、双方はそれを順守すべきだ」と釘を刺したことからもうかがえるのだ。

つまり交渉は、半信半疑の状態のなかで続いているの

だ。

ということは当然、中国は交渉の決裂も視野に入れているはずだが、その覚悟はどの程度固まっているのだろうか。世界の市場関係者は注目しているはずだ。

中国外交部の林劍報道官は四月八日の記者会見で「貿易戦争や関税戦争に勝者はなく、保護主義に未来はない。中国は自ら争いを起こすことはないが、争いを恐れない。(中略)中国は最後まで受けて立つ」と語っている。同様の発言は王毅外相以下、何人もの高官が繰り返ししてきている。

中国が想定する最悪の事態とは米中デカップリングを指すが、習政権はすでにトランプ一・〇のころから「最悪」を視野に備えてきた。そのことは、多くの中国の専門家らの発言や相互関税後の中国国内の動きなどからも明らかだ。

林劍報道官の「中国は最後まで受けて立つ」は単なるブラフではないのだ。

もちろん中国とてアメリカと徹底した対立を望んでいるわけではない。だが、トランプ政権が貿易戦争を仕掛け、自らも血を流す覚悟でこれに臨むのであれば、この無意味な関税戦争がもたらすデメリットを徹底して可視

化することも必要だと考えているようなのだ。

## 米中貿易の負の側面だけを強調するアメリカ

中国が関税戦争に自信を持って臨むことができたことには理由がある。

アメリカ社会の深い中国依存だ。

アメリカ公共放送PBSのニュース番組『NEWS-HOUR』でトランプ関税について解説した経済アナリストのローベン・ファルザ氏は、現在のトランプ政権の面々と、かつての共和党員との違いをこう表現している。「かつての共和党員は（安価な労働力である）移民に静かに感謝し、また中国のお陰でCDプレーヤーがたった二〇ドルで買えることを喜び、その余剰金を生活の質の向上に向けられたことにも静かに感謝していた」

トランプ関税は、アメリカが積み上げてきた貿易赤字を「被害」ととらえ、その不公平を是正するとして打ち出された政策だ。

ただ、このトランプ大統領の主張にはいくつも視点が欠けている。

例えば、ファルザ氏も指摘した安い輸入品がもたらす

メリットだ。

安価な中国製品がアメリカの消費者の旺盛なニーズに応えることで、アメリカの景気を盛り上げ、経済成長に貢献してきたことはまぎれもない事実だ。

メイド・イン・チャイナがアメリカ市場に受け入れられたのはアメリカの個々の企業や消費者がそれを選択したからであり、政策によるものではない。

もし、その合理性を関税で排除しようとすれば、アメリカ社会の消費環境は破壊される。

具体的には輸入品の価格が押し上げられることで消費は湿り、インフレは加速するということだ。これが個人消費がGDPの七〇％以上を占めるアメリカ経済にどんな影響をもたらすのか、という問題だ。

とくに住宅建設コストが上がりれば住宅の買い控えが起き、消費は大きく停滞する。経済再生を掲げて大統領選に勝利したトランプ氏はこの状況を許容できるのだろうか。

四月二一日には全米巨大小売りチェーンのウォルマート、ターゲット、ホームデポのトップがトランプ大統領を訪ね、「中国との貿易戦争が続けば」数週間で店の棚から商品がなくなってしまう」と警鐘を鳴らした。

そもそもメイド・イン・チャイナに関税を課すといっても、グローバル化の進んだ現在において、それは簡単なことではない。

例えばアップルのiPhoneだ。iPhoneは中国からアメリカに完成品が多く輸出されてきたが、輸出するのも輸入するのもアメリカの企業である。さらに部品の多くは日本製や韓国製でメイド・イン・チャイナといっても中国で付けられる付加価値は一〇%以下というのが実態だ。

トランプ政権は製造拠点の国内回帰を目論んでいるが、アメリカ現地のエコノミストの試算によると、「もしアメリカ国内でiPhoneを製造すると、一台三〇〇〇ドルを超える」ため、結局、関税を支払っても海外で生産した方が安いとの結論も導き出されている。現実の壁は思った以上に高いのである。

日用品の製造をアメリカ国内に戻すことは可能だとしても数年はかかるとすれば、トランプ政権の任期内に成果を求めても難しいのである。

一方の中国は、今回の関税・貿易であまり慌ててはいない。それはアメリカからの輸入品の多くが、半導体や自動車、薬品、大豆、石炭、綿花、牛肉などであり、一

部の先端半導体を除けば、ほとんどが代替可能な品物ばかりだからである。

実際、大豆はアメリカ産からブラジル産に、牛肉はアメリカ産からオージービーフというように、この短期間のうちに切り替えが進んでしまっている。かりに今後、米中が従来の関係を取り戻したとしても、中国の消費者がアメリカ産に戻ってくるとも考えにくい状況になっているのだ。

中国は、トランプ大統領が最初の関税を発動した二〇一八年から、貿易・関税戦争の再来に備えてきた。この間、中国の対外貿易のなかでアメリカが占める割合を、一九・二%から一四・七%（二〇二四年）にまで低下させてきた。しかも、全体の貿易額は拡大するなかで対米依存だけを減らしてきたのだ。

これを可能にしたのは東南アジアやロシア、そして「一帯一路」沿線国との貿易の拡大だ。

この点からも中国がいかに戦略的にこの八年間を過ごしてきたかが分かるだろう。

## トランプ政権に必要なのは「名誉ある撤退」

相互関税の発表、対中関税戦争の発動へと続いた強気な政策の裏側で、いまアメリカ経済の景気後退への懸念が高まっている。

株価が急落し慌てた市場関係者を「パニカン」と造語でからかい、「何かを解決するためには薬を飲まなければならぬ」と、未来のための辛抱を国民に求めているトランプ大統領も、いまでは中国との交渉を重視する姿勢に転じ市場を落ち着かせようと躍起だ。

解せないのは、想定外だった米国債の乱高下はまだまだ、常軌を逸した高関税が引き起こす後遺症は、その多くが事前に予想可能ではなかったのか、という点だ。

実際、中国はトランプ一〇の関税戦争の経験から、追加関税は「最終的にアメリカの消費者が支払うことになるので持続不可能」と見切っていた。

その政策が規模を拡大して実行されると、ノーベル賞経済学者のポール・クルーグマン氏は「完全に狂っている」と呆れ、ジャネット・イエレン前財務長官が「自分の見たなかで『最も深刻な自傷行為』と批判した。

少なくとも今、トランプ氏自身も、関税の発動に動揺した各国が、投資の資金と貿易赤字解決案を持ってアメリカの前行列をつくり、アメリカ企業がごぞって工場をアメリカに回帰させるなどと、暢気な夢は見えていられなくなったはずだ。

いったい誰がトランプ氏の背中を押し、関税砲を発射させてしまったのだろうか。

一説には通商・製造業担当の大統領上級顧問のピーター・ナバロがその「黒幕」とされる。確かに、ナバロ氏はトランプ一〇のときから関税政策の推進派だった。

だが、問題は彼一人にあるのだろうか。

この疑問に示唆を与えてくれるのが、ローレンス・サマーズ元米財務長官の言葉だ。サマーズ氏は米ブルームバーグテレビジョンのインタビューで、アメリカの現状を「ベトナム戦争やイラン、アフガニスタンでの紛争に似ている」と喝破。その上で、「ミスを犯しても撤退しようと思わず、実現不可能な取り組みに固執してしまう」ことを懸念していると語っている。

このサマーズ氏の指摘から想起させられるのは、デイヴィッド・ハルバースタムがベトナム戦に至ったアメリカ政治の失敗を描いた名著、「ベスト&ブライテスト」

だ。

ベトナムの轍をトランプ政権が踏むのであれば、アメリカ政治の抱える宿痾は今も昔も変わっていないことになる。

思えば、泥沼に陥ったベトナム戦争から「名誉ある撤退」を果たすため、ニクソン政権が向かったのは、北京であったというのも、皮肉な話だ。

## 『海外事情』五・六月号の紹介

習レポート 多国間主義の欧州と日米同盟 神話」の行方 渡邊啓貴

第一特集 電力争奪戦へと向かう世界

エネルギー戦略と安全保障 佐藤丙午

激動の内外エネルギー情勢と重要性を増す電力安定供給の課題 小山 堅

転換期をむかえた原子力開発 小伊藤優子

エネルギー政策と経済安全保障 遠藤典子

排他的経済水域での洋上風力発電 兼原敦子

第二特集 世界の中のアフリカ

気候変動ナラティブと遊牧民紛争 湖中真哉

アフリカに關与する国際社会 遠藤 貢

「下からの平和構築」に關する一考察 吉田真衣

私の一枚 沙漠の暮らし 野村明史

\* 台湾研究センターだより／台湾における「中国」の呼び方はさまざま 門間理良

\* アフガニスタンのイスラーム／アフガニスタンのイスラームを読み解く 高橋博史

\* 半島(コリア)の日々／韓国への関心の今昔 梅田皓士

\* 書評／オーウェン・マシユース『暴走するウクライナ戦争』 名越健郎

\* ※バックナンバーのご注文は、拓殖大学研究支援課

(〇三―三九四七―七五九七)までご連絡ください。

❧『海外事情』バックナンバー特集企画の紹介 ❧

2025年5・6月号

第一特集＝電力争奪戦へと向かう世界

第二特集＝世界の中のアフリカ

2025年3・4月号

特集＝新冷戦下の中国の選択

2025年1・2月号

特集＝選挙後のアメリカはどこに向かうのか

2024年11・12月号

特集＝観光依存という落とし穴

2024年9・10月号

第一特集＝保護主義へと逆流する世界

第二特集＝水資源と世界

2024年7・8月号

第一特集＝大国間で始まった月の陣取り合戦

第二特集＝難民の破壊力に怯える世界

『海外事情』三・四月号の紹介

割目レポート 戒厳令で混乱に陥った韓国

梅田皓士

特集Ⅱ新冷戦下の中国の選択

「新冷戦」への経済対応

田中 修

トランプ政権始動後の中台関係

門間理良

高齢社会におけるスマート介護

海老澤圭規

中国進出企業が気に掛ける定年延長と反スパイ法

熊 琳

スマートフォンがもたらしたエンターテインメント革命と中国の「グイマ」

松尾淳一郎

台湾における総統選挙の統計学的分析試論

早田健文・森田康彦

トランプ2・0で中国が狙う相対化

富坂 聰

クリミア併合は「ハイブリッド戦」だったのか？

遠藤哲也

私の一枚 不思議な戒厳令

荒木和博

イスラーム研究所だより／タイハラル絵会二〇二四出席

柏原良英

アフガニスタンのイスラーム

\*

高橋博史

アフガニスタンのイスラームを読み解く②

遠藤哲也

Do ☆危機管理／「守るべきQOL」を考えよう

\*

名越健郎

書評／Adrian Karatycky “Battleground Ukraine”  
From Independence To The War With Russia

※バックナンバーのご注文は、拓殖大学研究支援課  
(〇三―三九四七―七五九七)までご連絡ください。

## アフガニスタンのイスラームを読み解く 4

高橋博史

元アフガニスタン駐劄特命全權大使  
拓殖大学海外事情研究所客員教授

こうした背景をもとに「一九世紀から二〇世紀初頭にかけて、イスラームはアフガニスタンがイギリスやロシアの帝国主義に対抗するための最も強力な力となっていた。宗教的な利益団体や指導者は、外国の侵略に対抗する闘いにおいて目覚ましく、アフガニスタンのすべての政治において主要な役割を果たしたのである」つまり、アフガニスタンにおけるイスラームはこの地域に居住する人々を繋ぎ、連携させる大きな要素であり、原動力になったといえる。欧米において成立した国民国家形成には国を一体化させる要素としてナシヨナリズムが大きな役割を果たした。アフガニスタンでは多種多様な民族を一つに繋ぐ役割を果たしたのがイスラームであったと言えよう。特にウンマ（共同体）の概念は重要な要素であった。

二〇〇二年、私は国連アフガニスタン支援ミッションに外務省から派遣された。同年、日本から小泉純一郎首相から命を受けた専門家で構成された総理ミッションなるものがカーブルを訪問した。私はラフダル・ブラヒミ国連特使から同席を命じられた。その中の一人がブラヒミ特使に「アフガニスタンの領土は大きく、さらに多くのエスニック（民族・グループ）が住んでいるので、これを機会にアフガニスタンを分割して幾つかの国にしてみてはどうでしょう」と提案したのである。特使は即座に「この国のどのような場所でも、そこにいる老人、子供たちに、

あなたはどこの国の人ですかと聞くと、異口同音にアフガン人ですという答えが返ってきます。この国の人々は自分自身をアフガン人と認識しているのです。彼らにエスニカル（民族的）な区別はありません。国を分割することがこの国に必要であるとは思わない」と一蹴した。この専門家はただ単に多くの民族が居住しているだけで、アフガニスタンには国民としての自己認識や帰属意識はなく、また、共通の価値観も生活様式もない。異なった社会生活を営んでいると考えていたようである。彼はアフガニスタンにナシヨナル・アイデンティティ<sup>②</sup>が存在することを知らなかったのである。正確には欧米生まれのナシヨナル・アイディ

ンティティーとは異なる帰属意識といった方が正確かもしれない。もちろん、彼らの間にエスニカルな違いは存在する。しかしアフガニスタンにはエスニカルな違いを超えて、アフガニスタンをワタン（祖国、母国）と認識する人々が住んでいるのである。

それだけではない。「イスラームでは、主権は神のみに属している。国家の概念は、イスラームの聖なる法であるシャリアーに基づいており、シャリアーは、礼拝の方法だけでなく、日常生活の規範、国家の原則、国家と共同体の相互作用、個人間の関係も決定している」<sup>(3)</sup>。イスラームがアフガニスタンにおいてエスニカルな境界を超えて共同体意識を目覚めさせることになったのは間違いないであろう。それではアフガニスタンにおける統治者とイスラームとの関係はどのようになっているのであろうか。センゼルは次のように述べる。

「アフガニスタンでは、理論的には、

国民は忠誠の誓いをもって支配者の権威を認める。しかし、実際には、支配者の王位継承権は「一時的なものであり、奪い取ることができる」と考えられていた。政権の存続は、部族長（ハーン）と宗教指導者という比較的独立した二つの勢力の忠誠に大きく依存していた。部族長との同盟は、通常、重要な権限を委譲することによって確保された。支配者は、彼らに利権を与えることによって、宗教集団の支持や少なくとも了解を得るよう交渉した。政治指導者がこのような取り決めに違反した場合、宗教指導者は宗教的原則を呼び起こしてその権力に対抗した」<sup>(4)</sup>のである。つまり、政治指導者にとって宗教指導者の有する影響力を無視することは非常に困難であったということができる。当然ではあるがアフガニスタンの歴史の中で宗教指導者の影響力を完全に封じ込むことができた政治指導者がいなかったわけではない。しかし、多くの場合、宗教指導者によって政治指導者が

排除されるケースも多く見られる。

最近の例でいえば、二〇二一年八月に欧米諸国が支援していたアシュラフ・ガニー政権が、宗教勢力であるタリバーンによって崩壊したことを挙げる事ができる。これによって第二期目のタリバーン政権がアフガニスタンに出現したことになる。つまりこのタリバーン政権の出現はアミール・アルムムミニーン（信徒の長）の称号を有するタリバーンの最高指導者ハイバトゥラー・オフゾーダー師による神権政治が出現したことを意味している。

#### 【注】

(1) p. I. Nawid, Senzil K., *Religious Resonance to Social Change in Afghanistan 1919-29, King Aman-Allah and the Afghan Ulama*, Mazda Publishers, California, USA, 1999

(2) <[https://navymulesakurane.jp/National\\_identity.html](https://navymulesakurane.jp/National_identity.html)>

(3) p. I. Nawid, Senzil

(4) *Ibid.*, p. 4.

# 終わりになき中国の反腐敗闘争

拓殖大学海外事情研究所教授  
門 間 理 良

今号からこのエッセイを担当することになりました。中国や台湾に関するトピックスをわかりやすく解説していくことを心掛けます。今回は習近平政権下の中国で度々話題になる汚職と反腐敗闘争について解説します。

中国ではしばしば中国共産党（以下、共産党）幹部、中央政府・地方政府幹部、中国人民解放軍（以下、軍）幹部の重大な規律違反がニュースとして取り上げられている。政府と軍の幹部が共産党員である確率は、地位が高くなればなるほど高い。軍では、共産党員でなければ中佐以上に昇進できないとも言われている。習近平政権下では、それまでの「中央

政治局常務委員（経験者）は逮捕されることはない」という不文律が破られて、胡錦濤政権期に中央政治局常務委員会でナンバー9だった周永康が逮捕され、無期懲役の判決を受けた。その後、やはり胡錦濤時代に中央軍事委員会副主席（軍制服組最高位）にいた、徐才厚、郭伯雄が相次いで収賄罪で逮捕され、党籍や軍籍の剥奪などの上で起訴されている。このような習近平政権の反腐敗闘争は「虎も蠅も叩く（大物でも小物でも摘発する）」と称されたが、江沢民系列（上海閥、次いで胡錦濤系列（中国共産主義青年団閥）とあった、自らの権力強化にとって邪魔な人物の排除の色彩をもっていたことは否定できない。反腐敗闘争という形はとら

ななかったが、習近平は自分よりも二歳若い李克強総理を引退に追いやり、胡錦濤の秘蔵っ子で李克強の後継者、次世代のホープと見られていた胡春華を中央政治局委員から中央委員に格下げし、中国人民政治協商会議全国委員会副主席という閑職に回した。周囲の政治局（常務委員会メンバーを自分に年齢の近い部下たちで固めて、政敵の排除と短期内における次世代への委譲を拒否する体制も完成した。それでも習近平に反腐敗闘争の手を緩める気配はないのは、共産党政権支配の正当性を主張するためと考えられる。ここで反腐敗闘争を終わらせると、これまでのそれは単なる政敵排除の口実だったと国民に見抜かれてしまう。また、国民

から共産党が汚職にまみれ、自浄能力もない政権だと見限られてしまうことを恐れてもいる。

習近平政権下の一連の軍組織改革で、四総部（総参謀部、総政治部、総後勤部、総裝備部）の解体と中央軍事委員会直轄の五部門への再編を反腐敗闘争の観点に照らして考察してみれば、総政治部隷下にあった軍の規律検査部門が独立したことは重要である。以前であれば、総政治部主任が規律検査部門の上に立っていたため、同部門の機能は上部組織の総政治部に制限されていた。徐才厚は総政治部主任を経て中央軍事委員会副主席になっていたのだから、規律検査の最高責任者が汚職していたことになる。現在の中央軍事委員会には、委員として規律検査委員会書記（張昇民上將）が入っていることも、習近平が軍内でも反腐敗闘争に力を入れていることの証明になるだろう。

だが、中央軍事委員会委員の李尚福国防部長や苗華政治工作部主任が失脚した

のに加えて、本年三月半ば以降、何衛東副主席の動静が不明となっている。習近平主席をトップとする合計七人のメンバーのうち制服組の半数に当たる三人が汚職絡みで失脚したり、現状では理由不明ながらも動静不明だったりという事態は、民主国家ではありえない異常さと言える。民主国家でも汚職はたびたび発生している。しかし、露見すれば警察が捜査して逮捕し、容疑が固まれば検察が起訴する。裁判は公開され容疑者は弁護士をつけて争うことができる。最終的に裁判官が法律に基づいて判決を下すが、誤審を防ぐセーフティ機能として、多くの国では三審制が敷かれてもいる。政治家であれば、有罪が確定し刑に服した後でも、選挙で落選の危機に直面することもある。なににも増して重要なのは行政、立法、司法各機関の権力が突出しないように、相互に牽制する三権分立が民主国家の根本として確立され、尊重されていることである。

それに対して、強大な権力を握る共産党は行政機関、立法機関、司法機関を含めたすべての組織を超越して存在しているため、共産党の誤りを正す機関がない。汚職をしても事態が表面化しないケースの方が、法の下で裁かれるケースより圧倒的に多いと考えざるを得ない。さらに言えば、軍が政府にはなく共産党に忠誠を誓う党軍であることも大きな問題である。国民の抗議を武力で阻止した天安門事件がそれを証明している。

反腐敗闘争が続いても効果が上がらない理由は、つまるところ共産党が軍を支配下に置きながら一党独裁体制を堅持する状況は簡単には変化せず、それを利用して汚職をすることが、自己の富裕化、保身、権力の確立に利すると考えている共産党幹部が多数に上っているからと言っても過言ではない。

#### 【推薦図書】

モンテスキュー著『法の精神』  
上中下巻、岩波文庫、一九八九年

## 再び起こった「恒例行事」

拓殖大学海外事情研究所助教

梅田 皓士

韓国政治を説明する際、必ずと言っていいほど触れるのが、退任後の大統領についてである。これは一般的にも知られていることであるが、韓国の大統領は退任後、死ぬか逮捕されるかなどと言われないことが多い。だが、正確には、亡命するか、クーデターで下野するか、暗殺されるか、本人または親族が逮捕されるか、自殺するかである。これを歴代の大統領と当てはめると、李承晩は「ハワイへ亡命」、張勉は軍事クーデターで下野、朴正熙は暗殺、全斗煥と盧泰愚は逮捕、金泳三と金大中は親族が逮捕、盧武鉉は自殺、李明博、朴槿恵は逮捕である。

韓国は制度面において大統領に権限が集中し、また、在外公館長や政府傘下の

財団、公社などのトップ人事が政治任用で行われるため、それらのポストを狙う人々が大統領や政権関係者に近づこうとする。また、その権限の強さから特定分野での規制緩和などを働きかけることもある。だが、そこまでたどり着けない人々が次に狙うのが大統領の親族である。そのため、大統領本人だけではなく親族にも賄賂などが贈られることが多く、最終的に検挙の対象となる。

これらのことから、筆者もこれまで文在寅元大統領について「いつ逮捕されるのか」などの質問を多く受けた。文在寅元大統領については、在任中、日韓関係が非常に悪かったことや北朝鮮との交渉に積極的であったことなどから、日本で

のイメージはあまり良くない。そのため、先のような質問も多かったのだろう。筆者はこの質問に対して、「当面、その可能性はない」と回答していた。というのも、文在寅元大統領は、日本ではイメージが良くないものの、大統領を退任した際の支持率もこれまでの大統領と比べて高かった。そのため、権力型不正に關して、そこまで多く指摘されていなかった。

また、文在寅元大統領の後任には、尹錫悦前大統領が就任した。周知の通り、尹錫悦前大統領は、文在寅元大統領に検事総長に任命されながらも、文在寅元大統領が進めた検察の権限分散を中心とした「検察改革」に反発して文在寅元大統領と対立した。そして、結果として検事

総長を辞任し、大統領選挙に立候補して当選、大統領に就任した。そのため、文在寅元大統領との関係は悪く、政策も文在寅政権の逆の政策が多く見受けられたほどであった。このことから、尹錫悦前大統領は前政権である文在寅政権の問題について様々な調査を行った。その一環

として、西海において韓国の公務員が北朝鮮に射殺され、その遺体を北朝鮮が焼却した事件に関連して、当時の鄭義溶国家安全保障室長、徐薫国家情報院長、盧英敏大統領秘書室長、金鍊鉄統一部長官などを立件した。しかしながら、文在寅元大統領が立件されることはなかった。時に「検察政権」とも呼ばれることがあった尹錫悦政権が政権の敵である文在寅元大統領に関連する事件を見つけれなかったことを意味していた。そのため、筆者も既述のような回答をしていた。

さらに文在寅元大統領の後任である尹錫悦前大統領が非常戒厳令の発出に伴い、大統領職を罷免され、その過程で、内乱

や職権乱用などで起訴されている他、金建希前大統領の「疑惑」を捜査するため特別検察官の任命法案も可決していることから、文在寅元大統領ではなく、尹錫悦前大統領の方がより訴追の対象として見ていた。

しかしながら、この状況が動いたのが、文在寅元大統領の娘が道路交通法、公衆衛生管理法違反で問題が指摘されるようになった時期からである。この二つの事件は、前者は飲酒運転、後者は無許可で宿泊業を行ったものであり、文在寅元大統領とは直接的な関わりはない。しかしながら、文在寅元大統領が収賄で在宅起訴された。文在寅元大統領が起訴されたのは、文在寅元大統領が大統領在任中の娘の元夫が格安航空会社の常務に就任し、その格安航空会社の社長が韓国政府の出資する公団の理事長に就任したが、格安航空会社から文在寅元大統領への賄賂に当たると検察が判断したためである。つまり、格安航空会社の社長が文在寅元

大統領の娘の元夫を常務とする代わりに文在寅元大統領が格安航空会社の社長を政府出資の公団の理事長にしたとの筋書きである。そして、娘の元夫が格安航空会社から受け取った給与や移住費などの二億二三〇〇万ウォンは、格安航空会社から文在寅元大統領への賄賂にあたることした。

検察が文在寅元大統領を在宅起訴したと発表したのは二〇二五年四月二四日である。この時期は既に尹錫悦前大統領が大統領を罷免され、次期大統領として李明が有力視されていた時期であった。検察からすると、李明が政権が誕生し、検察内で親李明派が力を持つと革新系の文在寅元大統領への捜査をしづらくなる可能性もあった。そのため、この在宅起訴の時期も検察にとっては最後の機会であったとも理解できる。いずれにせよ、文在寅元大統領が名誉を守り、最後まで幸せな退任後の生活を送ることができるか、裁判の結果をみまもるしかない。

## 第二次トランプ政権の西半球政策

——パナマ運河再獲得、カナダ併合、グリーンランド領有をめぐる

中嶋 啓雄

(大阪大学大学院国際公共政策研究科教授)

モンロー大統領以来、この半球と私たち自身の諸問題への諸外国の干渉を拒絶するのが、我が国の公  
式の政策でした。

——ドナルド・トランプ大統領(第七三回国連総会での演説、二〇一  
八年九月二五日)<sup>①</sup>

### はじめに

再び大統領に就任したドナルド・トランプは、その就  
任演説で以前から関心を抱いてきたパナマ運河の再獲得  
を主張した。グリーンランドについても第一次政権の末  
期からその領有を主張してきた。就任後、カナダはアメ

リカ合衆国の五一番目の州になるべきだとの主張を展開  
していることも周知のとおりである。本稿では「アメリ  
カ第一主義」にも反映されたこうしたアメリカの「西半  
球」政策の歴史的背景を再考し、そこにおける第二次ト  
ランプ政権の意図を探り、現時点でのその評価を考えて  
みたい。「アメリカ第一主義」は建国以来の孤立主義の  
系譜に属するが、元来、孤立主義はヨーロッパに対する

もので、西半球においてどのように振る舞うかが、今日、逆に問われることにもなっているからである。

トランプ政権の主張の背後には一九世紀初め以来、アメリカが唱道してきた「西半球」概念が存在しているように思われる。日本では馴染みの薄い概念だが、西半球とは一般に南北アメリカ、すなわち北アメリカ、ラテンアメリカおよびカリブ地域の総称——国際通貨基金（IMF）等の統計でも用いられている——で、厳密に言えばイギリスのグリニッジ天文台を通過する経度〇度線と太平洋のほぼ真ん中を通過する西経一八〇度線（日付変更線にほぼ一致）に挟まれた半球を指す。つまり、イギリス諸島の大部分、フランスの一部、スペインとポルトガルの全土および西アフリカのふくらんだ部分が含まれることになる。因みに一八八四年、国際子午線会議でグリニッジ天文台を通過する経線を基準子午線とすることが決定されたが、ドイツの政治学者・公法学者カール・シュミットは『大地のノモス——ヨーロッパ公法という国際法における』（一九五〇年）において、その後も第二次世界大戦までは西経二〇度で東西の半球を分かつのが通例であったとしている<sup>③</sup>。さらに言えば、西半球は従来、「旧世界」ヨーロッパに對置されるところの「新世界」、

すなわちカリブ地域を含む南北アメリカの同義語として、地理的というよりも理念的な概念として把握されており、英米関係のリンチピン（調整役）と考えられてきたカナダが、フランクリン・D・ローズヴェルト大統領の発言等を通じて、ようやくモノロー・ドクトリンの適用範囲に含まれると考えられるようになったのは、第二次大戦勃発の前年の一九三八年のことである<sup>④</sup>。その後、第二次大戦期には安全保障上の理由からグリーンランド（デンマーク領）も西半球に含まれると見なされたことがあり、米州機構（Organization of American States。略称OAS）（一九五一年発足）の集団的安全保障を規定する米州相互援助条約（通称、リオ条約）（一九四七年調印、翌四八年発効）の第四条においても、グリーンランドを含む北極圏の一部が条約の適用地域とされた。だが、いずれにせよ実際には西半球は「半球」という程、大仰なものではない。それにもかかわらず、この概念がアメリカで用いられてきたのは、それが腐敗した「旧世界」に對峙する「新世界」、より具体的には旧来の近代文明の中心地としてのヨーロッパに對峙する新興国アメリカという、きわめて強力な自己アイデンティティに深く関わるものであったからであろう。

既に一八二二年戦争（第二次米英戦争）（一八二二～一八二五年）勃発直後、独立宣言の起草者でもあった前大統領トマス・ジェファソンは、カナダ占領を「単なる進軍の問題（mere matter of marching）」だと豪語していたが、戦争後、アメリカに続いて中南米諸国が独立し始めるなかで、西半球という用語も頻繁に用いられるようになった。<sup>6</sup> モンロー・ドクトリンの宣言（一八二三年）は、その西半球の理念を高らかに謳ったものと言えよう。その後、一九世紀後半、アメリカは中米地峡に運河を建設予定であったことや、経済関係の緊密化から中南米への関心（それは時に軍艦の沿岸への派遣や米兵の上陸といった軍事力の誇示、行使を伴った）を強めていった。事実、イギリスがニカラグアに運河を建設する計画が浮上すると、それを阻止すべく一八五〇年、米英両国が単独で運河を建設・防備しないことを定めたクレイトン・ブルワー条約が調印されていた。さらに時代を下ると国務長官ジェイムズ・ブレインが、汎米会議を提唱し、一八八九年から翌九〇年にかけて、首都ワシントンで第一回会議が開催された。そして英領ギアナ・ヴェネズエラ国境紛争（一八九四～九六年）に際して、クリーヴランド政権の国務長官リチャード・オルニーが一八九五年七月、駐英公使を通じて、イ

ギリス首相兼外相ソールズベリー卿に「今日、合衆国は事實上、この大陸（＝南北アメリカ大陸）における主権者であり、そして、その決定は対象となる諸国民の法である」（モンロー・ドクトリンのオルニー系論（コロラリ））と通告した。<sup>7</sup>

その後、ジョン・ヘイ国務長官はイギリスとの間で一九〇一年、クレイトン・ブルワー条約に代わるヘイ・ポーンズフット条約に調印し、遂にアメリカは中米地峡に単独で運河を建設し、防衛する権利を獲得した。ヘイは一九〇三年一月には、コロンビアとの間でパナマ運河地帯を租借するヘイ・エラン条約の調印にこぎつけた。しかしながら、コロンビア議会上院は一九〇三年八月、全会一致でこの条約案を否決した。その結果、アメリカの軍艦がパナマ地峡の大西洋岸に入港した翌日の二月四日、パナマに「革命」が起り、セオドア・ローズヴェルト政権は即座にパナマのコロンビアから独立を承認した。もっともローズヴェルト政権がパナマ革命を引き起こしたという解釈は、必ずしも的確ではない。パナマにはコロンビア政府からの独立を目指す革命派の一群が既に存在していたからである。<sup>8</sup> とまれ一月一日には、ヘイがフランス人投機家フィリップ・ブノー・ヴァリラを介

して、パナマとの間でハイリブノーヴァリラ条約に調印して、アメリカが運河を建設し、防衛・管理するため運河地帯の永久租借が約束された。<sup>9)</sup>

西半球との関連でグリーンランドについて述べれば、アメリカで初めて海洋帝国論を唱道した主要な政治家であるウイリアム・H・シュワード国務長官は、一八六七年、ロシアからのアラスカ購入(七二〇万ドル)を主導したが、その際、デンマークが領有するグリーンランドやアイスランドの獲得も模索していた。付言すれば、彼は一八六七年、デンマーク領西インド諸島(現・ヴァージン諸島)を併合する条約にも調印していたが、政局から合衆国憲法で規定された連邦上院における批准への同意がなされなかった。一八九六年にはウイリアム・マッキンリーが大統領に当選するが、その際の共和党綱領にもデンマーク領西インド諸島の獲得が掲げられていた。因みにトランプ大統領は史上最高の税率四九・五%のマッキンリー関税(一八九〇年)を成立させ、自らの大統領の任期中にも史上最高の税率五七%のディングリー関税(一八九七年)が連邦議会を通過したマッキンリーを敬愛しており、アラスカ州に位置する北米最高峰デナリ(六一九四メートル)——先住民の言葉で「偉大なもの」、「高い

もの」の意。冒険家・植村直己が二度目の単独登頂後、消息を絶ったことでも知られる——の名称をマッキンリー山に戻したことは周知のとおりである。デンマーク領西インド諸島は第一次世界大戦中の一九一七年、ドイツによる獲得を排除するために二五〇〇万ドルを支払い、ヴァージン諸島として遂にアメリカが領有するに至った。<sup>10)</sup>

加えて、アイスランドも西半球に含まれるという主張が、第二次大戦中になされたことがあった。しかしながら、フランクリン・D・ローズヴェルト大統領は一九四一年七月、モンロー・ドクトリンに言及することなく、ドイツに対抗してイギリスを対象とした武器貸与法(同年三月成立)を履行するために、戦後、北大西洋条約機構(NATO)(一九四九年発足)の現加盟国ともなるアイスランドに米軍を派遣していた。<sup>11)</sup>

以上が第二次トランプ政権の西半球政策に関わる歴史的背景の概要である。

## パナマ運河とアメリカ

ハイリブノーヴァリラ条約調印後、アメリカ政府は当初、太平洋に近いニカラグア湖を水源として、大西洋に

注ぐサンファン川を利用できるニカラグアを運河建設の予定地として選定した。しかしながら、新パナマ運河会社から安価でパナマ地峡における運河建設権を買取る目処が立ったため、パナマに運河を建設することになったのである。スエズ運河（一八六九年開通）を開削したフェルディナン・ド・レセップスを中心に運河建設を試みたパナマ運河会社は破産していたが、同社に勤務していた前述のブノーヴァリラは新パナマ運河会社の設立にも関わっていた。

ヘイ・ブノーヴァリラ条約が調印された翌年の一九〇四年中頃より運河の建設が始まり、第一次世界大戦勃発直後の一九一四年八月、遂に開通した。運河がアメリカによって防衛され、ここでは「あたかも同国が主権者であるかのように」（同条約第三条）振る舞うことが可能となったのである。一九一一年三月、ローズヴェルトは「私が運河地帯を獲得した」と豪語したと報じられた。実際には「私はパナマ地峡に出かけて、運河の建設を始めた」と述べただけであったが、彼の強引な手法は、南北アメリカにおけるアメリカの覇権の確立を内外に強く印象づけたのである。

パナマにおいては、二〇世紀初めよりアメリカが租借

してきた運河地帯が同国の中心部を分断してきた。パナマ人にとって、アメリカの運河地帯永久租借は屈辱的であった。そうしたなかで時折、反米感情が高まっていたが、一九六四年、運河地帯で学生がパナマ国旗を掲げようとして、双方合わせて約三〇名が死亡した反米暴動が発生すると、アメリカ政府は重い腰を上げた。ジョンソン政権は、パナマ運河返還に向けて交渉を始めたのである。だが、交渉は遅々として進まず、ニクソン政権に引き継がれたが、保守派の強い反対からパナマ運河返還は一向に実現しなかった。

一九七七年、カーター政権はパナマとの間でパナマ運河返還に関する二つの条約に調印した。一つ目の条約では運河地帯返還後の運河の中立が定められた。二つ目の条約ではアメリカがパナマ運河地帯の永久租借を放棄して、一九九九年末に運河地帯をパナマに返還することが約束された。二つの条約案は翌七八年、連邦上院に送られたが、議会の内外で保守派からの反発が沸き起こった。前カリフォルニア州知事で共和党の次期大統領候補に名乗りを上げていたロナルド・レーガンらは、パナマ運河の返還によりアメリカはローマ帝国同様、衰退の道を歩むと両条約を非難して、上院議員たちにその批准に反対

するよう働きかけた。それに対してカーター政権や国務省は、パナマ運河条約批准のためのキャンペーンを展開し、ニクソン政権の国家安全保障担当大統領補佐官として、パナマ運河返還交渉にも携わったヘンリー・キッシンジャーら一部の保守派の協力も得て条約の批准に向けて尽力した。

結局、運河地帯返還後の運河の中立を規定した一つ目の条約案は六八対三二、つまり、条約批准への同意に必要な三分の二の賛成をぎりぎり得て、上院を通過した。但し、パナマ運河が閉鎖された場合、それを「再び開くためにパナマにおける軍事力の行使を含む」単独行動を起すことができるとする条件 (condition) が付されていた。運河の返還を規定した二つ目の条約については、今度はアメリカが介入する権利を否定し、パナマの「政治的独立あるいは主権の保全と抵触」しないことを条件に、やはり、ぎりぎり三分の二の賛成を上院で得た。既に当時、石油を積載する超大型タンカー、大型貨物船や航空母艦は運河を通過することができず、原子力潜水艦も通過中は浮上しなければならず、パナマ運河の重要性は低下していた。事実、当時のアメリカの海上貿易において、パナマ運河を通過する割合は一〇〜一七%で、そ

の国民総生産 (GNP) に占める割合は1%にも満たなかった<sup>(18)</sup>。そうではあってもベトナム戦争の敗北を経験したばかりのアメリカ国民にパナマ運河返還条約が与えた衝撃は大きく、同年秋の中間選挙では、条約に賛成した再選を目指す上院議員二〇名のうち一三名が落選した。

一九九九年二月三日、正式にパナマ運河はアメリカからパナマに返還された。しかしながら、それに先立ち一月中旬に開催されたパナマ運河返還式典には、現地で出席が強く期待された現職のビル・クリントン大統領の姿はなかった。マデリーン・オルブライト国務長官の出席は直前になって中東和平交渉を理由にキャンセルされ、翌年に大統領選挙を控えるアル・ゴア副大統領に代わって、出席の可能性さえ取り沙汰されなかった。国内で不人気なパナマ運河返還の式典に参列したアメリカの大物政治家は、結局、ジミー・カーター元大統領ただ一人であった。その際、カーターは「それ(運河)はあなた方のものです (It's yours)」と発言したが、ゴア副大統領と大統領選挙を戦うことになるテキサス州知事ジョージ・W・ブッシュは、翌二〇〇〇年初頭、一九九七年に中国に返還された香港の企業が運河地帯に進出していることを念頭に、「中国の影響力が強制されるのを

阻止するために、米軍派遣も含め必要な措置を講じる用意があるのか」と問われると、「必要なら運河を開放する」と答えていた。<sup>14</sup>二〇〇七年九月には、やはり、カーター元大統領が出席した運河の通航量を倍増させる拡張工事の起工式が催されたが、アメリカの帝国性は今日でもパナマ運河に対する一部のアメリカの国民のまなざしに反映されていると言えよう。<sup>15</sup>

パナマ運河返還に関する二つの条約には相矛盾する解釈が可能な条件が付されていたため、有事の際、アメリカ単独の判断で軍事介入する権限を留保するアメリカ政府と、それを認めないパナマ政府との間の溝は埋まらなかったが、パナマ運河の返還は中米・カリブ海域に対する「ヤンキー帝国主義」を否定したという意味で、カーター外交の一つの大きな成果であった。他方、パナマ運河地帯からの米軍全面撤退後、台湾との国交を維持してきた国が多い中米・カリブ地域でも中国の影響が次第に強まっていった。二〇世紀末の香港返還とパナマ運河返還は、米英の帝国主義の終焉を象徴する出来事ではあったが、パナマを含め、当時、次々と誕生していた中南米諸国の左派政権の反米主義を逆なでしないかたちで、そのことから生じた「力の真空」への中国の浸透にどのよ

うに対応するのか、という新たな課題にアメリカは直面することになったのである。

その意味でトランプ政権のパナマ運河への関心自体は必ずしも批判されるべきことではない。結局、頓挫したとは言え、近年まで香港企業がニカラグアにもう一つの運河を建設していたなかで、中米・カリブ地域において経済的帝国主義、いわゆるドル外交を展開したタフト政権の国務長官フィランダー・C・ノックス——先月、トランプ大統領が新日鉄による買収を承認したUSスチールの元顧問弁護士——の初外遊（一九二二年）以来初めて、キューバ系のマーク・ルビオ国務長官が初めての外遊先として同地域を選んだのも故無しとは言えない。とはいえ、現在、運河の両端の主要二港の事業を請けおっている香港企業CKハチソン・ホールディングス（長江和記実業）からアメリカの投資家連合への売却が取り沙汰されているが、民間の取引であるにもかかわらず、米中南米政府が事実上関与している。<sup>16</sup>振り返れば、運河開通時に確立されたパナマにおける寡頭制とそれと結託したアメリカの（非公式の）植民地主義に対する新中産階級の反発が、二〇世紀前半に胚胎し、アメリカとの協力を余儀なくされた第二次大戦期を経て、その寡頭制が崩壊し

た後、一九六四年以降、パナマ返還条約の締結までは顕在化していた<sup>①7</sup>。その後、パナマの大統領となったマニユエル・ノリエガ將軍は一時期、レーガン政権と親密な関係にあったが、それもやがては悪化した。そして、冷戦の終焉が語られたマルタ会談（一九八九年二月）の直後、国際世論が多幸症的空気に包まれるなかで、ブッシュ（父）政権はパナマに単独軍事介入し、麻薬密輸の嫌疑で同將軍を捕捉した。その過程では五〇〇名を超えるパナマの民間人が犠牲になった。OASは非難決議を採択し、国際連合の安全保障理事会における決議に対して、アメリカは最終的に拒否権を發動せざるをえなかった<sup>①8</sup>。

こうした歴史を踏まえると、現時点ではパナマ政府はトランプ政権に寄り添う姿勢も見せているが、パナマ運河再獲得の主張は、パナマを初めとする中南米諸国を自らに引き寄せるどころか、逆に離反させてしまう公算が大きい。たとえアメリカ側の法解釈に拠ったとしても、二つのパナマ運河返還条約に基づき実行できるのは、パナマの「政治的独立あるいは主権の保全と抵触」しないことを条件とした「軍事介入」までである。二〇一六年に民進党が政権を担うようになってから、パナマ、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、ニカラグア、ホンジュ

ラスが相次いで台湾と断交し、中国と国交を樹立している（断交ドミノ）。それだけにトランプ政権には慎重な対応が求められており、ロシアによるウクライナ軍事侵攻との関係で台湾有事がささやかれるなかで、パナマ運河再獲得のような極端な主張でいたずらに中米・カリブ地域の反米感情を刺激しないよう、日本政府としても積極的に働きかけていくべきであろう。現在、台湾と国交を持つ一二カ国中、七カ国が中南米に位置する。中国を必要以上に敵視するのは好ましくないが、その意味で四月に開幕した大阪・関西万博のために両国大統領が訪日した機会を捉えて、石破政権が台湾と公式の外交関係を維持するパラグアイ、グアテマラとの関係を戦略的パートナーシップに格上げしたのは時宜に当たっていたと言える。

### カナダとアメリカ

カナダ併合論は建国期以来、一九世紀後半まで存続していたが、従来、北極圏はおろかカナダも西半球に含まれているとは見なされてこなかった。だが、第二次大戦期までには「汎米体制（Pan-American system）」がおお

むね構築された。その結果、第二次大戦後、カナダ人のイギリスに対する忠誠心は大きく減退した。もっともラテンアメリカ諸国の民主化が進展するなかで、カナダがOASに加盟するのは、冷戦終焉期の一九九〇年を待たなければならなかったのも事実である。とまれピエール・E・トルドー首相（ジャスティン・トルドー前首相の父）の独自路線を捨てたカナダ政府の提案で締結された米加自由貿易協定（一九八九年調印）が拡大され、民主党のビル・クリントン大統領が民主党やその支持母体である労働組合の反対を押し切って、メキシコを含む北米自由貿易協定（NAFTA）も一九九四年に発効させていた。

しかしながら、フランス語を母語とする者が八割を超えるケベック州を擁して、英仏両語を公用語とし、古くはアメリカ独立戦争（一七七五〜八三年）中、いわゆる一三植民地に居住しながらもイギリス国王側についた数万人の忠誠派を戦争後に受入れ、また、時代は下ってベトナム戦争中、大義の曖昧なこの戦争に反対する立場から徴兵を逃れ、カナダに移住したアメリカ人の若者がいたことなどにも例示されるように、右派、左派を問わず、アメリカ政治の枠組みに収まらなかった人々に、カナダは避難先を提供してきた。近年でもイラク戦争には派兵

していない。カナダは民族・文化的にアメリカに近いことは事実だが、初等・中等教育の現場で国歌「オー・カナダ」がしばしば流れるそこには異なる国民的アイデンティティがあるとさえ言えよう。トランプ大統領の発言を受けて、イングランド銀行総裁も務めたマーク・カーニーが首相に選ばれ、現在もカナダの国家元首であるイギリスのチャールズ国王が半世紀ぶりにカナダ連邦議会で施策方針演説を行ったことは、その一つの証左であろう。

つまるところ、トランプ大統領のカナダは五一番目の州になるべきだとの主張は、パナマ運河再獲得の主張同様、経済的に、あるいは安全保障上、一見合理的に見えることもないが、そこにはこれまでの歴史に対する洞察がことごとく欠如している。来年にはオリンピックを超えるスポーツの祭典とも言われるサッカーのワールドカップのアメリカ、カナダ、メキシコによる初の三方国共催も控えており、カナダ、そしてメキシコとの文化的関係を円滑にしておくことの重要性を軽んずるべきではないであろう。

## グリーンランド、アイスランドとアメリカ

グリーンランドについては既に述べたとおり、第二次大戦期にはアメリカが防衛すべき西半球に含まれると解釈され、戦後まもなくリオ条約の適用地域とされた。因みに日常、目にする日本を中心に置いた世界地図では認識しにくいのが、グリーンランドは現在も地理的な区分では北米に含まれ、米ソ冷戦が始まりつつあった大戦直後の一九四六年には、アメリカ政府がデンマーク政府に対して、一億ドルで買収を提案したこともあった。その意味で安全保障上、二〇世紀後半、アメリカ政府が無関心であった地域ではない。冷戦期にはアメリカを射程に収めるソ連の大陸間弾道ミサイル（ICBM）を検知するリーダーが北西部チュールレの空軍基地に設置され、冷戦後のミサイル防衛（MD）でも引き続き重要な役割を担っている。そうしたなかで、トランプ政権が懸念したのは、グリーンランドへの中国の進出である。近年、温暖化が進行して万年氷が溶け始め、資源開発がしやすくなった北極圏の戦略的重要性が高まっており、中国はロシアからも牽制を受けつつ北極海航路の開発を見据えて調査を

進めているのである。

より具体的には、中国政府は二〇一八年、広域経済圏構想「一带一路」を補完する北極圏航路、すなわち「氷上のシルクロード構想」を唱えて、自国を「北極近傍国家」と位置づけ、グリーンランドやアイスランドとの提携を模索するようになっていく。事実、その前年にはグリーンランドの中心都市ヌークの空港拡張工事への融資を渋るデンマーク政府を横目にグリーンランド自治政府の首相が北京を訪問し、中国輸出入銀行などに協力を求めていた。最終的にデンマーク政府は翻意し、拡張工事に融資したが、レアアース鉱山への中国への投資は同島のGDP（域内総生産）の一割を超えていた。二〇一九年五月の国防総省（ペンタゴン）の報告書は、中国政府が衛星通信施設や空港拡張工事をグリーンランド自治政府に提案し、軍事転用を企図しているとも指摘している。同月、ジェイムズ・マティス国防長官も「中国に北極圏での軍事力を広げさせてはいけない」と訪米したデンマーク国防相に告げていた。<sup>20</sup>

こうしたなかで二〇一九年八月十五日、トランプ大統領のグリーンランド買収に対する意欲が明らかになった。元不動産王の彼はそれを「大きな不動産取引 (a large

real estate deal」になぞらえたのである。<sup>(21)</sup> トランプ政権、そしてトランプ大統領自身が広く西半球における安全保障問題について、独特の嗅覚を持っていることは間違いないなさである。デンマーク政府はすぐにグリーンランドの売買というアイデアをばかげたものと見なし、同島は売り物ではないと強く反論したが、アーカンソー州選出の共和党上院議員トム・コットンや昨年、民主党を離党したウエストヴァージニア州選出の上院議員ジョー・マンチン（昨年の選挙には立候補せず政界を引退）といった一部の有力な連邦議会議員などからも支持の声が上がった。しかしながら、新興国によるその膨張主義的政策の正当化に際して、既存の大国はどのように対処するかを理論化した国際政治学者ステイシー・E・ゴッダード (Stacie E. Goddard) は、次のとおり指摘している。すなわちアメリカがフランス皇帝ナポレオンに一五〇〇万ドルを支払ったルイジアナ購入（一八〇三年）、メキシコ戦争（一八四六〜四八年）の結果として、同じく一五〇〇万ドルを支払ったカリフォルニア、ニューメキシコ両地方の併合、アラスカ購入といった一連の領土買収を行った一九世紀、さらに言えば二〇世紀前半と、第二次大戦後の脱植民地化の進展を経て、国民・民族と領土との不可分性が規範

となった二一世紀は時代が大きく異なる。<sup>(22)</sup> 加えてグリーンランドの人口約五万六千人の内、九割は先住民であり、一九七九年に自治権を獲得している。一九九〇年代にはツレ基地の拡張のために半世紀前に強制移住させられた集団が、デンマーク政府を相手取り、元の居住地への帰還や損害賠償を求めて提訴した。だが、裁判所は少額の補償しか命ぜず、二〇〇四年には帰還の権利をデンマーク政府が認めることを求めて、ストラスブール（フランス）の欧州人権裁判所に訴えを起こした。グリーンランドと言え、冒険家・植村直己が初めて縦断したことも知られているが、彼がグリーンランドに滞在していた一九七二年、同島に渡って現地で家庭を持ち、今日まで犬ぞり漁師として生活してきた大島育雄がいみじくも述べているとおり、『この島は、アメリカのものでもデンマークのものでもない』と考えている人が多い<sup>(23)</sup> のではないだろうか。その意味では、グリーンランドはデンマークのものでさえないのである。本国デンマークが加盟する欧州連合（EU）からもグリーンランド自治領は一九八五年に離脱している。つまり、トランプ大統領の現在までの手法は、今日、政治的・外交的に通用しないだけでなく、下手をすれば中国やロシアを利する可能性さえ

あることを、日本を含む同盟諸国はトランプ政権に粘り強く訴え続けていくべきではなからうか。他方、砕氷船の建造等、日本が技術的優位を持っている分野では、アメリカに積極的に協力することも考えられよう。

最後に「ジェンダーギャップ報告書」において、一六年連続で男女平等の達成率首位を維持しているアイスランドに触れておきたい。アイスランドもグリーンランド同様、第二次大戦期以来、アメリカとの連携によって安全保障を確保してきた。具体的にはナチス・ドイツに支配されることを避け、アメリカからヨーロッパへの空の架け橋にすべく前年に上陸したイギリス軍に代わり、一九四一年には米空軍が同国の防衛を担うようになった。アメリカは一九四九年に発足したNATOに加盟したアイスランドと三年後の一九五一年には防衛協定を締結し、独自の軍事力を保持しない同国を守り続けてきたのである。だが、米ソ冷戦が終焉するとアメリカは米軍の撤退を図り、クリントン政権下の一九九四年には空軍の駐留機を一二機から四機に減らしていた。さらにブッシュ（子）政権は世界的な戦略見直しが進むなかで、二〇〇三年、空軍を全面撤退させるとアイスランド政府に通告した。アイスランドは人口約三〇万人の小国で日本同様、

平和主義の伝統が根強く、国民は米軍基地に対して相矛盾する感情を抱いていると言われるが、半世紀に及ぶ防衛協定に反するとして、当時の同国政府は強く反発し一時は撤退が撤回された。しかしながら、結局、二〇〇六年には海軍を含む全ての米軍が撤退し、ケフラビーク基地も閉鎖された。その後、EUに加盟していないアイスランドに対するロシアの経済的影響力が高まったこともあったが、オバマ政権下の二〇一六年、ローテーションで米軍が駐留することになった。活発化するロシアの潜水艦の活動に対処するためである。ロシアによるウクライナ軍事侵攻後は、両国の防衛協力はさらに強まった。広く西半球の中小国・地域の安全保障に対するアメリカの関与の度合いは、良きにつけ悪しきにつけ、同国の都合に左右されることを物語っている<sup>24</sup>。

### 結びに代えて

ここまで見てきたように、第二次トランプ政権はロシアによるウクライナ軍事侵攻に対する姿勢からも明らかなどおり、戦後、一貫して続いていたヨーロッパの安全保障に対する関与を弱める一方、西半球では時代錯誤的、

先祖返りのな帝国主義とも言える政策を遂行しようとしているかに見える。<sup>(25)</sup>だが、それぞれの国・地域の歴史や国民的・民族的アイデンティティへの理解を欠いた政策が行き詰まざるをえないことは火を見るよりも明らかである。トランプ政権の西半球における安全保障上の懸念は理解できないわけではないが、中国の政治的、経済的浸透に代表されるそうした懸念の解消を目指すのであれば、それぞれの国・地域の歴史や文化に対する深い洞察が必要であろう。そして、そのことを同政権が理解するよう忠告することも長年の同盟国としての日本の大きな役割の一つのほうである。

●注

- (1) <<https://trumpwhitehouse.archives.gov/briefings-state-ments/remarks-president-trump-3rd-session-untied-nations-general-assembly-new-york-ny/>> (二〇二五年六月一四日アクセス)
- (2) Gaddis Smith, *The Last Years of the Monroe Doctrine* (New York: Hill and Wang, 1994), pp. 37-38.
- (3) カール・シュニッツ(新田邦夫訳)『大地のノモス——ヨーロッパと公法という国際法における』上・下、福村出版、一九七六年、下、第四部第四章参照。但し、同書はその主張がナチ的広域理論を連想させる点から毀誉褒貶相半ばする。
- (4) Dexter Perkins, *A History of the Monroe Doctrine* (New

York: Longmans, 1955), pp. 358-359.

(5) 拙著『エンロー・ネクトリンとアメリカ外交の基盤』ニネルヴァ書房、二〇〇二年、一七九頁。

(6) 前掲書、四三頁；拙稿『『西半球』概念と米州機構——モノロー・ドクトリンとの関連において』日本国際政治学会、二〇一八年度研究大会、アメリカ政治外交／ラテンアメリカ分科会「米州機構体制の七〇年」報告ペーパー。

(7) Thomas G. Paterson et al., *American Foreign Relations: A History*, 8th ed., vol. 2 (Stamford, Conn: Cengage Learning, 2015), pp. 5-7.

(8) Walter LaFeber, *The Panama Canal: The Crisis in Historical Perspective*, Updated ed. (New York: Oxford University Press, 1989), pp. 24-26.

(9) Paterson et al., *American Foreign Relations*, pp. 38-41.

(10) *Ibid.*, p. 65.

(11) Perkins, *Monroe Doctrine*, p. 361.

(12) LaFeber, *Panama Canal*, pp. 48-49；中嶋啓雄、「ローズヴェルト系論の対外政策——カリブ地域における軍事介入」、菅英輝編『アメリカの戦争と世界秩序』法政大学出版局、二〇〇八年、所収。

(13) LaFeber, *Panama Canal*, pp. 176-182, 219-221.

(14) 『朝日新聞』一九九九年十一月十五日、十六日、二〇〇〇年一月一四日；*New York Times*, 15 December 1999.

(15) Alexander Missal, *Seaway to the Future: American Social Visions and the Construction of the Panama Canal* (Madison, Wisc.: University of Wisconsin Press, 2008), p. 197.

(16) 『読売新聞』二〇一四年五月一日、二〇一五年二月四日。

(17) LaFeber, *Panama Canal*, chaps 3-6.

- (81) Paterson et al., *American Foreign Relations*, pp. 483-484.  
 (9) Arthur P. Whitaker, *The Western Hemisphere Idea: Its Rise and Decline* (Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, 1954), 150-152; 中嶋啓雄「西半球」松田武編『現代アメリカの外交——歴史的展開と地域との諸関係』ミネルヴァ書房、二〇〇五年所収。  
 (20) 『日本経済新聞』二〇一九年八月一七日(夕刊)；『朝日新聞』二〇一九年八月二六日、九月二二日。  
 (21) *Washington Post*, 17 and 18 August 2019; *New York Times*, 18 August 2025.  
 (22) *Washington Post*, 17 August 2019. Stacie E. Goddard, *When Right Makes Might: Rising Powers and World Order* (Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, 2018) ♪参照。  
 (23) 『朝日新聞』二〇二五年四月二二日。  
 (24) 『朝日新聞』二〇〇三年八月三日、二〇〇六年九月三日(夕刊)；二〇〇八年一〇月一日；*Washington Post*, 21 July 2003, 16 March 2006, and 14 October 2024; *New York Times*, 20 December 2004 and 17 May 2006.  
 (25) 拙稿「アメリカ孤立主義の系譜とトランプ共和党の論理」『外交』八五巻、二〇二四年五・六月、三〇〜三五頁も参照。

## 『海外事情』一・二月号の紹介

小日向春秋／嵐は来るのか？

割目レポート 北朝鮮の統一放棄で揺れる朝鮮半島

佐藤丙午  
梅田皓士

特集Ⅱ 選挙後のアメリカはどこに向かうのか

二〇二四年米大統領選挙と米国政治

佐藤丙午

政権交代と米国気候変動対策

DoDs 判決とその後展開

峰尾洋一  
小竹 聡

第二次トランプ政権の移民政策

米大統領選挙でのトランプ勝利と宗教票の検証  
西山隆行

ウクライナ「トランプ停戦」の行方

松本佐保

トランプ政権とインド太平洋戦略

名越健郎  
梶原みずほ

【私】一枚「西国の鎮衛」たる最前線基地：福山城

遠藤哲也

台湾研究センターだより／トランプ新政権と台湾

佐藤丙午

アフガニスタンのイスラーム／

アフガニスタンのイスラームを読み解く①

高橋博史

Do ☆危機管理／「陰謀論ラベリング」という言論封殺

遠藤哲也

政治家ムハンマド17／イスラーム教の完成

野村明史

※バックナンバーのご注文は、拓殖大学研究支援課  
 (〇三―三九四七―七五九七)までご連絡ください。

# ウクライナ「仲介外交」の破綻

名越健郎

(拓殖大学海外事情研究所客員教授)

ウクライナ戦争の早期停戦を公約していたトランプ米大統領の仲介工作が暗礁に乗り上げ、混迷を深めている。米露交渉は終始ロシア・ペースで進み、進展はほとんどない。ロシアはウクライナとの直接交渉で、南東部四州の完全併合や中立化、軍備縮小など強硬な要求を崩さず、早期停戦を拒否している。

トランプ、プーチン両首脳は六月一四日までに計五回電話協議を行ったが、トランプ氏の説得も効果はなかった。ロシアの外交専門家、アレクサンドル・ガブエフ米カーネギー国際平和財団部長は「クレムリンはトランプ氏をよく研究し、弱点を把握し、自尊心をくすぐる術を知っている。現時点では、ロシアが優勢だ」とコメント

した。<sup>①</sup>米紙「ニューヨーク・タイムズ」(三月一八日)も「ロシアはウクライナに対する最終目標をあきらめておらず、まだほとんど譲歩していない」とし、譲歩したのはトランプ氏だと書いた。<sup>②</sup>トランプ外交はロシアに時間と余裕を与えたただだったかにみえる。

ウクライナ侵攻は「プーチンの戦争」でもあり、プーチン氏は戦争と交渉を同時並行で長期化させ、戦力の優位を背景にウクライナの疲弊や占領地拡大、欧米の関与低下を図る構えだ。トランプ政権が今後仲介を続けても、ロシアの譲歩を引き出すのは困難だろう。米議会がウクライナ支援に乗り出す動きもあるが、現状ではトランプ氏の位負け外交が目立ち、対露政策の転換が必要になる。

本稿では、トランプ政権の仲介外交の挫折を分析する。

### ▽五度の電話会談も成果なし

トランプ氏がウクライナ戦争で親露外交に舵を切ったのは、二月一二日のプーチン氏との最初の電話会談が契機だった。それまでは双方に自制と妥協を求め、ロシアが停戦に応じない場合、強硬手段を取ると警告していた。だが、初回の電話会談でトランプ氏は、ロシア寄りの発言に豹変した。双方は米露直接協議の開始で合意し、外交活動の正常化やアイスホッケーの交流試合でも一致した。トランプ氏は会談後、プーチン氏との直接会談に意欲を見せ、対露制裁の緩和にも言及。ロシアをG7（主要七カ国）に復帰させるべきだと述べた。この電話会談を受けて、両国外相を代表とする高官協議が二月一八日にサウジアラビアで開かれた。米露関係は国際舞台で急激に改善され、国連安保理での投票行動が一致するようになった。米国はG7の会議で、「ロシアのウクライナ侵略」という表現の使用に反対した。米国防総省はロシアに対するサイバー攻撃作戦を停止。冷戦期から米国が行っている旧ソ連諸国向けの宣伝放送への資金提供も中

止した。政権交代で米国の対露外交がこれほど一変した例はなく、ウクライナや他のG7諸国は哑然とするだけだった。

二月二八日のホワイトハウスでのゼレンスキー・ウクライナ大統領との公開会談も衝撃的だった。トランプ氏は「あなたは数百万人の命を使って賭けをしている」「第三次世界大戦を引き起こしかねない」「あなたにはカードがない」などと非難し、メディアを前に異例の口論が四十分続いた。トランプ氏はゼレンスキー氏を「独裁者」呼ばわりし、ウクライナ向けの軍事援助や衛星情報提供を一時中止した。その後、五月のバチカンでの顔合わせや懸案の資源開発協定締結を経て、両国関係は多少修復されたものの、トランプ政権はウクライナに冷淡で、軍事援助再開要請に応じていない。トランプ政権幹部は「アメとムチを使い分ける」と説明するが、ロシアにアメ、ウクライナにムチを使う傾向が顕著だ。

二度目の米露首脳電話会談は三月一八日に二時間行われ、双方はロシアとウクライナがエネルギーなどインフラ施設への攻撃を即時停止することで合意した。プーチン氏は米、ウクライナが提案した三十日間の即時停戦について、「相手側に戦闘準備の時間を与える」として拒

否し、「危機の根本原因排除と、ロシアの正当な安全保障上の利益が必要だ」と従来の立場を貫いた。トランプ氏はSNSで、「会談は非常に良好で生産的だった。われわれは完全停戦と終戦に向けて迅速に取り組む」と樂觀的な発信をしたが、やがてエネルギー施設への攻撃が再開された。

トランプ政権は四月、ロシア、ウクライナとの個別協議を基に、①現在の前線を基礎に無条件停戦に入る②米国はウクライナ領クリミア半島を「ロシア領」として承認する③現在の前線を非武装地帯とし、ロシアが占領した地域の実効支配を認める④欧州による平和維持部隊をウクライナに派遣する⑤米国はウクライナへの軍事支援を継続する——との和平案を作成し、「最終提案」として両国や欧州諸国に提出した。しかし、ウクライナや欧州はロシアのクリミア占領は認められないとして拒否。トランプ氏はゼレンスキー氏を「扇動的」と非難した。ロシアもこの提案に難色を示し、米国の仲介案は宙に浮いたままだ。

三度目の電話会談は五月一九日に二時間行われたが、プーチン氏は「ウクライナ問題の根本的解決」を要求して譲らなかった。トランプ氏はSNSへの投稿で、「非

常にうまくいった。会話のトーンと精神はすばらしかった」と例によって自画自賛しながら、「停戦条件の詳細は当事者にしか分からない」「あくまで直接交渉が重要」と述べた。会談前には「この戦争は私とプーチン氏でしか解決できない」と述べていたが、会談後は仲介から手を引く可能性を示唆した。ロシアへの新たな制裁についても、「事態を悪化させる恐れがある」と否定した。

六月四日の四度目の電話会談も進展はなく、トランプ氏は会談後、ロシアのウクライナ侵攻を子供同士のけんかに例え、「しばらく続けさせてから引き離れた方がいい」と距離を置く構えを見せた。六月一日にはウクライナによるロシア空軍基地四カ所へのドローン攻撃があり、プーチン氏は電話で報復攻撃を表明。トランプ氏が「そんなことはやめろ」と制止する一幕があったという。トランプ氏は「双方の憎しみはあまりに深い」と仲介の難航を認めた。六月一四日の五度目の電話会談で、プーチン氏はトランプ氏の誕生日を祝福したが、中心議題はイスラエルとイランの交戦に移った。プーチン氏が両国の紛争仲介の用意を表明すると、トランプ氏は「まず自分の戦争を終わりにすべきだ」と指摘したという。

こうして、両者の電話協議は回を重ねても進展はなく、

米国の仲介は不調に終わった。両首脳は当初、直接会談にも意欲的だったが、ロシア側報道では、実現しても秋以降とされる。ロシアのウシヤコフ大統領補佐官は三日目の電話会談後、両者は「ドナルド」「ウラジーミル」とファーストネームで呼び合い、互いに電話を切ろうとしなかったと述べ、親密な関係を強調した。過去五回の電話会談は、プーチン氏がトランプ氏をおだてながらうまく懐柔し、ロシア側に引き寄せた形だ。議題は二国間関係や経済・投資協力、中東問題にも及び、ロシアはウクライナ問題より「大國間取引」を優先する意向を示した。

一方で、ロシア軍は六月以降、ウクライナの住宅などにミサイルやドローンで無差別攻撃を拡大。優勢に立つ東部で夏季攻勢に出るとの見方もあり、戦況はむしろ悪化している。この間、イスタンブールで二度行われたロシア、ウクライナの直接協議も捕虜交換以外に進展はなく、ロシアは六月二日の協議で新たに、欧米諸国の援助停止やウクライナでの選挙実施を要求した。外交交渉での決着は事実上不可能で、戦闘は越年し、五年目に入る可能性が出てきた。

### ▽支離滅裂なSNS発信

トランプ政権二期目の対露外交が、一期目より大胆に活発化しているのは事実だ。一期目は二〇一六年米大統領選へのロシアのサイバー干渉が米議会で大問題になり、議会は超党派でトランプ氏の対露外交権限を奪い、次々に対露制裁法案を採択。トランプ氏はそれに署名するだけだった。プーチン氏との首脳会談は、ハンブルク、ヘルシンキ、大阪で行われたが、進展はなく、成果文書などもなかった。一期目のトランプ政権は人事で混乱し、外交の統率が取れなかった。米側は一九年、核戦力増強のため米ソ中距離核戦力（INF）全廃条約から一方的に離脱し、ロシア側の不信感を高めた。当初、トランプ氏当選を大歓迎したロシア側も次第に醒め、ラブロフ外相は「トランプ政権はオバマ時代以上に厳しい対露制裁を発動し、関係はむしろ悪化した」と総括していた。

これに対し、二期目のトランプ氏は一期目の反省から、周囲をイエスマンで固め、高官に忠誠心を義務付けてワシントン支配を敷いた。もとよりトランプ氏の内外政策は個人的感情や利害に左右されるが、二期目は持論の親露

外交を前面に出すようになった。上院でウクライナ支援法案反対の急先鋒だったパンス副大統領の存在も、ウクライナ軽視につながった。当初、ウクライナ担当特使はケロッグ退役陸軍中将だったが、対露交渉権限はトランプ氏の不動産仲間、ワイトコフ中東特使に移った。ケロッグ氏はロシアに批判的な発言が目立ち、娘がウクライナ支援組織の幹部を務めていることから、ロシアが特使の交代を求め、米側も応じた模様だ。他国が米政府の人事に介入し、米側がそれに応じるのも前代未聞だ。

政権発足から百日の「ハネムーン期間」が過ぎると、政権内部の混乱が拡大した。五月にはイエメンでの軍事作戦情報を民間メッセージアプリに流出させたウォルツ大統領補佐官（国家安全保障担当）が国連大使に異動した。ルビオ国務長官によれば、トランプ政権発足後千五百人以上の国務省職員が退職したという。トランプ外交への反発から退職した外交官が多いとみられ、外交活動の停滞につながりそうだ。対外援助を管轄するUSAID（米国際開発庁）も閉鎖され、途上国外交に支障が出そうだ。USAIDを通じた財政支援は、海外に逃れたロシアの独立系メディアや人権団体にも渡っており、プーチン政権にとっては好ましい展開となる。

トランプ政権の人事にはロシアも注目しており、国営テレビの政治討論番組「グレート・ゲーム」（四月二五日）で話題になった。司会者は、ルビオ長官とケロッグ特使が対露強硬派であり、共和党の伝統派閥に擁立されたと指摘。対露柔軟派がワイトコフ特使で、トランプ氏とは数十年来の親交があると伝えた。ロシアがワイトコフ氏らの台頭を期待しているのは間違いない。

トランプ氏はSNSで、ウクライナ情勢も頻繁に発信している。その内容は、「サウジでの米露協議について」どんな未熟な交渉者でも和平合意は容易に達成できる」（二月一八日）、「ウクライナは三十日間の即時停戦を受け入れた。米国はロシアを説得できると思う」（三月一日）、「私はプーチン氏をよく知っており、彼も停戦に同意すると思う」（三月十六日）、「インフラ攻撃中止合意について」完全な停戦に導く大きな勝利だ」（三月一八日）、「両国が今週中に合意に達すると確信している」（四月二〇日）、「これはバイデン（前大統領）の戦争であり、私の戦争ではない。私が大統領だったら、絶対に起きなかった」（四月二六日）、「（ロシアの無人機攻撃で多数の死傷者が出たことについて）プーチンは全く狂ってしまった。一体、彼に何があったんだ」（五月二六日）などと二転三転した。支

離滅裂で、理解不能な内容が多く、米紙「ワシントン・ポスト」は「根拠のない楽観や欺瞞、言い訳にあふれている」とし、醜悪で貪欲、偽善に満ちた「逆ピノキオ賞」に値すると皮肉った。

### ▽親ロシア傾斜の理由

外交・安全保障は原則的に超党派で行う米国で、政権交代によってこれほど政策が変化したことは戦後例がない。バイデン前政権はウクライナを全面支援し、膨大な経済・軍事援助を提供して西側諸国による対露包囲網を築いたが、トランプ政権は前政権の政策を逆転させてしまった。

トランプ氏が親露志向を強める背景には、プーチン氏との思考や政策、世界観の親和性がある。二人はLGBTQ運動や中絶に反対する宗教保守派で、リベラリズムを敵視する。自国至上主義を貫き、大國志向が強い。プーチン氏が二〇〇〇年に就任した頃のスローガンは、「ロシアを再び偉大にする」で、英語では「Make Russia Great Again」だった。トランプ氏は一期目の就任前から、「プーチンはオバマと比べても、少なくとも世界の

リーダーだ」と一目置いていた。

二人の経歴は全く異なるが、権威主義志向やワンマン支配など似た点も多い。著名なロシア系米国人ジャーナリスト、マーシャ・ガッセン氏は二〇一七年のインタビューで、「二人には興味深い共通項がある。教養、文化の素養がなく、計画性がない。しかし、本能や直感は強烈だ。二人は狭量で大志を抱かない。大志と野望を混同してはならない。両者はより強力な権力を握り、さらに富裕になりたがっている。トランプはプーチンの指導力に敬意を表しており、そこにはトランプが夢見る大統領像がある。トランプはプーチンの手法を真似ており、ともに自らを非難する反対派には強烈に反発する」「この二人はむろん経歴や物腰は大きく異なる。トランプは政府で働いた経験がなく、生涯を自己宣伝に費やしてきた。プーチンは情報機関の秘密工作員を務め、身を隠してきた。少年時代、一方は甘やかされた特権生活を送り、他方は貧しく、喧嘩腰の生活を送った。二人はともに怒りっぽく、自らへの批判には過剰に反発する。機転が利かず、反対意見に耳を傾けない。世界の大きな危機に対処しようとする能力がないことでも共通しており、それが世界のリスク要因だ」と酷評していた。

告白したガッセン氏は、二人が大嫌いで、発言は割り引いて受け止める必要があるが、両者のケミストリーを知る上で興味深い分析だ。

トランプ政権一週目に二人は計五回直接会談を行い、九回の電話協議を実施したとされるが、奇妙なのは、トランプ氏が会談内容の公表に神経質だったことだ。「ワシントン・ポスト」(二〇一九年一月三日)によれば、一回目の二〇一七年七月のハンブルクでの会談後、トランプ氏は通訳からノートを取り上げ、内容を誰にも口外してはならないと命じたという<sup>⑤</sup>。首脳会談は毎回、二人だけのさしの会談で、他の高官は同席しなかった。五回の会談に関する詳細な記録も残っていないという。五回の会談にしても、ハンブルク、ヘルシンキ、大阪を除き、他の二回の会談はその時点では公表されていなかった。一八年七月のヘルシンキでの会談では、ロシア側通訳だけが同席したとの報道もあった。「ワシントン・ポスト」のボブ・ウッドワード記者の著書『戦争(War)』によれば、トランプ氏が二〇年の大統領選に落選した後も、二人は電話で七回会話を交わした<sup>⑥</sup>。その際、トランプ氏は側近に部屋から出ていくよう命じたという。外部に知られては困る、プーチン氏との秘密の関係が疑われても仕

方がない。

トランプ氏の親露志向の背景として、ロシアに弱み手握られているとの憶測も消えない。トランプ氏には「大成功した不動産王」のイメージがあるが、実際には九〇、九一年、自ら経営するカジノホテルなど四つのホテルが倒産し、銀行が取引を中止して破産寸前に陥った。その窮状を救ったのが、謎のユダヤ系ロシア人ビジネススマン、フェリクス・セイター氏だった<sup>⑦</sup>。株式ブローカーでロシアのオリガルヒ(新興財閥)とも関係を持つセイター氏はその頃、ニューヨークのトランプタワーに事務所を開設し、トランプ氏のビジネスパートナーになった。その後、ロシアのオリガルヒが次々にトランプ氏所有の不動産を高値で購入し、窮地を救ったという。トランプ氏は二〇一三年にモスクワでのミスユニバーズ世界大会を主催。プーチン氏には会えなかったが、ロシアで人脈を広げた。

トランプ氏がロシアマネーのおかげで復活する経緯は一期目に「ロシアゲート疑惑」として報道されたが、今年に入って新たな疑惑が浮上した。一九八七年、トランプ氏がソ連の首都にホテルを建設する可能性を探るため、モスクワを初めて訪問した際、KGB(ソ連国家保安委員

会)にスカウトされてエージェントになり、「クラスノフ」のコードネームを与えられた——という情報で、KGB第六局の要員だったカザフスタン人のアルヌール・ムサエフ氏がSNSに投稿した<sup>8)</sup>。当時、第六局は資本主義国のビジネスマン採用を任務とし、ニューヨークで不動産開発業者だった四十歳のトランプ氏を協力者にリクルートしたという。「クラスノフ」のファイルはKGBの後継機関、FSB(連邦保安庁)から削除され、プーチン氏の側近の一人が管理しているという。このほか、トランプ氏が一三年に訪露した際、未成年の少女と性交渉を持ち、ロシア側に証拠写真があるとの疑惑もロシアの独立系メディアで新たに伝えられた<sup>9)</sup>。だが、ロシアとトランプ陣営の共謀疑惑をめぐる一期目の米議会調査は不発に終わっており、新たな真相究明は困難だろう。それでも、トランプ氏とロシアの闇の関係を示す状況証拠は多く、謎が残る。

## ▽二人のキーパーソン

第二次トランプ政権が親露に転換した背景に、ロシアによる周到な懐柔工作が指摘できる。ロイター通信によ

れば、昨年一月の大統領選後、トランプ陣営とプーチン政権の幹部らがスイスのジュネーブで非公式接触を重ね、ウクライナ戦争や米露関係について協議した<sup>10)</sup>。「トラック2」と呼ばれるこの協議で、米露はトランプ政権発足後の本格対話に向けて準備を進めたという。事前接触に水面下で動いたのが、プーチン氏側近の投資家、キリル・ドミトリエフ直接投資基金(RDIF)総裁といわれる。米国の大学で学び、トランプ一族とパイプを持つキーパーソンだ<sup>11)</sup>。

ドミトリエフ氏はソ連ウクライナ共和国科学アカデミーに属した生物学者を父に、一九七五年キーウで生まれた。冷戦末期、米ソの若者の留学生交換に選ばれて米国の留学。西海岸の名門スタンフォード大を首席で卒業し、ハーバード大ビジネススクールでMBAを取得。米投資会社ゴールドマン・サックスなどに勤務した後帰国。二〇一一年、ロシアに新設された政府系ファンドの総裁に起用された。サウジアラビアなど湾岸諸国との投資協力を通じて中東に強力な人脈を築いた。その過程でトランプ氏の女婿、ジャレッド・クシュナー氏や大統領の不動産仲間、ウイトコフ中東特使らと親交を深めた。ロシアの独立系メディアはドミトリエフ氏を「影の外相」と称して

おり、将来副首相への起用が噂されている。

米露関係の改善プロセスが表面化したのは二月一二日の最初の電話会談だったが、その直前ウイトコフ特使が訪露し、ドミトリエフ氏と二人で米露の受刑囚交換を実現させた。二人は二月にサウジで行われた米露高官協議にも出席。ロシア側は北極圏の資源探査やウラル地方のレアメタル開発など、大型投資協力計画を米側に提示した。

ロシア担当となったウイトコフ氏は二月から五月まで毎月訪露したが、この間プーチン氏と四度会談し、ドミトリエフ氏が同席した。ユダヤ系のウイトコフ氏は、父方の祖父母がロシア出身で、ロシア革命のころサンクトペテルブルクから米国に移住した。ロシア側は四月一日の会談をルーツであるペテルブルクで設定。祖父母ゆかりの場所に案内し、プーチン氏との会談は五時間に及んだという。もともと外交・安保は素人のウイトコフ氏はすっかり洗脳され、帰国後に同氏が中心になって作成した仲裁案は、米国がクリミアのロシア領有を認めるなど、ロシア寄りだった。KGB出身のプーチン氏は、相手の弱みに付け込む人たらしだ。

ドミトリエフ氏は四月初めに訪米し、ルビオ国務長官

やウイトコフ特使らと会談。米側はその際、前政権が発動したドミトリエフ氏への制裁措置を解除した。訪米時にはテレビ出演し、「米国は対露制裁によって数千億ドルの投資機会を喪失した」「今回、北極圏開発やロシアのレアアース探査で共同投資計画を提案した」などと流ちょうな英語で語った<sup>(12)</sup>。共同計画には、北極海のLNG（液化天然ガス）開発、ウラル地方やロシアが併合したウクライナ領ドンバス地方の資源共同開発が含まれる。ロシア側はまた、欧州へのロシア産石油輸出の独占販売権を米企業に付与する優遇措置を提示したという。「投資」「デール」といった言葉を聞くとスイッチが入る特朗普氏の性格を熟知した外交術だ。

ドミトリエフ氏の強みは、プーチン氏との緊密な関係にある。モデルやテレビキャスターを務めた夫人のナタリア・ポポワ氏はプーチン氏の次女、カテリーナ・チーホノワ氏の学生時代の親友で、夫妻は「プーチン家の家族の一員」とされる。大統領の次女はイノベーション経済を促進するNGO組織「イノプラクティカ」の会長、ナタリア夫人が副会長を務め、ドミトリエフ氏も理事の一人だ。ロシアの政治学者アナトリー・スピリン氏は、「ロシアのエリートとしては珍しく、外国で高等教育を

受け、海外に友人が多い。外国の勲章を何度も受けた。今後、副首相就任が予想され、将来的にプーチンの後継候補になり得る人物だ」と指摘した。

だが、キウウ出身、米大学卒業などの経歴が不信を買い、ロシアのSNSではドミトリエフ氏を「トランプの代理人」「大富豪になった祖国の裏切者」といった批判も目に付く。「モスクワ・タイムズ」紙（四月七日）によれば、ラブロフ外相は二月のサウジでの高官協議で、三つ目の椅子がドミトリエフ氏のために用意されたことを知ると、「彼が参加したいなら、大統領から私に直接言うようにしてくれ」と述べ、椅子を撤去させたという。

同紙によれば、長年交流のある情報筋や元部下はドミトリエフ氏について、「野心家で、大統領一家との近さを鼻にかける」「何かがうまくいかなかったり、計画通り進まないと感じ的になり、足を踏み鳴らしたり、大声を上げる」と語った。外務省出身のウシヤコフ大統領補佐官とドミトリエフ氏が外交権限をめぐって激しい口論を行ったとの情報も報じられた。ドミトリエフ氏が四月に米テレビで、「ロシアは米国の調停案を受け入れると思う」と述べたのに対し、リャブコフ外務次官が「米國提案は受け入れられない」と否定する奇妙な動きもあっ

た。外務省はドミトリエフ氏が「影の外相」として振る舞うことに不満なようだ。「モスクワ・タイムズ」によれば、これはプーチン氏自身が停戦か継戦かの判断を決めかね、二つの路線による交渉を並行させて明確な指示を出さなかったことも背景にあるという。

一方で、仲介外交の不調から、親露派のウイトコフ氏もトランプ政権内で冷遇され始めたとの憶測がある。米露関係改善の立役者だった二人の政治的立場も、ウクライナ戦争の行方に影響しそうだ。

### ▽プーチンは徹底抗戦

「二四時間で戦争を終結させる」と豪語していたトランプ氏に対して、就任前は一定の期待感があったことも事実だ。トランプ氏に厳しい「ワシントン・ポスト」（二〇二四年一月三日）は社説で、「彼はウクライナ戦争で取引を成立させたいと考えている。悪い取引でも何もしないよりましだ」と書いていた。バイデン前大統領がウクライナを支援しながら、停戦への調停は一切せず、軍事援助も遅れただけに、ショック療法になることが期待された。ゼレンスキー大統領も当初、「トランプ氏の

力による平和へのアプローチが戦争終結につながり得る」と評価していた。だが、政権発足から五カ月を経て、専門家の間では、ロシアに甘く、一貫性のない仲介外交への批判が支配的だ。

バイデン時代に駐ウクライナ大使に起用され、今年三月に退職したブリジット・プリンク氏は米CBSテレビで、「私が外務省を退職したのは、トランプ政権が加害者のロシアではなく、被害者のウクライナに圧力をかけ続けたためだ。停戦の必要には同意するが、代償を払う停戦は平和ではなく、宥和政策だ。宥和外交がより大きな災禍を招くことは、歴史が証明している。」「キーウでの三年間、私はロシアが多数のミサイルとドローンを発射し、人々を殺害し、エネルギー網を破壊し、電力や暖房を遮断した現場にいた。第二次世界大戦以来、類を見ない規模の戦争犯罪と残虐行為が繰り返された」「トランプ政権が民主主義のパートナーや同盟国と距離を置き、侵略に立ち向かわなかったことに絶望した」と述べた。<sup>(17)</sup>

二八年間外交官生活を送った女性のプリンク氏は来年の中間選挙で、郷里のミシガン州から民主党下院議員候補として出馬する予定だ。当選すれば、議会でのトランプ外交批判の急先鋒になりそうだ。

米ブルームバーグ通信（五月二三日）も論評で、「トランプは彼が容易だと思っていた和平交渉の仲介が実は非常に困難であることによりやくづいた。ロシアとの無意味な交渉を経て、ロシアの強硬な立場を再確認しただけだ。これに対しプーチンは、真剣な交渉は拒否しながら、協議の余地を残してトランプを操り続ける。合意を拒否するという意味のない合意によってプーチンは米国のウクライナ支援を阻止し、トランプの非難を回避できる」と指摘。プーチン氏の計画を阻むためには、ウクライナへの武器援助を継続し、ロシア領攻撃能力を強化してロシアのインフラを破壊し、プーチン氏に国内で恥をかかせることだと提案した。<sup>(18)</sup>

米紙「ワシントン・ポスト」のコラムニスト、デービッド・イグナティウス氏は同紙（五月二〇日）で、トランプ氏が、①プーチン氏は和平を望んでいる②ロシアは米国にとって経済的利益が大きい③ウクライナに降伏を強制できる——という三つの誤った幻想に基づいて仲介を行っている」と批判。「プーチンが停戦するなら、膨大な損害など大失策の代償を払うことになり、彼には停戦の意思はない」と指摘。ロシアとの経済関係については、「ロシアは依然として腐敗し、管理困難な経済であり、資源

に依存する。ロシアは衰退する国であり、成長国家ではない」としている。<sup>(19)</sup> また、「トランプはウクライナにはカードがないというが、欧州の支援という強力なカードがある。欧州諸国はウクライナがロシアに支配されるなら、欧州大陸全体の安保バランスが変わってしまうことを認識しており、全力でウクライナを支える。トランプがウクライナに不利な合意を押し付けることはできない」と書いた。

ロシアの独立系政治専門家、タチアナ・スタノバヤ氏はカーネギー国際平和財団への寄稿で、「プーチンはウクライナをめぐる対立が米露関係正常化を妨げないよう、トランプに架空の譲歩や地味な贈り物を提供して懐柔している」「イラン核問題での協力、国連での投票行動一致、シリア・パレスチナ問題での接近、大使館活動の正常化、アイスホッケート試合などはすべてクレムリンにとって大きな成果と言える。クレムリンの見せかけの譲歩はトランプにとって都合がよく、その結果、ウクライナ情勢はますます悪化していく」と分析した。<sup>(20)</sup> 同氏の論考のタイトルは、「Make Trump Friend Again」(トランプを再び友人にする)だった。

同氏は別のインタビューで、「プーチンは死に至るま

であらゆる手段でウクライナを倒すために戦うだろう。彼はこの戦争に強烈に執着している。ウクライナで望むものが得られなければ、自国の破滅が迫ると信じている。そして、望むものを手に入れられると確信している」と指摘した。<sup>(21)</sup> プーチン氏にとって、ウクライナは「永久戦争」であり、政権を去る時まで続くとの見立てだ。

ウクライナでも、トランプ外交への失望感が支配的になってきた。ポドリャク大統領顧問はSNSで、「米露首脳の数回の電話協議を経ても、現状は何も変わっていない。トランプ氏の誤りは、ロシアが戦略的またはビジネス上の利益のために戦争を終結させる意思があると推測していることだ。だが、ロシアの意思は変わらず、その方針はウクライナを属国化することに尽きる」と書いた。とはいえ、戦争を継続する上で米国の軍事援助が不可欠なウクライナは、トランプ氏の機嫌を取りながら関係を維持せざるを得ない。

ウクライナ紙「キーウ・インディペンデント」(六月九日)のオレグ・スホフ記者も、トランプ政権発足から五カ月を経て、戦争はウクライナと中東で終結するどころか激化していると指摘。「トランプの仲介外交の失敗は、多くの専門家が指摘するように、彼の混乱し、一貫

性のない無能なアプローチの結果だ。トランプは中立的な仲介者ではなく、ウクライナに圧力をかけ、中東ではイスラエルを積極的に支援する。戦略や長期計画がなく、外交チームは専門知識に欠ける。長期戦略も欠如し、外部の専門家の意見を聞こうとしない。結局、トランプの関心は個人的な名声と利益を求めることにある」と酷評した。<sup>(26)</sup>

こうして、多くの識者が憂慮するように、トランプ氏の思い付きの軽薄なパフォーマンス外交が、世界の危機を高めている。六月二二日の米軍のイラン核施設空爆も、法的根拠の怪しい武力行使であり、ロシアのウクライナ侵略に通じる部分がある。他の国が脅威を口実にして武力行使に踏み切る前例となりかねず、東アジア情勢にも影を投じそうだ。

### ●注

- (一) “The New York Times”, March 19, 2025. “Far From Giving Ground, Putin Digs In With His Demands on Ukraine”  
(二) “The New York Times”, March 18, 2025. “Putin Won’t End the War. He Can’t Afford To.”  
(三) “The Washington Post”, May 22, 2025. “Trump’s flip-flop on how easy it would be to end the Russia-Ukraine war”

(4) Marsha Gessen, “Slate”, Feb. 27, 2017. “Donald and Vladimir Compare and Contrast”

(5) “The Washington Post”, Jan. 13, 2019. “Trump has concealed details of his face-to-face encounters with Putin from senior officials in administration”

(6) ポプ・ウヰットワード著、伏見威藩訳、『WAR 三つの戦争』日本経済新聞出版、二〇二五年、五〇四頁。

(7) 一九九〇年代からのトランプとロシアの癒着については、春名幹男著、『世界を変えたスバイたち』朝日新書、二〇二五年、二二〇―二三三頁参照。同書はレーガン米政権やCIAが旧ソ連に対する秘密工作でソ連を崩壊に追い込んだのに対し、ブーチン大統領はその報復主義からウクライナ侵攻に着手し、トランプ氏への秘密工作もその一環だったとの分析を提示している。

(8) Euronews, “Was Donald Trump recruited by the KGB and codenamed ‘Krasnov’?”, March 13, 2025.

(9) Reuters, Feb. 21, 2025. “Americans, Russians have held undisclosed talks on Ukraine in Switzerland, sources say”

(10) ドミトリエフについては、名越健郎「ロシア『トランプ懐柔ミッション』の中心人物、K・ドミトリエフの脈図」『フォーサート』二〇二五年四月二七日参照。〈<https://www.fsight.jp/articles/-/51344?st=>>〉

(11) 〈<https://www.youtube.com/watch?v=W2WMdYU68Y>〉

(12) 「トキヘール」二〇二五年四月二七日。

(13) “The Moscow Times”, Kirill Dmitriev: “The Putin Investment Envoy Navigating Peace Talks and Backchannel Diplomacy”, April 7, 2025  
(14) 同10。  
(15) 同10。

- (9) “The Washington Post”, “Trump wants a deal on Ukraine. But a bad deal is worse than none”, Nov. 23, 2024  
 (17) <<https://www.cbsnews.com/news/bridget-brink-former-ambassador-ukraine-face-the-nation-transcript-05-18-2025/>>  
 (18) Bloomberg, “Sorry, Donald Trump, But Ukraine is Your War”, May 23, 2025  
 (19) “The Washington Post”, “Trump’s Ukraine peace push is built on three illusions”, May 20, 2025  
 (20) <<https://carnegiendowment.org/russia-eurasia/politika/2025/03/putin-trump-call-results?lang=ru>>  
 (17) <<https://www.wsj.com/world/europe/russia-ukraine-peace-talks-us-leave-7elabcf>>  
 (23) <<https://kyivindependent.com/why-have-trumps-peace-efforts-in-ukraine-middle-east-failed/>>

## 『海外事情』 一一・一二月号の紹介

副題レポート 米国から見る「いま日本に求められる政策 馬淵磨理子  
 特集Ⅱ 観光依存という落とし穴

オーバーツーリズムの発生要因と展望 内藤嘉昭  
 都市課題としての欧州のツーリスト問題 高松平蔵  
 社会問題化される観光 中井治郎

台湾海峡兩岸の政治状況に揺れる

台湾での大陸観光客の受け入れ 本田善彦・早田健文  
 タイの観光産業の発展 吉野文雄

韓国の観光政策と外交 ― 対外関係の観光への影響 ― 梅田皓士

イスラエルの戦線拡大の背景 野村明史

私の一枚 ビル・クリントンの謎 名越健郎

イスラーム研究所だより／ハラール・ファトワ国際会議出席 森 伸生

国連に対する幻想／パキスタンでの出来事？ 高橋博史

Do ☆危機管理／確率論的に考える 遠藤哲也

政治家ムハンマド 16 / ムハンマドが目指したもの 野村明史

書評／鳥 信彦 『私のジャーナリスト人生』 富坂 聰

『海外事情』第七二巻（二〇二四年一月月号～二〇二四年二月月号）総目次

※バックナンバーのご注文は、拓殖大学研究支援課  
 （〇三―三九四七―七五九七）までご連絡ください。

## 第二次トランプ政権とガザ情勢

—「史上最もイスラエル寄り」な姿勢にみる濃淡

江崎 智 絵

(防衛大学校人文社会科学群国際関係学科准教授)

はじめに

ガザ戦争に終結の兆しは見えない。第二次トランプ (Donald J. Trump) 政権の発足より一日早く発効したイスラエルとハマースとの停戦合意は、三月半ばを過ぎて破綻した。イスラエルによる軍事作戦が再開され、ガザの住民は飢餓に瀕している<sup>①</sup>。

トランプ大統領は、イスラエルのネタニヤフ (Benjamin Netanyahu) 首相にガザ戦争の終結を求め、ガザ地区の戦後構想さえ提案した。ネタニヤフ首相はそれを称賛したが、二国家構想を支持するアラブ諸国は、猛反発している。

二国家構想については、それを後押しすべく、仏国お

よびサウジアラビアを共同議長国とする国連の会議が六月一七日から二〇日にかけて開催されることになっていった。仏国は、その機会に、英国や欧州諸国に対してパレスチナ国家の承認を働きかけてもいた<sup>②</sup>。しかし、この会議は、六月半ばにイスラエルがイランの核施設などを攻撃し、イランによる報復も生じたことから延期されることになった<sup>③</sup>。

こうした展開からも看取されるように、ガザ戦争の終結を含む戦後構想には、パレスチナの政治主体性への対応までもが含まれる必要性が認識されるようになっていく。こうした点を含み、ガザ情勢に関する第二次トランプ政権の取組みは、どのようなものであったのか。本稿

では、ルビオ (Marco Rubio) 国務長官の発言を借りれば、「史上最もイスラエル寄りの政権」である実態を、そのガザ政策に着目して示してみたい。

### 1. 停戦合意の発効に至る経緯

まずは、中東に関する第二次トランプ政権の最初の外交的成果となったイスラエルとハマスとの停戦合意について、その経緯を振り返りながら、トランプ政権の立場を確認してみたい。この停戦合意の内容は、バイデン (Joe Biden) 大統領によって、二〇二三年五月末に自身がイスラエルの主張に基づいて発表した停戦案と同じであることが確認されている<sup>5)</sup>。その停戦案は三段階からなるもので、戦争の完全な停止へと至るためには、人質の解放やイスラエル軍による部分的撤退を中心とする第一段階を経て、第二段階へ移行することが必要であった。第三段階は、ガザ地区の復興に主眼が置かれている。その発効のタイミングが二〇二五年一月一九日という大統領就任式前日であったことは、政権の発足以前からトランプ氏が自ら、あるいは関係者を通じて、当事者に働きかけを行ってきたことを意味している。トランプ氏

は二四年七月末、米国議会での演説のために訪米していたネタニヤフ首相の要請で実施された会談において、自身が大統領選挙に勝利した場合、政権が始動するまでにハマスとの戦争を終えるようネタニヤフ首相に求めたという<sup>6)</sup>。また、二五年一月初旬には、自身の大統領就任までにハマスに拘束されている人質が解放されなければ中東で大混乱が起きる、との「脅し」とも捉えられる発言がなされていた<sup>7)</sup>。

無論、この合意は、トランプ陣営が単独で実現したものではない。合意の成立は、二〇二五年一月一日に仲介国のカタール、エジプトおよび米国によってそれぞれ発表された。そうしたなかで米国に関しては、バイデン前政権のマクガーク (Brett McGurk) 交渉官とトランプ政権のウィトコフ (Steve Witkoff) 中東特使らの協働で実現されたものであった。それでも、トランプ氏が大統領就任前から自身の政権始動までに戦争を終わらせるよう当事者に求めていたことは、バイデン政権にとっても交渉を妥結させる動機になったとされている<sup>8)</sup>。

二〇二四年一月に米大統領選挙結果が判明して以降、イスラエルとハマスにとっても来る第二次トランプ政権への対応に備えなければならないことは明白であった。

ゆえに、二四年五月末、バイデン前大統領が停戦合意案を発表したものの長らく停滞気味であった仲介者を通じて両者の交渉は、二四年一二月に入ると、それまで乗り気ではないように思われていたイスラエル側においてですら、ハマースとの合意の締結に向けた楽観論が聞かれるようになっていた。

しかし、それも束の間、交渉には一定の進展があったとされても尚、合意への到達を阻む隔たりが双方に存在することが明らかとなった。それでも、第二次トランプ政権の発足が明らかとなって以降、交渉に前進という動きがもたらされたことを踏まえると、イスラエルおよびハマースともに、「圧力」とも評される米国の存在を意識せざるを得なかったであろう。カタルで実施されていた交渉は、合意成立が発表されるまでの最後の七十二時間に、ガザからの人質の解放とイスラエル軍の撤退についての手順などが協議され、カタル首相による記者会見が始まる一〇分前まで続けられたという。

## 2. 米国の限定的な圧力

イスラエルとハマースが仲介者を介して停戦協議を続

けている最中の二〇二五年一月半ば、ウイトコフ特使がイスラエルを訪問し、ネタニヤフ首相と会談した。その際、ウイトコフがネタニヤフに対してトランプからの圧力をかけ、交渉の進展に重要な役割を果たしたとされた。しかし、結果的にこうした米国の圧力は、停戦の破綻を回避させるには至らなかった。

この点については、イスラエルが米国から、合意の完全な履行について圧力をかけられることはない、との見解が存在する。イスラエルは、二〇二五年三月にガザ地区への攻撃を再開したが、トランプ政権は、それが停戦合意の破綻を意味するにもかかわらず、イスラエルの行為を支持した。ここには、停戦合意が発効する一方、イスラエルと米国との間には戦闘の再開が既定路線として認識されていたのではないかとの疑念を生じさせる。その形跡として、次のような関係者の言動がある。

米国側では、ウォルツ (Mike Waltz) 国家安全保障補佐官 (当時) がハマースについて、組織的な復活ができない程に破壊されるべきだとの見解を表明し、国防長官に指名されていたヘグセス (Pete Hegseth) も、イスラエルがハマースの全メンバーを殺害することを支持すると発言していたという。トランプ大統領自身は、政権の発

足直後に、ガザ戦争を「『我々』の戦争ではなく『彼ら』の戦争である」と形容し、停戦が続くか否かは定かではないと述べていた。<sup>(16)</sup>つまり、停戦の継続を決めるのはイスラエルである、というニュアンスを汲み取ることができる。ガザ地区からのイスラエル軍の撤退や支援物資の搬入など、ガザ戦争の終結に係わる諸事項は、イスラエルの決定に左右される側面が多分にあるのは事実である。

ゆえに、停戦合意を妥結させるうえで、イスラエルの同意は不可欠であった。とはいえ、ネタニヤフ政権内には戦争継続を支持する閣僚が存在していた。彼らは、ハマースに身内を人質として拘束されている家族らがその解放を優先するよう政府への圧力を強める中でも、戦争の継続を主張していた。そのため、閣議でハマースとの停戦合意が了承されるためには、何らかの説得材料が必要であった。

ネタニヤフ首相は、ハマースとの停戦合意を閣議に諮る際、閣僚に対し、大統領就任前のトランプ氏からハマースが合意を順守しない場合には戦闘を再開することの保証を得ていると述べていたという。<sup>(17)</sup>また、ネタニヤフは、停戦合意が一時的なものであることと、バイデン政権下で科されたイスラエルに対する弾薬供給に関する制約を

すべて解除することを、トランプ氏が決定したとも主張したとされている。<sup>(18)</sup>

第二次トランプ政権の発足前日に発効したイスラエルとハマースとの停戦合意には、第一段階の終了後に戦闘を再開するという選択肢が含まれていた。<sup>(19)</sup>合意の履行については、イスラエルの選好にゆだねられていたといえる。そのため、米国の圧力は、あくまで、選挙期間中の公約通り、自身の大統領就任までにガザの停戦を実現させるという点にのみ焦点が据えられていたと言わざるを得ない。

### 3. ハマースをめぐる齟齬

この停戦合意は、ハマースにとって「痛みを伴う譲歩 (painful concessions)」の結果であったという。それは、ハマースがそれまでの交渉で固執してきた「第一段階でのガザ地区からのイスラエル軍の完全撤退」と「完全な停戦に対するイスラエルの正式なコミットメント」という二つの要望を緩和したからであった。交渉は、そのうえで、ハマースがイスラエル国内の刑務所に拘束されている一〇名の終身刑を科されたパレスチナ人の釈放を

要求したことが合意成立に向けた道を拓いた。なぜならば、イスラエルとハマースとの間には二〇二三年一月末にわずか一週間とはいえ休戦が実現され、人質とパレスチナ人囚人が交換されるなど、互いが合意できる「方程式」といったものが存在していたからであった。

今次合意の立役者のひとりとして注目されているのは、ハマースの古参であるアワダッラー (Ziyar Awadallah) という人物である。彼は、仲介者との交渉でハマース側が戦略的な過ちを犯し、イスラエルに操作の余地を残さないようにハマースの内部協議に頻繁に参加していたとされる。また、彼は、イスラエルによる合意へのコミットメントを確かなものにすべく、イスラエルが受け入れざるを得ない厳格な条件を提示したともされている。ハマースにしても、自分達に資する合意内容を確保しようとしていた。ガザの住民がハマースへの怒りを抑えられなくなってきたいるとの状況に何らかの対策を講じざるを得なかったからである。ゆえに、ハマースにとっては、第二段階への移行は何としても実現されるべき事柄であった。

第二段階への移行をめぐる交渉は、合意に基づく第一段階の期間が三週間であったことから、二月九日以降に

開始されることになっていった。ハマースは、真剣にそのための交渉開始を働きかけたとされている。しかし、二月に入り、イスラエルとハマースとの間には互いに相手都合に違反しているとの非難合戦が発生するようになった。その過程で、イスラエルによる合意違反を訴えたハマースは、人質の解放を延期することを発表した。これに対しては、イスラエルのみならず米国からもハマースへの批判が噴出し、トランプ大統領は、イスラエルが合意を覆すことができることすら発言した。最終的にハマースは、予定されていた人質を解放したが、第二段階に向けた交渉には何ら進展がなかった。

二〇二五年三月初旬、ネタニヤフ首相は、停戦を五〇日間延期するというウイトコフ特使の提案を受け入れると述べる一方、ハマースが反対していることを非難した。そのうえで、ネタニヤフは、ハマースが支援物資を強奪し、テロの財源としているとして、ガザ地区への支援物資の搬入を停止するとした。その後、人質問題を所掌する米国のボーラー (Adam Bohrer) 特使がハマースと直接交渉し、生存が確認されている人質の米国人男性一名の解放および四名の遺体の返還について協議したことが明らかとなった。米国は、二月初旬、イスラエルに対

してハマースとの直接交渉の実施を検討していることを伝えていた。イスラエルは、実施しないよう求めたという。<sup>(30)</sup>

しかし、トランプ大統領が人質の解放とともにガザ戦争の終結に向けた仲介に積極的な姿勢を有するなか、米国は、イスラエルに事前に通告することなくハマースとの直接交渉を実施した。しかも、協議の焦点は、イスラエルとの二重国籍を保有していたことから兵役中にハマースに拘束された米国人男性の釈放であった。そのため、イスラエルからは、米国が人質となっているイスラエル人ではなく米国人のみの解放にこだわっているのであれば、ネタニヤフ首相にとっては打撃となるとの懸念が表明された。<sup>(31)</sup>

この事例は、トランプ政権がイスラエル寄りの立場を有する一方、それが常にトランプ政権の言動を規定するわけではない、ということを示している。と解釈できよう。トランプ政権には、優先すべき自らの利益もある。

イスラエルの反対を受け、ボーラーは特使としてイスラエル人の人質解放に関与する役割から降ろされた。<sup>(32)</sup> 交渉自体も停止された。最終的にイスラエルとハマースとの停戦協議は、第一段階として合意した以上の人質の解

放を要求されたハマースがそれに応じなかったことで、イスラエルは、ハマースがイスラエルへの攻撃を検討している主張し、停戦合意は破綻した。<sup>(33)</sup>

#### 4. ガザの戦後構想にみるトランプ節

トランプ大統領は、停戦合意の履行が進められていた二〇二五年一月末、ガザ地区が「解体現場 (demolition site)」であるとの認識を表明し、ヨルダンおよびエジプトによるガザ住民の受入れを要請した。<sup>(34)</sup> トランプはその後、二月初旬に、自身就任後初の外国要人として訪米したネタニヤフ首相との会談後の共同記者会見で、米国が長期にわたりガザ地区を所有し、住民を他国に永続的に移住させるとともに、米国の管理下でガザを開発することを提案した。<sup>(35)</sup> トランプの念頭にあったのは、フランスの「リビエラ」のように開発されるガザ地区、であった。米国はそれを、パレスチナ人をガザから追放して実現する意向を示したのであった。これには米国内からも、米国という民主主義国家の指導者がそのような強制移住を主導したとなれば、独裁者による少数民族に対する大規模な民族浄化プログラムを実行する口実を与えることに

なるとして、懸念が表明された。<sup>(36)</sup>

パレスチナにとってガザ地区は、パレスチナ国家の一部をなす領域である。そのため、トランプ大統領が提示したガザの戦後構想は、米国が最早二国家構想を支持していないことを示唆する。ハマースは、リビエラ化構想に反発した。パレスチナのアッバース (Mahmoud Abbas) 大統領、パレスチナ人のホスト国として名指しされたエジプトやヨルダンのみならず、他のアラブ諸国も同様の姿勢を示した。

二〇二五年三月初旬に開催された臨時のアラブ首脳会談では、エジプトがトランプ大統領のガザ戦後構想の代替案として提示したガザ地区の再建構想について議論された。エジプト案は、暫定措置、再建およびガバナンスの三段階からなる。期間は最長五年で、費用総額は五三〇億ドルが想定されている。暫定措置では、パレスチナ自治政府の管理の下でテクノクラートからなる委員会が設立され、再建に向けたがれきの撤去などを担う。また、ガバナンスに関しては、エジプトやヨルダンがパレスチナ警察に対する訓練を実施しガザに配置することや、国連安保理に対してガザへの国際平和維持部隊の派遣を要請することなどが盛り込まれた。<sup>(37)</sup>

米国とイスラエルは、アラブ諸国によるガザ再建構想に反対した。<sup>(38)</sup> 五月には、トランプ大統領が訪問先のカタールで、米国がガザを取得し、そこを「自由区 (Freedom zone)」<sup>(38)</sup>とすると発言した。

ガザ地区の戦後構想には、統治主体の問題も絡むため、二国家構想といったイスラエル・パレスチナ紛争の解決策と連動することが重要となる。この点で、二〇二五年六月になされたハッカビー (Mike Huckabee) 駐イスラエル米国大使の発言内容が懸念される。それは例えば、ハッカビーがBBCによるインタビューの中で述べた、パレスチナ国家は、世界が一般的にパレスチナと認識している領域に樹立される代わりに、イスラエルによって支配されている領域の六四四倍もの土地を有するムスリム国家によるべきとの発言である。<sup>(40)</sup> また、ハッカビーは、ブルームバーグのインタビューに応じた際、カメラが回っていない場合で、トランプ政権が米国の政策として二国家構想を支持しているか否かを問われた際、支持していないとの見方を表明したとされている。<sup>(41)</sup>

パレスチナ人の政治主体性は、イスラエルとパレスチナとの和平交渉の重要な議題のひとつであった。パレスチナは独立国家の樹立を最終的な帰着点としてきたが、

イスラエル側の合意を得られないことが二国家構想の実現可能性を蝕んできた。ネタニヤフ政権は、ヨルダン川西岸地区およびガザ地区でのパレスチナ国家の樹立に真っ向から反対している。ホワイトハウスのリヴィット(Karoline Leavitt)報道官は、トランプ政権がもはや二国家構想を支持していないのか否かという質問への明確な回答は避け、トランプ大統領の最重要事項がガザ戦争を終結させることであると述べるに留めた。<sup>(42)</sup>

## 5. 浮かび上がる差異

五月半ば、トランプ大統領がサウジアラビア、カタールおよびUAEを訪問した。その機会に合わせ、ハマースは、三月に米国との直接交渉で協議した経緯のあった米国人の人名を解放した。三月にイスラエルとの停戦合意が破綻して以降、初めてのことであった。トランプは、これを契機として、あらためて停戦を実現するための外交的な取組みを加速させたい意向を示した。<sup>(44)</sup> それに呼応するかのよう、カタールでイスラエルとハマースとの停戦交渉が再開されたと報じられた。<sup>(45)</sup>

一方、イスラエルは、三月にハマースとの停戦を破棄

して以降、軍事作戦を強化してきた。イスラエル国防軍の参謀長および国防相人事が刷新されたことで、イスラエルは、ガザ地区に対する占領を含むより攻撃的な軍事作戦を実施するようになったのである。<sup>(46)</sup> 停戦交渉は、一新された軍事作戦が続く最中に再開された。

停戦交渉の再開と時をほぼ同じくして、イスラエルには、カタールでの停戦交渉の失敗に備え、「第三段階…ガザの完全な占領」と名付けられた計画が存在すると英国の『サンデー・タイムズ紙』が報じた。<sup>(47)</sup> その計画によれば、ガザ地区は、北部、中部および南部に分割され、それぞれイスラエルの部隊が封鎖し、人の移動や物資の搬入などが全てイスラエル側に統制されることになる。<sup>(48)</sup> ガザ地区に対するイスラエルの軍事作戦が激化していることを受け、トランプ大統領も、事態を早急に収束することができると確認する意向を表明した。トランプのこの発言は、イスラエルが国際的な孤立を深めている証左のひとつであるとされた。<sup>(49)</sup>

また、トランプ大統領とネタニヤフ首相の間には、ガザ政策をめぐる溝が生じたと指摘された。<sup>(50)</sup> トランプは、ハマースに支援物資が渡らないような配布メカニズムの実施を支持し、ガザ住民による人道支援へのアクセスを

推進すべく、イスラエルによる軍事作戦が状況を悪化させることがないよう求めた。人道支援助物資の配布については、国連主導ではなく、イスラエルが承認した米国の団体である「ガザ人道財団（GHF）」が実施するとされた<sup>⑤1</sup>。GHFは、食糧のみを配布しており、国連などは、食糧が武器化されていると批判している<sup>⑤2</sup>。一方ネタニヤフは、米国と共同で実施する新たな支援システムには支持を表明するものの、ガザ住民の犠牲が拡大するなかにあっても、ハマースに対する一切の譲歩を否定し、軍事作戦を続行する構えを崩さなかった。

このように、トランプ大統領とネタニヤフ首相の間には、それぞれが好ましいとするガザ政策に差異が生じるようになっていた。両者の間の溝は、米国がイランとの核合意をめぐる交渉を実施することに加え、ガザ戦争以降、イエメンを拠点にイスラエルへの攻撃を続けるフーシー派と停戦を締結したことなどによっても深まったとされる<sup>⑤3</sup>。

## おわりに

ガザ戦争への対応を中心とする第二次トランプ政権の

動向には、確かに「イスラエル寄り」といえる側面が確認された。例えば、一月に発効したイスラエルとハマースとの停戦合意について、戦闘再開を視野に入れておくことへの了解や二国家構想を葬り去るかのようなガザの戦後構想の提示などに顕著であった。

一方、トランプ大統領とネタニヤフ首相の間には、徐々に対立的な側面が存在することも明らかになってきた。それは例えば、米国が一九九七年にテロ組織に指定したハマースとの直接交渉に踏み切ったことを契機として顕在化した。

とはいえ、両国の間には、ハマースを壊滅させる必要性が共有されており、それはイスラエルが軍事作戦を実施する根拠として正当なものだと認識されている節がある。トランプ大統領がイスラエルによる軍事作戦の可及的速やかな終結を主張し続けていても、イスラエルを公然と批判しているわけではない。ゆえに、圧力ともならない。

六月半ば、イスラエルがイランの核施設などを狙った攻撃を行ったが、その直前に実施された両者の電話会談では、トランプ大統領がネタニヤフ首相にガザ戦争を停止するよう求める一方、ネタニヤフ首相はトランプ大統領

領にイランとの核交渉を止めるよう求めたという<sup>(18)</sup>。恐らく両者の対立も、「イスラエル寄り」のトランプ政権という大前提を崩すほどのものではないであろう。米国とイスラエルが一定の共通認識の上に立つからこそ、ガザ地区をめぐるのは、細かな優先事項の差が「イスラエル寄り」の程度の濃淡として際立ってしまっている構図なのかもしれない。

●注

(1) United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA), "Reported impact snapshot | Gaza Strip (11 June 2025)," June 11, 2025 (<https://www.ochaopt.org/content/reported-impact-snapshot-gaza-strip-11-june-2025>). なお、本稿で参照したインターネット資料の最終閲覧日は二〇二五年六月三〇日である。

(2) Clea Caulcutt, "France lobbying Europeans, UK to recognize Palestinian statehood," *Politico*, May 27, 2025.

(3) John Irish, Michel Rose and Peshva Magid, "Macron says UN conference on Israel-Palestinian issue postponed after attack on Iran," *Reuters*, June 14, 2025.

(4) 国務長官に指名されたルビオ (Marco Rubio) 上院議員は、自身もイスラエルを支持してきているとわれ、二〇二五年一月の政権発足前に開催された上院外交委員会の人事承認公聴会では「第二次トランプ政権を米国史上最もイスラエル寄りの政権」であるとの見方を示していた。「Trump administration will be

the most pro-Israel in American history. Rubio says," *The Jerusalem Post*, January 16, 2025.

(5) William Marx, Jerome Socolovsky, Kat Lonsdorf, Michele Kelemen, Greg Myre and James Hider, "Israel and Hamas reach a Gazaceasefire agreement," *NPR*, January 15, 2025; "Text of the hostage-ceasefire agreement reached between Israel and Hamas," *The Times of Israel*, January 16, 2025.

(6) Jacob Magid, "Trump told Netanyahu he wants Gaza war over by time he enters office — sources," *The Times of Israel*, October 30, 2024.

(7) Michael D. Shear and Michael Crowley, "Trump Warns 'All Hell Will Break Out' if Hostages in Gaza Are Not Freed," *The New York Times*, January 7, 2025.

(8) Kevin Liptak, Michael Williams, Nikki Carvajal, Alayna Treene and Arlette Saenz, "How the Biden and Trump teams worked together to get the Gaza ceasefire and hostages deal done," *CNN*, January 15, 2025.

(9) Moran Azulay and Einar Halabi, "Israel cautiously optimistic for hostage deal within 'a week or two,'" *Ynet*, December 10, 2024.

(10) Jana Choukier, Nidal Al-Mughrabi and Mayraal Angel, "Hamas and Israel blame each other for ceasefire delay," *Reuters*, December 26, 2024.

(11) Tom Bateman, Rushdi Abualouf and Lucy Williamson, "How historic Gaza deal was sealed with 10 minutes to spare," *BBC*, January 18, 2025.

(12) Barak Raviv, "Trump envoy presses for Gaza ceasefire



- 2025.
- (㉔) Krauss, *ibid*.
- (㉕) "Trump says Jordan, Egypt should take more Palestinians from Gaza, Hamas rejects plan," *Reuters*, January 26, 2025.
- (㉖) Matt Viser and Michael Birnbaum, "Trump proposes U.S. 'take over' Gaza, permanent displacement of residents," *The Washington Post*, February 4, 2025.
- (㉗) Stephen Collison, "Trump's Gaza 'Riviera' plan is the most outlandish idea in the history of US Middle East peace making," *CNN*, February 5, 2025.
- (㉘) "What is Egypt's plan for the reconstruction of Gaza?" *Al-Jazeera*, March 4, 2025.
- (㉙) David Gritten, "US and Israel reject Arab alternative to Trump's Gaza plan," *BBC*, March 5, 2025.
- (㉚) Gram Slattery, "US would make Gaza a 'freedom zone', Trump says in Qatar," *Reuters*, May 16, 2025.
- (㉛) Lara Lakes, "Huckabee Says Muslim Nations Should Give Their Own Land for Palestinian State," *The New York Times*, June 11, 2025.
- (㉜) *Ibid*.
- (㉝) Jacob Magid, "Dodging question on two-state solution, White House says Trump's priority is ending Gaza war," *The Times of Israel*, June 11, 2025.
- (㉞) Wafaa Shurafa, Samy Magdy and Tia Goldenberg, "Hamas releases Israeli-American hostage in goodwill gesture toward Trump administration," *AP*, May 12, 2025.
- (㉟) *Ibid*.
- (㊀) Einar Halabi, "Hamas Source: Negotiations Between

Israel and Hamas Resume in Doha," *Ynet*, May 17, 2025.

(㊁) Gerry Shih, "How Israel plan to escalate its war on Hamas in Gaza," *The Washington Post*, March 23, 2025; Lazar Berman, "Israel to discuss taking full military control of Gaza with senior US officials: source," *The Times of Israel*, March 23, 2025.

(㊂) Niv Shaiovich, "Israel to divide Gaza into 3 troop-sealed zones: report," *Ynet*, May 18, 2025.

(㊃) *Ibid*.

(㊄) Patrick Kingsley, "Trump's Comments on Gaza Reflect Israel's Growing Isolation," *The New York Times*, May 26, 2025.

(㊅) Amir Dafrafi, "Five Signs Trump and Netanyahu's Relationship is Worsening," *Newsweek*, May 28, 2025. <<https://www.newsweek.com/five-signs-trump-netanyahu-relationship-worsening-2077921>>

(㊆) "How Gaza's new U.S.-backed aid system works and what it means for the people there," *NBC News*, May 28, 2025.

(㊇) *Ibid*.

(㊈) Nava Freiberg, "Netanyahu insists ties with Trump are 'excellent' amid reports of growing rift," *The Times of Israel*, May 12, 2025.

(㊉) Liza Rozovsky, "Trump Demanded Netanyahu End Gaza War, Take Iran Strike Off Public Agenda, Source Says," *Haaretz*, June 10, 2025.

## 第二期トランプ政権と短期就労ビザ

中 島 釀

(拓殖大学政経学部教授)

はじめに

ドナルド・トランプが二回目の大統領に就任する直前の二〇二四年一二月末に、トランプを支えるMAGA運動にかかわる人物たちの中で、一つの論争が巻き起こった。それは、高技能移民労働者に対する短期就労ビザ、H-1Bビザをめぐるものであった。極右活動家のロー・ルーマーが一二月二四日にX上で、トランプが人工知能(AI)政策顧問として任命したインド系の投資家のスリラム・クリシュナンを非難したことが始まりであった。クリシュナンは、二三年一二月にXにグリーンカー

ドの制限緩和をして熟練移民を解き放つべきと投稿した。これに対してルーマーは、クリシュナンのような左翼を政権の一員として任命することは由々しき事態であり、トランプのアメリカ第一主義(America First)に背くものであると断じた。<sup>①</sup>

ここからトランプを支える陣営の中でH-1Bビザをめぐる論争が巻き起こった。ルーマーの批判に反論したのがイーロン・マスクであった。彼自身アメリカへの移民であり、かつH-1Bビザの下で働いた経験があり、彼がCEOを務めるテスラは多くのH-1B労働者を雇用していた。マスクは、H-1Bプログラムは、「非常に優秀でやる気のあるエンジニアが大変不足している」

状況を埋め合わせるのに必要であり、このようなことを理解できない者たちとは「戦うつもりである」と述べた。<sup>②</sup>この論争には、インド系アメリカ人2世の実業家で、当初はマスクと共同で政府効率化省の議長となる予定であったビベック・ラマスワミも参加した。彼は、アメリカは、数学オリンピックの優勝者よりプロム・クイーンをたてるような、優秀さより平凡さをあがめる文化があり、それが原因で優れたエンジニアを育成することができていないとH—1Bの必要性を論じた。<sup>③</sup>

こうしたH—1B擁護論者の議論に反論したのが、第一期トランプ政権成立当初に首席戦略官をつとめたステイブン・バノンであった。彼は、H—1Bプログラムについて、テクノロジー企業がアメリカ人労働者を犠牲にして外国から安価な労働者を連れてくることを可能にするものであり、「完全な詐欺」であると批判し、移民の強制送還計画の一環としてH—1Bビザの保有者も強制送還すべきと訴えた。またマスク個人に対しても、「地球規模のテクノ封建主義」を築こうとしていると非難した。<sup>④</sup>トランプ自身は、この論争に関して、一二月二八日に『「ニューヨークポスト」紙の取材に、H—1Bは素晴らしいプログラムだ、自分は信じていると述べている。<sup>⑤</sup>

のトランプの発言は事前の予想と異なるものであった。<sup>⑥</sup>トランプは二〇一六年大統領選挙時にはH—1Bを厳しく批判し、その後、実際に第一期政権はH—1Bビザの発給に対して制限的な施策を行ってきた。<sup>⑦</sup>ただ、二〇二四年のトランプの発言を受けて、第二期政権ではテクノロジー企業の経営者たちの影響力から親H—1Bになるのではないかと、という変化を予想（期待）する声もあがった。<sup>⑧</sup>第二期トランプ政権で、移民労働者政策、短期就労ビザ政策は、どちらを向くのか。反移民政策の流れの中で第一期と同様に制限的な方向に進むのか。それとも、ハイテク産業や移民労働力を必要とする業界の意向を踏まえ、H—1Bの役割を認め、拡充へと向かうのか。

また短期就労ビザに関して、第二期トランプ政権の動向が影響するのは、H—1Bだけではなかった。詳しくは後述するが、短期就労ビザには他にもいくつかのカテゴリーが存在する。その中で非農業部門においてH—1Bとともに外国人労働者の受け入れで多くの枠を持つのが、H—2Bプログラムである。こちらは、H—1Bとは異なり、高度な技能・知識を必要としない職種の仕事に対して外国からの労働者を雇用する際に発給されるものである。アメリカ人労働者を雇うことができず、季節

的など需要の変動が激しい職種で主に用いられる。H-2 Bビザの発給についても、今後、制限がかけられるのか否かは大きな論点となる。現在、大規模な移民取り締まりが行われているが、その影響を受けることも予想される。

そこで本稿では、この二つの短期就労ビザ制度に着目し、その特徴を概観した後、第二期トランプ政権の就任後の展開を見ることで、この分野での政権の性格を検討してみたい。

## 1. 短期就労ビザ制度とアメリカ経済

### (1) 移民労働力と短期就労ビザ

現在のアメリカの移民の受け入れ数は、アメリカ史上最も高い水準となっている<sup>(1)</sup>。移民の増加は、移民法が改正された一九六五年以降、二〇世紀後半から現在まで、中南米系、アジア系を中心に続いてきた。この傾向は、経済面においても同様であり、移民労働力に依拠する割合は高くなってきている。労働力人口に対する外国生まれ労働者の比率は、七〇年時点で四・九%であったが、二〇二三年では一八・六%となった。この比率は分野に

よって大きく異なっている。二三年時点の各産業の就業者数の中での外国生まれ就業者の比率に関して、最も高いのが建設業で二八・六%となっており、以下、専門・ビジネスサービス業で二二・九%、その他サービス業が二一・九%、運輸・公益事業が二一・四%、レジャー・ホスピタリティが二一・〇%、製造業で二〇・二%となっている。このように分野によっては、就業者の二割から三割近くを移民労働力に頼っているのである<sup>(2)</sup>。

移民労働者の増大の背後には移民労働力への需要の増大があり、それに対応すべく就労ビザが整備されてきた。現在の非農業部門で移民労働者向けの短期就労ビザとして重要なのは、高技能職向けのH-1Bビザと、高技能以外の季節的短期労働者向けのH-2Bビザである<sup>(3)</sup>。

まずH-1Bビザは、アメリカ経済の国際競争力を高めるための人材を確保することを目的として、高度な技能・職能を有する高技能労働者に付与されるものである。このビザは高度な知識や技能を必要とする職種向けのものである。最も多く発給されたのがコンピュータ関連の仕事であり二〇二四会計年度で六三・九%と圧倒的である<sup>(4)</sup>（第二位の建築・エンジニアリング・測量が一〇・二%となっている）。ビザの申請は雇用主（企業）がスポンサーとなっ

て行われるが、発給数で上位を占めるのはビッグ・テックと呼ばれるようなIT系の大企業である。二五会計年度で最も多くのH-1Bビザの承認を受けたのがアマゾンで九二六五件であった。二位にインド系ITアウトソーシング会社のコグニザント(六三二一件)であり、続いて、グーグル、メタ、マイクロソフト、アップルが続く。

H-1B労働者で特徴的なのがその出身国の偏りである。H-1B保有者の七一%がインド出身者である(二〇二四会計年度)。二番目の中国出身者が一一・七%であり、それ以外の国は一%台以下となっている。H-1Bビザに応募するには大学卒業以上の学位が必要となり、ビザの有効期限は三年間(更新一回可能)である。各会計年度(一〇月一日〜九月三〇日)での新規発給数の上限は六万五〇〇〇件とされているが、二〇〇六年以降はアメリカの大学院出身者向けに二万件の追加枠が設定されている。また、大学や非営利団体などでの研究職は上限にはカウントされない。そのため実質的には新規発給枠上限の八万五〇〇〇件を大幅に上回って承認されている。二四会計年度の新規承認数は一四万一二〇五件であった。H-1Bは高技能を有する人材を対象とするため、アメリカ企業の国際的な競争力・技術力の高さの維持・発

展につながる要素を持っている。H-1B労働者を雇用することで企業の業績の向上や雇用の拡大、彼ら自身が起業することでの積極的な効果が指摘される。グーグルやマイクロソフトなどビッグ・テックのCEOにも移民が多く、H-1Bビザを取得する外国人にはアメリカの大学や大学院出身者も多い。優秀な学生・院生・研究者を世界から受け入れているアメリカの高等教育機関(大学)の世界的な競争力、研究・教育水準の高さともつながっており、留学生受け入れとも密接に関連している。

H-2Bプログラムは、H-1Bがカバーする高技能職以外を対象とした短期就労ビザ制度である。こちらは、ホスピタリティ、レストラン、観光業、造園業、建設業、林業、魚・肉加工業などで主に利用されている。二〇二四会計年度のH-2Bビザ保有者の産業別の割合を見ると、造園業が三一・三%と最も多く、ホテル・モーター業で八・四%、建物・住居サービス業が七・〇%と続く。ビザ保有者の出身国については、メキシコ出身者が圧倒的に多く(六四・八%)、ジャマイカ、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラスと続くがどこも一桁台であった。ビザの有効期限は一年単位となっており、最大で三年間の延長が可能である。各年度の発給上限は六万六〇

○〇件であるが、半年ごとに半分に分けて募集している。また現在は、一定の条件があるものの追加で六万四七一六件の発給が可能となっており、合わせて基本枠のほぼ倍となっている。二〇二四年度で一三万九五四一件が新規に発給されている。

## (2) 短期就労ビザをめぐる争点

移民政策は、二〇世紀末までは党派間で利害が錯綜し、共和党・民主党という政党別の対立構図ではない呉越同舟的なものであった。ただ、近年は、移民に対して肯定的な民主党・リベラル派と、移民に対して否定的な共和党・保守派という党派的な対立・分断の構図が固まっている。移民政策において両者の間では妥協の余地がほぼなくなっている。そのため、二一世紀に入り、何度となく連邦議会で移民制度に関する包括的な改革法案が提案されてきたものの、法案成立までは至らなかった。<sup>(19)</sup>

ただ、短期就労ビザに関する議論は、依然として微妙な位置にある。本稿の冒頭でも触れたが、H-1Bに対して、反移民の立場からは、H-1Bは海外から安価な労働力を持ち込みアメリカ人労働者の雇用を阻害しているといった批判がなされている。<sup>(20)</sup> 実は、こうしたH-1

Bに対する批判は、右派だけがしているものではない。左派政治家のバーニー・サンダースや、左派シンクタンクの経済政策研究所（EPI）の議論でもみられる。<sup>(21)</sup> サンダースはX上でトランプ陣営の中で行われた論争に直接言及し、H-1Bは上記のような問題を抱えており「マスクは間違っている」と断じた。<sup>(22)</sup> このように、H-1Bプログラムの必要性を訴える関連企業の経営者たちと、その問題点を強調する左右の政治勢力という構図がみられる。

そして類似の構図は、もう一つの短期就労ビザであるH-2Bプログラムに関する議論にも見られる。H-2Bを利用する企業の経営者たちは、ビザの発給水準は現状の需要を満たすには低すぎるため、その拡充を要求してきた。他方で、移民権利擁護団体や労働組合はH-2B労働者の労働条件の劣悪さを指摘し、これらの権利を擁護し、労働条件の改善を訴え、現状ではH-2Bの発給枠を増やすべきではないと論じた。<sup>(23)</sup> この点で、バイデン政権の動きは興味深く、ビジネスの利害を鑑みてH-2Bビザの発給枠を増やしつつ、H-2B労働者の労働条件の改善にも手を付けようとしており、両方の要求に対応しようとしていた。

## 2. トランプ政権の短期就労ビザ政策

### (1) 第一期トランプ政権

ここではトランプ政権の短期就労ビザ政策の特徴を考察する。そこではまず、第一期トランプ政権期の短期就労ビザに関する政策をまとめる。第一期トランプ政権で目立ったのはH-1Bプログラムへの制限的な姿勢であった。H-2Bプログラムについては、二〇二〇年六月に新型コロナウイルスの蔓延を理由に(H-1Bも含めて)入国制限を行った以外では、むしろ一七年以降現在まで続く発給上限の追加が行われ、発給数は増加していった。<sup>(24)</sup> H-1Bプログラムに対しては、ビザ申請時の審査が強化され、制限的な動きがみられた。トランプは二〇一六年選挙時、H-1Bは海外から安価な技術者を連れてくることでアメリカ人の高技能労働者を置き換えるものとして悪用されており、不公平なものであり廃止すべきと発言していた。<sup>(25)</sup> H-1Bの制度改革や発給上限の削減といったことには踏み込まなかったが、一七年にはビザの申請に対して審査を強化する措置を盛り込んだ大統領令「米国製品を購入し、米国人を雇用せよ」(Buy

American, Hire American)」を発した。<sup>(26)</sup>

実際に第一期政権下では、H-1Bの申請において、追加書類の提出(RFE)が求められることが多発し、申請の却下率も増加した。却下率は、オバマ政権時の二〇一五年に六%であったものが、一七年一三%、一八年二四%、一九年二一%とトランプ政権時に急増した(バイデン政権になると二四年四%、二三年二・二%と急減している)。<sup>(27)</sup> この内訳をみると興味深いことが分かる。インド系経済紙は、H-1B申請の拒否率について、一五年から一九年(の第4四半期)において、アメリカの代表的なIT企業の拒否率は一%から五%前後への上昇でとどまったのに対して、インド系IT企業の拒否率は、五%前後から三〇%台から五〇%台にまで急増したことを指摘している。<sup>(28)</sup> また承認数で見ても、いわゆるGAFAHのH-1B申請の承認件数は、一七年から一八年にかけて二八%増加している。大幅に減らしたのは、インド系IT企業三社(Cognizant, Infosys, Tata Consultancy Services)であった。<sup>(29)</sup> この三社の承認件数は同時期、五九%減少した。こうした変化は、H-1B労働者が圧倒的にインド出身者で占められていることから、インド系IT企業を標的にしたとも理解できそうであるが、ただ両者の違いと

して重要であったのが、申請するH-1B労働者の賃金水準であった。後者のインド系IT企業のH-1B取得者に対する給与中央値は約八万ドルであった。それに対して、GAFGAが提示した給与の中央値は一二万ドルから一五万ドルと高くなっていたのである。トランプ政権は、その後、H-1B労働者の最低賃金を引き上げる提案もおこなっている。H-1Bへの批判的な議論では、H-1Bは海外からの安価な労働者を連れてきてアメリカ人労働者の雇用機会を奪うとして批判されているため、H-1B労働者の賃金水準を引き上げるといふことはこの制度の改革の論点としては重要なものであった。

## (2) 第二期トランプ政権

第二期トランプ政権において、短期就労ビザ制度の本格的な改革の方向性は見えてきていない。そもそも、移民制度やビザ制度の改革は基本的に立法によってなされるものであり、現在のアメリカ議会の分断状況を鑑みるとこの改革を行うための法案を制定できる状況にはない。ビザ制度も含んだ移民制度改革をめぐる<sup>(30)</sup>は、二一世紀に入り、ジョージ・W・ブッシュ政権時から何度となく試みられてきたものの、本格的な制度改革は実現されて

いない。二〇一二年、オバマ政権は大統領令で「子供時代に入国した者に対する（国外追放）措置の延期（DACA）」プログラムを実現させた。DACAは、オバマ政権終了後も、延期や廃止をめぐって移民政策の一つの大きな争点となっているが、こちらも同じような内容での立法化が断念された後、大統領令で導入されたものであった。<sup>(31)</sup>

ただ、法改正の現実的可能性が低くても、移民制度をどのように改革するかというビジョンを提示することは可能である。その点では、第二期トランプ政権は、現時点で短期就労ビザ制度に関して、政策的方向性を明示することはしていない。そのため、政権が行ってきた行政的対応を考察していく。この間の動向を見ると、基本的には合法移民に対して厳格な対応を行う方向を向いていると評価されている。<sup>(32)</sup>

第二期政権で短期就労ビザ制度に影響を与えているのが、市民権・移民局（U.S.C.I.S.）の申請への審査の強化、厳格な調査の実施である。<sup>(33)</sup> 第二期政権の初日に発令された「外国テロリスト、およびその他の国家安全保障と公共の安全への脅威からアメリカを守る」という大統領令によって、国務省や他の国家機関は、安全保障や国益に

脅威となる可能性のある外国人の入国を防ぐため、全てのカテゴリのビザ申請に対する審査を最大限、入念にし、ビザ発給を厳格化することを命じられた<sup>94)</sup>。

こうした大統領令のもとでビザの申請に対して制限的な対応がみられている。まず、H-2Bビザに関しては、手続き面で対応が迅速になされていないことがあげられる。現状では、H-2B発給枠に対して申請数が上限に達すると、USCISがその上限に到達したことを公表する。現在は、基本の上限に加えて追加枠があるが、追加枠への申請プロセスが開始されるのはこの公表後になる<sup>95)</sup>。通常、この発表は上限到達後一週間程度で行われる。しかし、今年度は、三月五日に到達したと予測されたが、その後三月二六日まで公表されなかったのである。

当時、申請対象となっていたのは、四月一日から労働開始が可能となるビザであったため、三月は事業者にとって四月からの事業における労働者確保にとって時間が迫っている時期であった。また、三月五日以前に申請した事業主においても、USCISによる上限到達の発表が三月末までずれ込んだこともあり、三月五日以前に申請したビザの発給手続きが遅れており、四月になってH-2B労働者の確保ができなかった。そのため、事業に必

要な労働者が足りず、アメリカ国内で急遽探すも人員の確保ができず、顧客を失うケースも報告されていた<sup>96)</sup>。このように、H-2Bビザについては、はっきりとした政策構想は二〇二五年五月時点では明らかにされていないが、ビザの発給を迅速に行い、労働力需要に対応しようということを意識するような対応は取られていない。

第二期トランプ政権下で、ビザの発給の抑制、監視の強化の傾向が顕著にみられるのがH-1Bへの対応である。ビザの申請においては、移民法を専門とする移民弁護士（事務所）に依頼することが多い。そのため、移民法専門の弁護士事務所や弁護士が、その業務について今年度の政府の対応を述べていることが参考になる。かれらは、申請後のUSCISの対応から、審査プロセスが全体として敵対的な印象を受けることや、追加で証拠提出要求（RFE）の件数と頻度が増えていること、すでに提出している情報を再度請求されることなどを述べている。また、証拠提出要求の中でも、指紋などの生体認証データの提出を求められることが多くなっている。通常H-1Bの申請で求められることはほぼなかったが、今年が増えていとされる<sup>97)</sup>。

第一期政権の時に、審査の厳格化の象徴として取り上

げた拒否率については、現時点ではまだ明らかにはなっていない。そのため現時点で厳格化の数字上の証拠がある訳ではないが、前述の大統領令における審査の強化の指示と前述の移民弁護士への対応から、実際に審査過程でスクリーニングを強化していることが推測できる。

第二期政権の開始数カ月の時点では、短期就労ビザに関して、包括的な政策指針が明確にされた訳ではない。ただ、こうした制限的な対応が続くと、企業はアメリカ国内の労働力需要に対応できない事態に直面する。そして、H-1Bビザにかかわっては高技能の人材と仕事が海外に流出し、アメリカ（企業）の競争力を損なう可能性も指摘される<sup>(8)</sup>。

### 3. 移民取り締まり強化、留学生規制強化の影響

移民政策関連で第二期トランプ政権においてこれまで注目されてきたのは、短期就労ビザに関するものではなく、非正規移民の取り締まりや留学生に関連する政策であったろう。非正規移民取り締まりと即時の強制送還、合法的滞在許可の取り消しと帰国命令、一部の国からの入国禁止措置、留学生ビザの取り消しやビザ発給への制

限的対応、留学生への奨学金削減といった政策が進められた。これらは、短期就労ビザの制度そのものを変更させるものではないが、それに応募する外国人労働者・技術者・研究者の動向に大きく影響すると報じられている。

非正規移民の取り締まりについては、滞在資格が不備の状態であればアメリカにいることで「不法」状態とされ、トランプ政権では拘留さらに裁判の手続きなしの国外退去が進められている。トランプ政権は、史上最大の強制送還をうたい、実際に就任直後から移民・税関捜査局（ICE）が非正規移民の摘発強化を進めていた。こうした動きにかかわって、就労ビザという合法的な滞在資格を有するH-1BやH-2B労働者は対象ではないが、制度の複雑さから手続き上、滞在資格違反になり得ることなどから、かれらの不安を高める可能性は指摘されている<sup>(9)</sup>。

また、バイデン政権の下で進められた、難民政策との関係での一時的な滞在資格の付与が取り消される事態が生じている。バイデン政権は、難民申請者たちに国土安全保障省のアプリCBP Oneを通じて面会予約を行うことでアメリカでの一時的な滞在資格を付与した。また、ベネズエラ、ハイチ、ニカラグアなどの避難者に一時的

な滞在資格（一時保護資格、TPS）を付与する政策も進めた。トランプ政権は、両者ともに廃止し、滞在資格を取り消し、自主的に国外退去することを命じた。これらの滞在資格は、就労も認められており、アメリカ国内で合法的な外国人労働者であった。彼らの滞在資格の根拠はH-1BやH-2Bなどに比べて脆弱であったとは言え、合法的就労許可を有していた労働者が「不法」な存在となるという不安定な状況を目の当たりにし、移民労働者たちの緊張状態は高まり、合法的ビザで働いているも報復や国外追放などを恐れると報じられている<sup>(40)</sup>。

トランプ政権は、六月に入り、イランやハイチ、アフガニスタンなど二カ国からの全面的な入国禁止、キューバなど七カ国には入国の制限を行った。これにより観光客だけでなく、ビジネス関係者や留学生の中にも入国ができなくなる人が数万人規模で出るとされる。これらの国々からは一定数の留学生や労働者がおり、かれらがアメリカに入国できなくなると、人員不足に陥る分野もあると指摘される<sup>(41)</sup>。

さらに留学生に関連してトランプ政権は、フルブライトなど国務省から予算が拠出されている留学生向け奨学金への助成を停止したり、留学生の滞在資格（F-1ビ

ザ）の突然の取り消しを行ったり、学生ビザの面接予約受付を停止するよう各国にあるアメリカ大使館に命ずるなど、アメリカに滞在している留学生や、今後の留学生受け入れに関して大きく影響する施策を進めてきた<sup>(42)</sup>。これらは、アメリカへの留学を目指す者に金銭面や手続き面での制約を高め、すでにアメリカにいる留学生のおかれる環境を（全員ではないにせよ）不安定にするような性格のものであろう。留学生は、卒業後、自国に帰る者もいるが、アメリカ国内で職に就くことを目指す者も多い。かれらは卒業後、卒業後の一時的な就労資格（OPT）を利用しつつH-1Bビザの取得を目指すという形でキャリアを始めるのが大半である<sup>(43)</sup>。それを考えると、アメリカへの留学生の流れを抑制するような施策は、H-1Bビザ応募者の増減にも影響するものと言えよう。

### おわりに

以上、本稿で見てきたように、第二期トランプ政権は、成立後、非正規移民の取り締まり・強制送還の強化だけでなく、短期就労ビザに対しても制限的な方向での施策を続けてきた。またトランプは、移民削減やH-1B反

対を主張するステイブン・ミラーを大統領次席補佐官に任命し、留学生向けの一時就労資格のOPTを廃止すべきと連邦議会公聴会で発言したジョセフ・エドローをUSCISの局長に推薦している。このように、第二期トランプ政権は、短期就労ビザ政策について、制限的な方向に進むようにも思われる。

ただ、冒頭で触れたトランプ政権内部でのH-1Bビザをめぐる対立は解消された訳ではない。一時、減税法案をめくりトランプとマスクとの関係悪化が伝えられたが、その後の展開を見ると両者の関係が簡単に断絶するという状況ではなさそうでもあり、先行き不透明である。またトランプ自身が、農業やホテル業界での人員不足を理由に、現在、非正規移民として働いている労働者が、一定期間内に一旦帰国すれば、改めて合法的にアメリカで就労できるようなビザを付与することを検討するとも話している。この話は、具体的な政策として練り上げられてはおらず今後の展開については予測が難しいが、もし具体化されるとなると、政権内部の移民反対派との軋轢が浮き彫りになってくるであろう。

現状では、アメリカ企業にとって、H-1BやH-2Bというビザ制度を通じて海外から労働力を確保するこ

とに關して不確実性が増大する。また、アメリカにいるこうしたビザを持つ移民労働者にとっても、不安が高まる状況となる。特に高技能労働者にとっては、アメリカ以外での就労も選択肢に入るようになる。またH-1Bに關連した分野では、単なる労働力というだけでなく、高度な技術水準や研究水準を維持するための技術者や研究者の確保という面で、他国との競争で不利な状況となることは予想されうる。さらに、留学生の呼び込みや滞在資格に悪影響を及ぼす政策も踏まえると、その問題はより深刻化する。「米国のハイテク産業、特にかつて教育制度を通じて米国に入国し、専門職ビザで米国に留まり起業した若者たちに「萎縮効果」を」もたらしかねない。多くのH-1Bの手続きを扱う移民弁護士は、現状のまま進めば、「米国は技術面で世界に後れを取るリスクがあり」、「人材は流出してしまう」と危惧する。第二期トランプ政権は、移民政策や短期就労ビザをめぐるこうした課題に直面し続けることとなるろう。

\* 本稿は科学研究費補助金(研究代表者…中島醸、研究課題番号22K12522)による研究成果の一部である。

● 注

- (一) Laura Loomer (@Lauraloomer), “Deeply disturbing to see the appointment of Sriram Krishnan @sriramk as Senior Policy Advisor for AI.” X, December 24, 2024; Dipanjan Roy Chaudhury, “Trump backs Musk on H-1B visas amid MAGA backlash.” *Economic Times*, December 29, 2024.
- (二) Jeff Rummage, “Have Elon Musk and Big Tech Leaders Changed Trump’s Mind About H-1B Visas?” Built In, January 21, 2025.
- (三) Aimee Picchi, “Musk and Ramaswamy are sparking a debate over the H-1B visa. Here’s what to know about the visa.” *CBS News*, December 30, 2024; Vivek Ramaswamy (@VivekGRamaswamy), “The reason top tech companies often hire foreign-born & first-generation engineers.” X, December 27, 2024. ただし、トランプの発表は「H-1Bの破壊的かつ革新的な職種の確保を目的とする」。
- (四) Sarah Shamim, “Bannon vs Musk: How Trump’s U-turn on H-1B visas has split MAGA.” *Al Jazeera*, 16 January 2025.
- (五) Jon Levine, “Trump supports immigration visas backed by Musk: ‘I have many H-1B visas on my properties.’” *New York Post*, December 28, 2024.
- (六) Suzanne Gamboa, “Trump restricted legal immigration in his first term. Will it happen again?” *NBC News*, May 14, 2024.
- (七) Rummage, “Have Elon Musk and Big Tech Leaders”; Stuart Anderson, “Donald Trump’s Team Takes First Steps To Cut Legal Immigration,” *Forbes*, March 4, 2025.
- (八) Mary Kate Fernandez, “Trump, Musk, and the Future of the H-1B Visa: What to Expect for FY2026.” Adams and Reese, February 27, 2025; Anna Chaika, “Indian tech workers on edge about Trump’s immigration policy.” *Deutsche Welle*, March 26, 2025.
- (九) H-1BビザはSTEMの事業にはH-1Bよりもなじみが深い。彼の事業では、二〇二〇年間で一〇〇〇人以上の（H-1BとL-1の）農業分野の短期就労ビザも含む）H-1B労働者を雇った。Ken Bensing, “Trump Weighs In on Immigrant Visa Debate but Offers Little Clarity,” *New York Times*, December 28, 2024.
- (一〇) David Leonhardt, “Recent Immigration Surge Has Been Largest in U.S. History.” *New York Times*, December 11, 2024.
- (一一) USAFacts team, “Which industries employ the most immigrant workers?” USA Facts, January 29, 2025.
- (一二) 以下は「H-1Bはアメリカに滞在可能な期限が決められており、移民ビザと呼ばれる永住権と区別して」「非移民ビザ」と呼ばれる。しかし、移民政策、移民問題として議論される際は「非移民ビザ」政策も含まれるため、ここでは移民政策という括りの中で議論していく。アメリカの外国人労働者受け入れビザ制度の概要については以下を参照。樋口英夫ほか「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査——アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、オーストラリア、韓国、EU——」『資料シリーズ』第一四九号「労働政策研究・研修機構（二〇二二年三月）。
- (一三) U.S. Citizenship and Immigration Services (USCIS), Department of Homeland Security, “Characteristics of H-1B Specialty Occupation Workers: Fiscal Year 2024 Annual

Report to Congress, October 1, 2023 — September 30, 2024," April 29, 2025. H-1Bプログラムについては以下を参照。手塚沙織「アメリカの高度人材に対する移民政策の変遷と現在の動向」五十嵐泰正・明石純一編『グローバル人材』をめぐる政策と現実(明石書店、二〇一五年)、「小井土彰宏「高技能移民政策の起源と変貌」小井土彰宏編『移民受入の国際社会学』(名古屋大学出版会、二〇一七年)。

(14) マスタがCEOを務める企業は承認数で二位であり、近年H-1B労働者の雇用数を増やしている。Surbi Gloria Singh, "H-1B visa deadline today: From Amazon to Tesla, top firms hiring immigrants," *Business Standard*, March 24, 2025.

(15) USCIS, "Characteristics of H-1B Specialty Occupation Workers: Fiscal Year 2024." インビザ出身者がH-1Bビザ取得者に多いこと背景については、以下を参照。下斗米秀之「高度人材の育成とグローバル頭脳獲得競争」大橋陽・中本悟編『現代アメリカ経済論』(日本評論社、二〇一三年)。

(16) Andrew Kreighbaum, "Trump's Student Visa Revocations Jeopardize H-1B Talent Pipeline," *Bloomberg Law*, April 8, 2025.

(17) 中島醸「アメリカにおける移住労働者の労働条件とH-1Bプログラム」『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』第二五巻第一号(二〇一三年二月)；American Immigration Council, "The Expanding Role of H-2B Workers in the United States," October 29, 2024.

(18) USCIS, "Characteristics of H-2B Nonagricultural Temporary Alien Workers: Fiscal Year 2024 Report to Congress, Annual Submission," March 11, 2025.

(19) 西山隆行「第二次トランプ政権の移民政策」『海外事情』

第七三巻第一号(二〇二五年一月・二月)、「中島醸「移民政策」河崎信樹ほか編『現代アメリカ政治経済入門』(ミネルヴァ書房、二〇二一年)。

(20) Surbi Gloria Singh "H-1B visa row: Why Trump, Musk, and MAGA clash over India's favourite visa," *Business Standard*, January 6, 2025.

(21) Julia Ingram, "H-1B visas power the tech industry. But experts say that's not necessarily because of a talent gap," *CBS News*, January 13, 2025; Callum Jones, "Trouble in Trumpworld over H-1B visas makes for strange bedfellows," *Guardian*, 10 January, 2025; Alec MacGillis, "The Tech Recruitment Ruse That Has Avoided Trump's Crackdown on Immigration," *ProPublica*, June 3, 2025.

(22) 右派と左派の議論は、強調点の違いもある。インビザは、H-1Bは「反移民やアメリカ・ファーストの理念に反している」といった点を強調する。対して、サンダースは「H-1B労働者の賃金水準が低く、プログラムの利用する企業が国内労働者を解雇して賃金の低いH-1B労働者に置き換える傾向」を、これによって企業が儲けていることを中心にH-1Bプログラムを批判する。Stephen Collinson, "What the visa feud says about the coming Trump administration," *CNN*, December 30, 2024; Bernie Sanders (@Sensanders), "Elon Musk is wrong," X, January 3, 2025; Daniel Costa and Ron Hira, "Tech and outsourcing companies continue to exploit the H-1B visa program at a time of mass layoffs," *Working Economics Blog*, Economic Policy Institute, April 11, 2023.

(23) Daniel Costa, "Claims of labor shortages in H-2B industries don't hold up to scrutiny," *Working Economics Blog*,



(83) Diana Pacheco, "The H-1B Visa Dilemma: A Closer Look at the Legal Uncertainty Facing Employers." *Columbia Business Law Review*, March 3, 2025.

(86) Angelo A. Paparelli, "Unexpected hurdles: The ripple effects of President Trump's Executive Orders on legal immigration." *Nation of Immigrants*, March 17, 2025.

(40) Billal Rahman, "Business Leaders Call for More Work Visas Amid Trump's Crackdown." *Newsweek*, April 10, 2025; Andrew Kreighbaum 「米政権、仮滞在資格の移民50万人に出国命令——キューバなど4カ国対象」『Bloomberg』、二〇二五年六月一三日、「米、ハイチ政権下のアプリ通じた移民の居住許可取り消し」『時事ドットコムニュース』、二〇二五年四月九日。

(41) ハイチやアフガニスタン出身者は介護や看護の分野で比較的多く働いている。そうした業種では人員不足がより深刻なものになる可能性がある。「What Trump's New Travel Ban Means for U.S. Employers」 *Boundless*, June 5, 2025; Andrew Kreighbaum, "Trump Travel Ban Complicates Tech, Research Talent Pipeline." *Bloomberg Law*, June 7, 2025.

(42) 「トランプ政権、留学生向け奨学金を停止 日本人にも直撃」『日本経済新聞』、二〇二五年三月八日、NHK WEB「突然、滞在資格取り消し、米に在る留学生にも不法移民対策余波」、二〇二五年五月一〇日、「BBC」米政権、学生ビザの面接を停止 申請者に「30分」の調査を強化、二〇二五年五月二十八日。

(47) Kreighbaum, "Trump's Student Visa Revocations."

(44) Ashizuka, "Trump visa scrutiny expands."

(45) Andrés R. Martínez and Adam Satariano, "Musk Expresses 'Regret' Over His Criticisms of Trump." *New York Times*, June 11, 2025.

(46) トランプは関係に対して、H-2Bがカバーするような農業やホテルなどの業界では多くの非正規滞在移民が存在するが、かれらが一定期間内に一旦帰国すれば、改めて合法的にアメリカで就労できるような措置を取ることを検討すると話した。ただ、この話は明確な政策方針として練られてくる状態ではないため、今後の展開については予測が難しい。Suzanne Gamboa, "Trump floats plan for undocumented farm and hotel workers to work legally in the U.S." *NBC News*, April 11, 2025; Nacha Cattán 「トランプ米大統領、移民政策の変更を示唆——人手不足巡る懸念に対応」『Bloomberg』、二〇二五年六月一三日。

(47) Goode 「トランプ政権下で就労ビザ審査が厳格化」。

# トランプ政権の中米カリブ政策

## ——変容する安全保障認識——

岸川 毅

(上智大学教授)

はじめに

世界の他の地域と同様、ラテンアメリカも、「米国第一主義」を掲げ過激な言葉を発しながら次々と施策を繰り出す二期目のトランプ大統領への対応を余儀なくされている。移民の制限や中国への警戒など一期目の流れが再開した部分もあるが、今回は関税を武器に各種の要求を突きつけている。ラテンアメリカとの向き合い方にも変化がみられ、とりわけ中米カリブ諸国<sup>②</sup>に対する干渉が際立っている。パナマ運河をめぐる発言は二〇世紀初頭の帝国主義の時代に戻ったかのようである。小稿では、

発足後半年の第二期トランプ政権の中米カリブ諸国への政策を追いながら、そこに地政学的認識の変化がみとれることを示したい。

まず、ラテンアメリカ地域全体へのトランプ政権の行動と地域諸国の反応を概観したのち、中米カリブ諸国それぞれに対する米国の政策と行動を分析する。さらに、第二期の政策を象徴するパナマ運河をめぐる問題を取り上げ、その文脈と意味を考察する。

## 1. トランプ時代のラテンアメリカ

### 米國覇権の後退と第一期トランプ政権

一期目のトランプ大統領はラテンアメリカに対して基本的に無関心であった。確かに最大の移民送り出し国であるメキシコとの国境に壁を建設する政策は象徴的であり、中米カリブからの移民や出身国に対する軽蔑的な発言は論議を呼んだが、それに沿って一貫性のある政策があったわけではない。第一期トランプ政権のひとつの焦点は5Gなど情報通信分野での覇権争いであり、中国企業ファーウェイ（華為）を締め出すべく欧米諸国の間で一定の連携ができたが、ラテンアメリカに対しては不徹底であった。中国による海底ケーブル設置をめぐる競争に圧力をかけるなど行動に出ることはあったものの、ラテンアメリカ全体としては各地にファーウェイの通信施設が設置され、市場に大量の製品が出回った。また、米國のお膝元の中米カリブ地域では中国が台湾から国交締結国を奪っていったが、流れを止めるような手は打たれなかった。米中対立が世界の耳目を集めている間にも、ラテンアメリカでは、中国が順調に友好国を増やし、影

響力を強めていったのである。

もっとも、ラテンアメリカへの米國の関心の低下は長期的な趨勢である。冷戦の終結で共産主義からの防衛という大目標を失った米國は、ラテンアメリカに積極的に関与しなくなっていた。米州機構（OAS）が民主主義や人権の擁護に活動の重点を移したことに表れるように、冷戦後しばらく欧米的価値観を共有する米州地域の主導国として政治的な役割を担ったが、経済的には新自由主義が浸透するなかで各国が市場で競争することを求めたため、米國が大規模な開発援助を供与する関係は解消していった。歴史を通じて圧倒的な影響を及ぼしてきたカリブ海や中米の国々に対しても、米國の関与は目に見えて低下し、地域諸国は頼る相手を探し始めていた。<sup>3)</sup>

こうしたなかでラテンアメリカ側からの米國離れも起こる。二一世紀に入ると、米國が主導する新自由主義に批判的な左派政権が次々と誕生し、「ピンクタイド」（薄い赤の潮流）と呼ばれた。傲慢に振舞うブッシュ政権（二〇〇一〜〇九年）と対峙するなかで地域諸国に連帯の機運が高まり、一年には「米國抜き」の組織であるラテンアメリカ・カリブ共同体（CELAC）が結成された。米國とラテンアメリカの関係には共和党政権で対立

し民主党政権で緩和するというパターンがあり、トランプ政権もその流れに位置付けることができるが、トランプ政権には、地域に秩序を築く積極的な意思はなく、発言の過激さのわりに実質的な関与はなかった。

ただそれでも、大国の行動は周辺の国々に相応の影響を及ぼす。とくに第一期政権でターゲットとなったメキシコの政府には、大きな負荷を与えた。ペニャ・ニエト大統領（二〇二二〜一八年）は、NAFTA（北米自由貿易協定）に不満を持つトランプ大統領の要求に応えて、USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）にいたる厳しい再交渉を余儀なくされたが、国内では移民政策への弱腰を批判されて支持が急落した。

### 中国の進出

一期目のトランプ大統領はメキシコ以外の国へは持続的に関与しなかったが、このことが中国の進出を容易にした。改革開放を経て経済大国となった中国は、二一世紀になると鉱物資源や食料など一次産品をラテンアメリカから大量に輸入するようになり、逆にラテンアメリカには中国製品が流入した。一次産品の価格高騰を受けて輸出は好調で、中国が米国を抜いて最大の貿易相手にな

る国も出てきた。鉱山開発などへのインフラ投資も増加して、中国の存在感は急速に高まった。<sup>④</sup> トランプ第一期政権が成立した二〇一七年、習近平主席の表明によって正式にラテンアメリカは「一带一路」の「延伸」と位置付けられ、参加が呼び掛けられると、台湾（中華民国）から中国（中華人民共和国）に国交を切り替えただけのパンマが、覚書を交わしてラテンアメリカ最初の参加国となった。

中国は各国と個別の関係を深めるとともに、グローバルサウスの盟主として、南米の地域大国ブラジルとともに、対米国際世論の形成を図った。<sup>⑤</sup> 創設時よりCELEACを支援した中国は、中国・CELEACフォーラムを立ち上げて多国間協議の場として活用した。CELEAC会合は左派政権の指導者たちの対米批判の場となり、また中国が「一带一路」の進展を披露する場となった。トランプ政権への批判が相次いだ今年四月の首脳会合では、ブラジルのルーラ大統領（二〇〇三〜一一年、一三年〜）やコロンビアのペトロ大統領（二〇二二年〜）が存在感を見せたほか、普段は米国との対決を避けるメキシコのシェインバウム大統領（二〇二四年〜）も名指しはしない形で米国の関税政策を批判した。<sup>⑥</sup>

## 第二期政権の始動

過激さを増して再登場したトランプは世界的な関税戦争を開始し、四月二日、輸入品に一律一〇%の追加関税を課すと発表した。ラテンアメリカ諸国の反応は比較的冷静で、不満の表明はあったものの、おおむね交渉によって解決を図るとの態度を示し、一〇%にとどまったことに安堵する声もあった。ブラジルでは議会が大統領に報復関税を課す権限を与えたが、ルーラ大統領がそれを行使する気配はない。エクアドルのエビ産業やコロンビアのコーヒー産業のように、より高い関税がアジアの競争相手に課されたことで逆に有利になった例もある。ラテンアメリカ諸国は、メキシコを除いて、多額の対米貿易黒字を抱えているわけではなく、そもそも貿易依存度も高くない（メキシコはGDPの七三%、ブラジルは三五%、アルゼンチンは二七%）。

つまりラテンアメリカではメキシコだけが厳しい交渉を強いられる状況にある。USMCAの加盟国であるため今回の措置の対象からは外れるが、これとは別にすでに鉄鋼とアルミニウムに二五%の関税が課され、四月より自動車と自動車部品にも二五%の関税が課されている。なお、USMCAの見直し交渉は本来二〇二六年を予定

していたが、前倒しで二五年中に交渉することになったため、すぐそこに次の厳しい交渉が待っている。メキシコは海外送金がGDPの四%ほどなので、移民が送還されると影響が出る点でもトランプ政権の施策に左右される度合いが高い<sup>④</sup>。しかし移民労働者に関して言えば、中米カリブ諸国の方が深刻さの度合いがさらに高い。この点について、次節で検討する。

## 2. 「トランプの裏庭」と化する中米カリブ

### カリブ海政策の再来

ラテンアメリカは米国の勢力圏という意味で「裏庭」と表現されてきたが、米国が相手国の主権を尊重することなく意のままに介入してきた点で中米カリブこそ「裏庭」と呼ぶにふさわしい。米国は一九世紀末に始まる帝国主義政策（カリブ海政策）において、地域諸国への軍事介入を繰り返しながら支配を確立した。太平洋への進出を目指す米国は、コロンビアからパナマを独立（一九〇三年）させるとともに、条約を締結してパナマ運河の利権を獲得し、一九一四年に完成させた。セオドア・ルーズベルト大統領（一九〇一〜〇九年）は、西半球への欧州

諸国の干渉を拒否するモンロー主義を拡大解釈して、カリブ海域が米国の防衛と経済活動のために不可欠な地域だとし、「慢性的な不正と無能」に対しては軍事介入も辞さないとの立場をとった。こうして築かれた秩序はキューバ革命（一九五九年）による社会主義国家の成立で揺らいだものの、その後も干渉と介入は続き、米国の国益に反すると判断する勢力や政権を軍事的に排除する行動は、ドミニカ共和国占領（六五年）、グレナダ侵攻（八三年）、パナマ侵攻（八九年）と二〇世紀終盤まで続いた。

冷戦後はこうした政策は影を潜めていたが、二期目のトランプ大統領はセオドア・ルーズベルトの時代を彷彿させる発言をするようになった。しかし根本的な相違は、覇権が拡大する局面ではなく、後退する過程での内向きの関心から来る点である。すなわちトランプ政権は、米国を移民や域外の影響から守るという目標のもと、脅威を取り除く目的で反移民、反麻薬、反組織犯罪、反中国といった政策指針を設定し、実施が必要な範囲は中米カリブ地域までと認識しているようにみえる。この後みるように、就任直後から政府高官を各国に送り、具体的な政策対応を求める様子は、これまでの場当たりの行動とは対照的である。

反中国に関しては、中米カリブ地域特有の事情もある。この地域は伝統的に中華民国との外交関係を維持してきた国が多く、台湾が高度成長で経済力を増したこともあり、二一世紀に入っても台湾の国交締結国が多く残っていた。二〇〇七年にコスタリカが台湾と断交し中国と国交を樹立したことで風穴が空いたが、その後台湾で親中派の国民党・馬英九政権（二〇〇八～一六年）が成立したため中国は外交攻勢を停止した。しかし独立派とみなす民進黨の蔡英文政権（二〇一六～二四年）が成立すると中国は外交攻勢を再開し、トランプ政権発足の年にパナマが台湾と断交して中国と国交を樹立、以後は一八年ドミニカ共和国、エルサルバドル、二一年ニカラグア、二三年ホンジュラスと台湾との断交が相次いだ<sup>⑩</sup>。しかしこの間トランプ政権に策はなく、後になって台湾と断交した三か国の大使を召還して懸念を示し、台湾と断交する国への経済支援の削減などを定めた「台北法案」（二〇二〇年）を成立させたものの、断交の流れは止まらなかった<sup>⑪</sup>。

#### ルビオ国務長官の訪問と交渉の進展

しかし二期目のトランプ大統領は政権発足後すぐに、米国初のヒスパニック系国務長官であるルビオ国務長官

を、中米カリブ五カ国（パナマ、エルサルバドル、コスタリカ、グアテマラ、ドミニカ共和国）に派遣した。国務長官の最初の訪問先が中米になるのは一九二二年以来であり、政権が中米カリブ地域を重視していることを示すものであった<sup>10</sup>。二月一日に始まる訪問では、移民、組織犯罪、対中関係などについて各国との具体的な交渉や意見が交わされた。以下、会談とその後の展開をみていきたい。

中米カリブ諸国で交渉にあたる閣僚たちは、友好的な態度で各国の首脳と接している。最初の訪問地パナマでは運河と移民が主要テーマであったが、運河については次節で扱う。移民の移送に関してはバイデン政権期より協力が始まっていたため、交渉は順調に進んだ。ムリノ大統領（二〇二四年）はルビオ長官との会談を「相手を尊重し、心のこもったもの」であったと述べた<sup>11</sup>。

エルサルバドル訪問でルビオ長官は、ブケレ大統領（二〇一九年）が提示した犯罪および移民に関する協定を、「まったく前例のない、世界でも桁外れにすばらしい移民協定」と絶賛した。協定は第三国の移民を有償で受け入れるという規定を含んでおり、米国が取り締まりを強化していたベネズエラ出身者の犯罪集団などエルサルバドル国籍以外の移民も送還できるという内容だった

からである。実際三月には、二〇〇人を超えるベネズエラ人受刑者がエルサルバドルの刑務所に収容されている。ブケレ大統領は米国で服役中の米国市民をエルサルバドルの刑務所に低コストで受け入れる「アウトソーシング」案まで提示した<sup>12</sup>。

近年のブケレ政権は権威主義化が著しい。組織犯罪の取り締まりによる治安の改善は国民から絶大な支持を得たが、その勢いのまま司法に介入して本来憲法が禁止する再選を認めさせ、再選された。組織犯罪の取り締まりを理由に非常事態令は維持されたままであり、拘束や逮捕が容易な状況を利用して、政府に批判的な人物や市民団体の取り締まりを進めている。トランプ大統領と閣僚を味方につけたことで、ますます強気になっている<sup>13</sup>。

コスタリカでルビオ長官は犯罪と移民に関する米当局の協力を申し出たが、この問題が他国ほど深刻でないため中国の影響力の排除が焦点となった。チャベス政権（二〇二二年）が二〇二三年、公的入札においてサイバー犯罪に関するブダペスト協約への署名国の企業であることを条件とする法律を施行したことで、ファーウェイなど中国企業の5G通信技術の導入ができなくなったことを高く評価した。また、USAIDの停止については調

査のための暫定的なもので、サイバーセキュリティや麻薬密輸防止などまっとうな事業は継続されるだろうと説明した<sup>⑮</sup>。後述するようにコストリカもまた、移民の移送で重要な役割を担うことになる。

グアテマラでは移民と対中（台湾）関係が会談の主要議題であったが、アレバロ政権（二〇二四年）は昨年すでに米国から不法移民を送還するフライトを四割増使することで合意しており、ルビオ長官の訪問に際してはグアテマラ人不法移民を送還する航空機を視察している。

米当局は移民問題におけるグアテマラ政府の協力を高く評価し、アレバロ大統領も移民の帰還は技術や言語能力を備えた人材の帰国であり観光業や食品産業などグアテマラの経済発展に寄与し得ると好意的な発言をした<sup>⑯</sup>。

グアテマラは、中国と国交を結んでいない数少ない国の一つである。アレバロ大統領は選挙時に中国との関係強化を語っていたが、就任後は台湾との国交を維持し、「一帯一路」に対抗してE.U.が提唱する「グローバル・ゲートウェイ」への参加の意向を示すなど、欧米との連携を強めている。汚職の撲滅を改革の主軸に据え、透明で良好な投資環境を整え、流通インフラの再整備を目指している<sup>⑰</sup>。中国からは圧力を受けており、昨年五月には

マカデミアナッツやコーヒーなど輸出品の通関が中国で拒否された。こうした事情を踏まえ、ルビオ長官はアレバロ大統領の民主主義の維持発展への努力を称え、同じく民主主義国である台湾との関係維持に感謝し、台湾からの投資促進など経済面も含め協力する意思を伝えた<sup>⑱</sup>。

ドミニカ共和国はカリブ海の島国であるが、同じスペイン語圏の中米諸国との関係が緊密で、今日では「ドミニカ共和国・中米自由貿易協定」(C A F T A D R、二〇〇九年発効)を形成して経済関係も深めている。近年は経済が堅調で、政情も安定している。ルビオ長官の訪問では、政局の混乱で首都がギャング集団に制圧されるほどの統治不能状態に陥っている隣国ハイチの問題に重点が置かれた。米国はハイチからの避難民の流れが自国に向かうことを懸念している。アビナデル大統領（二〇二〇年）は、歴史的にドミニカ国民の間で根強い反ハイチ感情を背景に、ハイチ移民の取り締まりを強化し、昨年一〇月には毎週一万人の不法移民を送還する方針を打ち出した。今年四月から五月にかけては病院を対象に取り締まりを行い、妊婦を含む二〇〇〇人以上を拘束したことに対し、国際人権団体やグテレス国連事務総長が懸念を表明しているが、この厳しい移民政策がトランプ

第二期政権と共鳴する形になっている。

ニカラグアとホンジュラスがルビオ長官の訪問先に含まれなかったのは、オルテガ政権（二〇〇七年）が個人独裁色を強めて反対派を厳しく弾圧し、中国と接近しているため対米関係が悪化していること、ホンジュラスのカストロ政権（二〇二年）がベネズエラを支持し、中国との関係を強め、麻薬密売組織との関係が取り沙汰されていることが理由とみられる。ルビオ長官は、ニカラグアが民主国家でないことを理由にC A F T A D Rからの追放に動く可能性も口にした。<sup>21)</sup>

ニカラグアは二〇二一年に台湾と断交し、中国と国交を締結した。オルテガ政権による人権侵害で欧米から制裁を受けるニカラグアに対し、中国から援助物資が間断なく届けられており、昨年はF T Aも発効した。与党F S L N（サンディニスタ国民解放戦線）が全議席を占める国会は、先住民組織や環境団体の抗議に耳を貸すことなく、鉱山開発やインフラ建設への中国からの借款を次々と承認している。中国企業に与えられた鉱業コンセッションの面積は、国土の二割を超えた。<sup>22)</sup> かつて香港企業が進めていたニカラグア運河計画は挫折したが、近年中国が再び運河建設に関心を示しているため、オルテガ政権は別

ルートの運河計画を準備している。<sup>23)</sup> しかし一方、ニカラグアは在米移民労働者からの送金がG D Pの三割近くにもおよぶ。この数値は中米諸国で最も高く、しかも増加傾向にある。<sup>24)</sup> 米国とのこの実質的な経済関係は、中国依存によって代替できるものではない。

ホンジュラスのカストロ政権は、大統領の身内を含む政権幹部の麻薬密輸に関わる汚職疑惑をめぐってバイデン政権と対立したことから、米国との組織犯罪容疑者引き渡し条約を昨年八月に破棄した。トランプ政権に対しては、不法移民を送還するのであればパルメロラの米軍基地の運用許可を取り下げると発言した。その一方でカストロ政権は、台湾と断交した二〇二三年以降、中国から学校建設などへの支援を取り付けたほか、対中輸出促進に向けてF T A交渉を精力的に進めていた。ところが今年二月半ば、カストロ政権はこれまでの方針を翻し、引き渡し条約を二七年一月まで延長すると発表した。米国からの不法移民の送還もパルメロラでの米軍の活動も続いていることから、両国関係は今後改善する可能性もある。<sup>25)</sup>

## 移民送還レジームの構築

以上のことからみてとれるように、第二期トランプ政権は、最重要課題とみなす移民の流入防止と送還を、中米カリブ諸国の協力を得ながら進めている。すでにバイデン政権期に米国・パナマ間の協定に基づいてコロンビア・パナマ国境地帯のダリエン地峡を渡る不法移民の取り締まりと送還が強化され、効果をあげているが、この数か月で進んでいるのは複数の国が関与する地域的な仕組みの構築であり、なかでもグアテマラ、パナマ、コスタリカが積極的に協力に応じている。

今年二月にはパナマのアブレゴ治安大臣とコスタリカのサモラ治安大臣が、送還される非合法移民の經由地としての役割を果たす合意に署名した。すなわち南へと移送される移民はコスタリカの移民対応センター（CAATEM）に収容されて経歴や犯罪歴のチェックを受けた後、パナマ北部国境のプラネス・デ・ゲアラカ（チリキ県）もしくはパナマ南部国境のメテティ（ダリエン県）に送られ、そこから出身国に送還される。航空輸送の費用の一部は米国が負担する。これまで大量の移民が、中米を北上して米国に向かう流れを形成していたが、逆方向に人々を移送するルートが築かれるのは初と言える。五月には

パナマ民間航空局が、昨年七月以来停止していたパナマ・ベネズエラ便を再開すると発表した<sup>(27)</sup>が、これは米国からパナマに移送された不法移民をベネズエラに帰国させるためである。

さらにルビオ長官は三月末、ジャマイカ、ガイアナ、スリナムを訪問し、カリブ諸国の首脳たちに不法移民や国境を越える組織犯罪の防止と、ハイチの政治と治安問題の解決に向けた地域協力を訴えたうえで、経済協力を約束している<sup>(28)</sup>。また国内に向けては、政治的に敵対する国家や統治不能に陥った国家の出身者を対象に、人の流れを阻止する強力な措置を講じている。三月に米国国土安全保障省はキューバ人、ハイチ人、ニカラグア人、ベネズエラ人に対する人道的ビザを廃止すると発表した。これにより約五〇万人がひと月以内に国外退去となる可能性がある<sup>(29)</sup>。六月に発表された一二カ国からの渡航者の入国禁止措置にはハイチが含まれ、キューバとベネズエラは部分的入国禁止の対象となった<sup>(30)</sup>。

このようにトランプ大統領は、「移民が米国の安全にとっての脅威である」との認識に基づき、安全を守る仕組みを近隣諸国を巻き込んで築きつつあり、米国と中米カリブ地域には「移民送還レジーム」と呼び得るような

仕組みが形成されつつある。

### 関税の地域への影響

中米カリブ諸国にとってもトランプ関税は不安材料である。四月二日の表明を受けて、中米諸国にも一〇％の関税がかけられることになった（ニカラグアのみ一八％だが、当面は適用見合わせ）。中米諸国の政府もまた、一定の反論はしながらも刺激しないよう慎重な姿勢をとっている。グアテマラのアレバロ大統領は、トランプ関税がCAFETADRRの規定に反すると批判したが、報復関税ではなく交渉による解決を目指している。コスタリカのチャベス政権も、米国からより良い条件を引き出すべく交渉を進める姿勢である<sup>31)</sup>。

中米カリブ諸国にとっては、関税の問題にも、米国に大量の移民を送り出している事実が関わってくる。中米諸国の経済は移民労働者からの送金への依存度がきわめて高くGDPの二割から三割に達するが、関税の引き上げによって海外送金への依存度がさらに強まるおそれがある。トランプの貿易政策がドル安につながっている現状からすると、米国からの送金が目減りし、送金に頼る低所得者層にとって打撃となるおそれもある。

### 民主主義の価値

ルビオ国務長官ら政府高官が会談で民主主義を問題にすることは少なくない。ただ、民主主義という言葉が用いられる文脈をみると、グアテマラと台湾の友好関係を支持するレトリックのなかで使われていることがわかる。そして何より、敵対するニカラグアやベネズエラが民主国家でないことを批判する一方、友好関係にあるエルサルバドルの人権侵害や権威主義化を問題にしない点で矛盾がある。現実にはニカラグアの権威主義を中国が支援し、エルサルバドルの権威主義を米国が支援する構図になっている。バイデン政権は普遍的価値としての人権と民主主義を政策の柱としていたが、トランプ政権の言説において民主主義はご都合主義的に用いられている。

なお、ルビオ長官が訪問で取り上げるもうひとつの重要課題は中国の影響の阻止であるが、これに関してはパナマ運河が最大の焦点となっているので、次節で検討したい。

### 3. パナマをめぐる米中の攻防

#### 「運河を取り戻す」

二期目の就任をひかえたトランプ次期大統領は突然、パナマ運河の問題を提起した。米国は不当に高い通行料を払っており、また中国の支配下に置かれている、米国が取り戻す必要がある、そのためには軍の派遣も辞さない」と述べたのである。軍事侵攻の可能性まで口にしたことは、棍棒外交を思い起こさせる。自国の政治秩序や国民の移動を統制できない国への強引な干渉を米国の利益として正当化し、域外勢力が自らの勢力圏に入ること拒否する姿勢はまさにセオドア・ルーズベルト版のモンロー主義である。周知のとおりパナマ運河は米国が建設して一九一四年に開通し、太平洋への進出拠点として米国が管理運営していたが、パナマ国民のナシヨナリズムの高まりを背景に七七年に締結されたトリホス・カーター条約に基づいて九九年に全面返還され、以後はパナマ運河庁（ACP）が管理し通行料を徴収している。

確かにパナマ運河は香港企業CK Hutchison（長江和記実業）の子会社が一九九七年以来、契約により運河両端

にあるバルボア港とクリストバル港の運営を担っているが（二〇二二年の契約更新で四七年まで延長）、香港の大富豪・李嘉誠氏の率いる多国籍企業で中国以外での事業が主であるため、これまであまり問題視されなかった。しかし習近平政権が香港から自律性を奪い民間企業への統制も強めていることから、米中の軍事衝突のような局面で米国の軍艦や商船の通行を妨げることへの懸念が高まった。第一期では特段問題にしなかったことなので、第二期での変化といえる。

#### パナマ・中国関係の形成

パナマは二〇一七年に台湾と断交し、中国と国交を結んだ。これを進めたバレラ政権（二〇一四～一九年）は直ちに「一带一路」への参加を決めた。中国はそれまでバレラ政権への浸透を着々と進めていたが、トランプ政権が察知して手を打った形跡はない。当時のトランプ大統領は中米カリブの国々の情勢には無関心で、中国の進出のもとら安全保障上の脅威について明確な認識を示すことはなかった。

国交を樹立すると、中国は鉄道などインフラ建設への投資計画を次々と発表し、また各界の要人を中国に招い

て親中人脈を築いていった。かつて米軍施設のあったパナマ運河入口のアマドール地区には、中国大使館の建設計画が発表されたが、これには国民から反発の声が上がった。米政府からの圧力もあって中止となった。以後も中国は通信設備の整備から孔子学院の設置まで多方面に進出して存在感を高めていった。それはまさに第一期トランプ政権期に進んだのである。

### 三つ巴の攻防

ところが二期目のトランプ大統領が運河を問題視しはじめたことで、ムリノ大統領は難しい立場に置かれることになった。返還を（スペインからの独立とコロンビアからの分離独立に続く）「第三の独立」と捉えるパナマ国民にとって、運河は民族感情を呼び起こす敏感な問題であり、国の指導者が譲歩することは政治的にありえない。しかもパナマは一九八九年に米国から軍事侵攻を受けているので、武力行使は生々しい記憶として残っている。ムリノ大統領は直ちに、運河はパナマの主権のもとにあってパナマ政府によって管理されていると反論した。

しかしその一方、「一帯一路」から離脱することを表明し、バルボア港とクリストバル港を運営するCKハチ

ソンの子会社の監査を実施することや、米海軍に運河の優先使用を認めることを提案して米国に譲歩した<sup>(32)</sup>。もとも中国との関係の薄い中道右派のムリノ大統領には、中国から離れることに抵抗はなかった。また、フロレス会計検査院長が、二港の運営会社の契約延長に手続き上・税務上の問題がある可能性を指摘した<sup>(33)</sup>。CKハチソンとの港湾事業の契約打ち切りも検討され始めるなか、三月に米国の資産運用大手ブラックロックなどの企業連合が二港を買収することでCKハチソンと合意し、中国企業を排除したいトランプ政権の思惑が叶うかみえた。しかし今度是中国が阻止に乗り出した。香港の共産党機関紙『大公報』は、売国行為で歴史に汚点を残すとして売却を厳しく批判する一連の記事を掲載し、国務院香港マカオ事務弁公室がウェブサイトに転載して世論を煽った<sup>(34)</sup>。中国当局はCKハチソンに対し国営企業との取引を制限するなど圧力をかけ、独占禁止法違反の疑いで調査を開始して、売却を延期させた。

一方、四月上旬にヘグゼス国防長官がパナマを訪問し、ムリノ大統領、アブレゴ安全保障大臣、バスケス・パナマ運河庁長官と会談し、運河を取り戻すというトランプ大統領の発言は「中国の影響から運河を取り戻す」とい

う意味だと釈明した。また、ムリノ大統領の決断により「一带一路」から離脱する西半球最初の国となり、問題の多い中国のプレゼンスを減じたことを高く評価した。<sup>35</sup>しかし、この時に交わされたMOU（基本合意文書）の内容が、基地協定の見直しや米軍艦の優先かつ無料の通航を認めるものだとして論争となり、反政府派の労働組合が売国的行為として抗議運動を行い、市民団体が憲法違反の疑いで最高裁に提訴する事態になった。<sup>36</sup>ムリノ政権は国内世論の説得にも苦慮している。

こうしたなかでも、パナマでの米国の対中攻勢は続いている。六月、駐パナマ米国外務館は、地域への中国の影響を取り除く努力の一環として、中国企業ファーウェイがパナマに設置した一三カ所の通信設備を「安全な米国の技術」に交換していくと発表した。この事業は、パナマ公共安全省と協力のもと米国の資金で進められており、さらに七つの新たな通信塔を設置して、約二年で完成する。それにより米国とパナマの安全の共有とパートナーシップが強化されるといふ。<sup>37</sup>

### パナマ運河問題から見えてくるもの

運河をめぐる動きにトランプ政権の安全保障認識が見

てとれる。トランプ大統領にとって、中国は域外からの脅威であり、それが中米カリブまで迫っていることが米国の安全を脅かしている。片や中国にとって、習主席の呼びかけに応じて地域初の「一带一路」参加国となったパナマが最初の離脱国となることは屈辱であり、戦略的に重要な貿易拠点を米国に奪われるのは許しがたい。そしてパナマにとっては、運河はパナマの主権そのものであり、どの国であろうと取得することは許されず、パナマが認めた範囲内で経済活動が認められるのみである。

トランプ政権が確保すべきと考える安全な領域が中米カリブであることは、「一带一路」の重点プロジェクトとして中国の援助で建設された南米ペルーのチャンカイ港との対比からもみえてくる。チャンカイ港は太平洋間の輸送日数を大幅に短縮し、大型船が入港可能なため、南米の流通ハブとして期待されている。エクアドルやチリなど太平洋側の国だけでなく、大西洋側のブラジルや内陸国ボリビアも関心を寄せる。開港式典には、APERC（アジア太平洋経済協力会議）出席のためペルーを訪問していた習主席が参加した。中国からの対ペルー直接投資は近年、従来の鉱物資源開発だけでなく電力など戦略的分野にも及んでいる。慢性的な政局の混乱で直接投資が

伸び悩むペルーにおいて、中国の存在感は急速に高まっている。これに対して、中国遠洋海運集団（COSCO）によるチャンカイ港の独占的運用にペルー国家港湾局が反対し、中国南方電網（CSG）による配電会社の株取得に反トラスト調査が入るなど、国内には反発や警戒もある。<sup>(8)</sup>

しかしトランプ政権はチャンカイ湾の件にあまり関心を示していない。軍事安全保障の面から中国のラテンアメリカ進出に常に目を光らせているのは米国南方軍である。アルゼンチンの宇宙観測基地から中米諸国の港湾建設まで、中国が軍事利用するあらゆる可能性を指摘してきた南方軍は、チャンカイ港も軍事利用が可能で南米における戦略上の足場を与えると警告を発している。<sup>(9)</sup> しかしてトランプ大統領がパナマ運河に対して示す危機感や中国拒絶の姿勢は、ペルーに対してはみられない。米国の安全を守る範囲が中米カリブまでであること伺わせるのである。おそらくパナマ運河の場合も、本当に軍事介入を考えているわけではなく、本気度を示したうえで、運河運営の主導権を握る交渉を有利に運び、中国の影響を削ぐのが目的であろう。

## むすびにかえて

以上のことから、発足からまだ半年がたたない段階の暫定的な判断ではあるが、第二期トランプ政権は中米カリブを米国の安全を保障するための重点地域と捉え、その実現に向けて具体的に動き始めていると解釈できる。

その場合の安全とは、中米カリブに関しては移民の制限と送還に加え、中国の利権や影響の排除である。一方、本稿では詳しく扱わなかったが隣国メキシコに対しては、第一期政権から問題にしてきた移民に加え、目下の重点は関税であり、ここでも中国の進出を阻止することが重要な目標である。あわせて考えると、メキシコから中米カリブにいたる地域に対して、第二期トランプ政権は第一期よりも本腰を入れて取り組み始めているとみることができる。

しかしながら、この衰退しつつある大国の安全地帯構築構想は、もっぱら「米国を守る」という利己的動機に基づくため、相手国の開発や人権を促進するという、これまで米国が曲がりなりにも掲げてきた姿勢はほぼみられない。同時にこの構想は指導者個人の地政学的認識に

基づいている面も強い。したがって今後の米国の持続的政策指針となるとは限らないが、まだ始まって半年のトランプ政権が取り組みを継続すれば、任期中に中米カリブが「トランプの裏庭」というべき地域になっていく可能性がある。

●注

(1)ここでラテンアメリカとはスペインもしくはポルトガルの植民地であった米州の国々からなる地域を指し、地理的に北米に位置するメキシコ、中米カリブ諸国(グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、キューバ、ドミニカ共和国)、南米諸国(コロンビア、ベネズエラ、エクアドル、ペルー、ボリビア、チリ、パラグアイ、ウルグアイ、アルゼンチン、ブラジル)からなるが、歴史的な関りの強い旧仏領のハイチも通常加えるので、あわせて二〇カ国となる。カリブ地域には旧英領や旧蘭領の国々も多く、これらを含めた名称はラテンアメリカおよびカリブ地域(LAC)であるが、本稿が対象とするのは主に前者である。

(2)中米地域はメキシコとコロンビアの国家群からなり、カリブ地域はカリブ海の島嶼国およびカリブ海に面する国々からなる。両地域概念には重複があり、また米国の対外政策上も両者の区別は曖昧なので、本稿では合わせて中米カリブ地域(諸国)と称す<sup>80</sup>。

(80)MacDonald, Scott B., *The New Cold War, China, and the Caribbean: Economic Statecraft, China and Strategic Realignment*, Palgrave Macmillan, Spring Nature: Cham,

Switzerland, 2022.

(4)岸川毅「ラテンアメリカに迎え入れられる中国——平和的台頭からワクチン外交まで——」、『ラテンアメリカ研究年報』第42号、二〇二二年。

(5)岸川毅「中国の対ラテンアメリカ政策——グローバルサウス外交の理念と現実——」、『東亜』、No.675、二〇二三年九月・岸川毅「ブラジルのルーラ外交が目指す多元的国际秩序……なぜ中国と共鳴するのか」nippon.com、二〇二五年一月一日  
<<https://www.nippon.com/ja/in-depth/d01094/>>。

(6) *LatinNews Daily*, April 10, 2025.

(7) *LatinNews Daily*, April 3, 2025.

(8) *Latin American Business & Economy*, April, 2025.

(9) *Latin American Business & Economy*, March, 2025

(10)岸川毅「中国の台頭は中米に何をもたらすのか——コスタリカの事例から——」、『インシロアメリカ研究』第42巻、特集号、二〇二一年。

(11)岸川毅「中米カリブ諸国をめぐる米中台の攻防」、『修親』令和7年6月号(通巻791号)、二〇二五年六月。

(12) *Latin American Weekly Report*, February 6, 2025.

(13) *Ibid.*

(14) *Ibid.*

(15) *LatinNews Daily*, May 25, 2025.

(16) *Latin American Weekly Report*, February 6, 2025.

(17) *Ibid.*

(81) *Latin American Weekly Report*, February 22, 2024; *Latin American Business & Economy*, April, 2024.

(82) *Latin American Weekly Report*, February 6, 2025.

(20) *Listin Diario*, 1 de junio de 2025.

- (12) *Latin American Weekly Report*, February 6, 2025.  
 (22) *Latin American Business & Economy*, May, 2024.  
 (23) *Latin American Business & Economy*, February, 2025.  
 (24) *Latin American Weekly Report*, February 6, 2025.  
 (25) *Latin American Weekly Report*, February 20, 2025.  
 (26) *Latin American Weekly Report*, February 13, 2025.  
 (27) *LatinNews Daily*, May 23, 2025.  
 (28) *LatinNews Daily*, April 7, 2025.  
 (29) *LatinNews Daily*, March 24, 2025.  
 (30) *LatinNews Daily*, June 16, 2025.  
 (31) *Latin American Economy & Business*, May, 2025.  
 (32) *Latin American Weekly Report*, February 6, 2025.  
 (33) *LatinNews Daily*, April 8, 2025.  
 (34) BBC News 中文「李嘉誠出售巴拿馬港口爭議」中美角力  
 下香港企業的政經困局」風傳媒、二〇二五年三月二二日・兩岸  
 中心「李嘉誠売巴拿馬港口：北京再施庄一彭博：中国国企暫停與  
 長和開展新項目」風傳媒、二〇二五年三月二七日。  
 (35) *Latin American Weekly Report*, April 10, 2025.  
 (36) *Latin American Security & Strategic Report*, May, 2025.  
 (37) *LatinNews Daily*, June 12, 2025.  
 (38) *Latin American Weekly Report*, October 31, 2024; *Latin  
 American Business & Economy*, December, 2024.  
 (39) *Latin American Economy & Business*, December, 2024.

## 『海外事情』九・一〇月号の紹介

- 副題レポートへゼシユキヤーン政權の始動 野村明史  
 第一特集Ⅱ保護主義へと逆流する世界 佐藤丙午  
 国際秩序の変容と「分散型」多国間主義 杉之原真子  
 アメリカの通商政策 茂木 創  
 技術覇権の障壁 富坂 聰  
 発展を阻む地政学というコスト  
 第二特集Ⅱ水資源と世界 橋本淳司  
 世界的に逼迫する水資源 池松由香  
 パナマ運河の渇水、供給網混乱の深刻度 谷口真人  
 アメリカの農業生産と地下水利用  
 発行人特別企画 ● 提言「世界の中の日本」 福田勝幸  
 戦後八〇年と拓殖大学 森本 敏  
 国際人である前に、まず日本人であれ 佐藤丙午  
 \* 私「一枚」海外事情研究所とメディア 佐藤丙午  
 \* 台湾研究センターだより／青いボールペンたち 渡邊俊彦  
 \* 国連に対する幻想／パキスタンでの出来事 高橋博史  
 Do☆危機管理／「安全の為」は国民の行動を規制する 遠藤哲也  
 万能の旗印ではなし 野村明史  
 政治家ムハンマド15／零落のマッカ

※バックナンバーのご注文は、拓殖大学研究支援課  
 (〇三―三九四七―七五九七)までご連絡ください。

## トランプ関税 2・0 のインド・東南アジア諸国への影響…

### 多元化の中で進む通商政策の展望

椎野 幸平

(拓殖大学国際学部教授)

二〇二五年一月以降、世界の貿易環境の不確実性が増している。言うまでもなく、米国の第二次トランプ政権による関税政策（トランプ関税 2・0）である。トランプ関税 2・0 は、インド・東南アジア諸国<sup>①</sup>にどのような影響を与えるのか、また今後、これらの国でどのような政策対応が採用され得るのか、その展望を行うのが本稿の目的である。

本稿では、第一にトランプ政権において導入・検討されている関税政策の全体像を整理した上で、インド・東南アジア諸国に対する相互関税について確認する。第二に、トランプ関税 2・0 がインド・東南アジア諸国にもたらし得る影響を、第一次トランプ政権の関税政策（ト

ランプ関税 1・0）がもたらした効果を確認した上で、検討する。第三に、インド・東南アジア諸国のこれまでの対応を確認するとともに、今後の通商政策を展望する。

#### トランプ関税 2・0 の全体像

トランプ関税 2・0 は、逐次的な導入と修正を繰り返しており、複雑な状況になっている。現状の同関税政策を整理すると、産業別と国別に分けられる。前者は特定産業を対象とした追加関税であり、後者については①对中国、②対カナダ・メキシコ、③同三カ国を除くそれ以外の国に対する追加関税に大きく分類される<sup>②</sup>。

産業別の追加関税は、一九六二年通商拡大法二三二条（米国の安全保障を目的とした措置）に基づき、発動されている。これまで産業別の追加関税が発動されたのは、鉄鋼・アルミニウム、自動車・自動車部品である。鉄鋼・アルミニウムについては、全ての国を対象に三月一二日から二五%の追加関税を発動、さらに六月四日から同関税率を二五%から五〇%に引き上げた。トランプ第一次政権期の二〇一八年三月から、既に鉄鋼製品に二五%、アルミニウム製品に一〇%の追加関税が賦課されていたが、同追加関税率が引き上げられたことに加え、広く認められていた適用除外措置も廃止された。

自動車・自動車部品については四月三日から自動車（乗用車・小型貨物自動車）に対して、五月三日から自動車部品に対してそれぞれ二五%の追加関税を賦課している。但し、自由貿易協定（FTA）である米国・カナダ・メキシコ協定（USMCA）については例外が適用され、同協定の要件を満たす自動車については非米国製部品に対してのみ課税、自動車部品については非米国製に対してのみ課税する方式が確定するまでは、USMCAの要件を満たす同部品については免除されている。

さらに、五月八日に米英両国の合意及び六月一六日の

大統領令<sup>⑦</sup>に基づき、英国に対しては、自動車は輸入数量枠一〇万台に対して追加関税二五%の代わりに七・五%（最恵国待遇（MFN）税率二・五%を加えた計一〇%）を適用すること、自動車部品も同様に一定要件のもと計一〇%とすること、鉄鋼・アルミニウムに対しては輸入数量枠を導入すること等が合意されている。今後、各国の対米貿易交渉により、適用除外が追加されていくことも考えられる。

この他、産業別の追加関税については、銅・関連製品、木材・関連製品、半導体・半導体製造装置・関連製品、医薬品・関連製品、重要鉱物・関連製品、中・大型貨物自動車・同部品、商用航空機・ジェットエンジン・同部品について、一九六二年通商拡大法二三二条に基づく、調査を開始しており、今後、新たに産業別の追加関税が発動されるリスクもある。

国別の追加関税については、国際緊急経済権限法（IEEPA、大統領の緊急事態宣言による措置）に基づいて発動されている。第一に、中国に対しては、第二次政権発足後に、不十分な薬物流入対策を理由に追加関税二〇%（二月四日から一〇%賦課、三月三日に二〇%への引き上げを発<sup>⑧</sup>表）を課した。さらに、四月二日に、全ての国を対象と

した一律一〇%の相互関税(四月五日発動)を含め、中国に対しては三四%の国別相互関税率(四月九日発動)を課すことが発表されたが、中国が報復措置を発表したことを理由に、最終的に一二五%に引き上げられ、少なくとも一四五%以上の追加関税率を課した<sup>⑨</sup>。加えて、第一次トランプ政権時に課された米国通商法三〇一条(相手国の不正な貿易慣行への対抗措置)に基づく追加関税や最恵国待遇関税率も課される。しかし、五月一二日には、米中両国が合意し、相互関税率を一二五%から当初の国別相互関税率三四%に引き下げること、さらに上乘せ分の二四%については九〇日間適用停止し、一律一〇%の相互関税率を適用することが発表された<sup>⑩</sup>。

第二に、対カナダ・メキシコについては三月四日に I E E P A に基づく追加関税を発動し、原則二五%が賦課されている。但し、両国に対しては、U S M C A の原産地規則を満たす製品は同追加関税の適用除外とする例外措置が導入されている<sup>⑪</sup>。

第三に、その他の国については四月五日以降、I E E P A に基づき、適用除外品目を除き、一律一〇%の共通相互関税が課されている<sup>⑫</sup>。適用除外品目は、公表された品目リスト(附属書 II)<sup>⑬</sup>に掲載された品目と四月一日

に追加的に除外されることが発表された半導体関連製品の約一一〇〇品目である。加えて、産業別追加関税が課されている鉄鋼・アルミニウム、自動車・同部品<sup>⑭</sup>、今後、一九六二年通商拡大法二三二条に基づく産業別追加関税対象品目等は、共通相互関税から適用除外される。さらに、前述の追加関税二五%が課されているメキシコとカナダについては、共通相互関税は適用されない。但し、I E E P A に基づくメキシコ、カナダに対する二五%の追加関税措置が終了・一時停止された場合は、U S M C A の原産地規則を満たさない品目に対しては一二%の相互関税を課すとしている。

米国は U S M C A を含め、一四件の F T A を発効させており、共通相互関税はカナダ、メキシコを除く全ての国に適用されているため、F T A 締約国が含まれる。U S M C A に対しては、前述の通り、同 F T A の原産地規則を満たす製品については追加関税二五%が適用除外となっており、共通相互関税が賦課された場合でも適用除外となる。一方、その他の F T A については、当該 F T A の原産地規則を満たしている産品であっても、共通相互関税が適用されており、U S M C A が優遇されている点で、異なっている。

## 国別相互関税の特徴

相互関税は、一律の共通相互関税と国別に設定された国別相互関税から成り、後者について四月九日に一旦発動されたが、翌四月一〇日から同七月九日まで発動を延期することが発表された。<sup>16)</sup>

国別相互関税率は、当初の想定よりも高い関税率が発表され、適用対象国に大きな衝撃をもたらした。適用対象国は五七カ国に上り、共通相互関税を含め同関税率は最大五〇%から最低一一%の幅で設定されている。

トランプ政権の相互関税に関する大統領令では、相互関税を課す根拠の一つとして、相手国の高関税を挙げているが、国別相互関税の適用対象国側の平均実行関税率(MFNベース)と国別相互関税率を比較すると、相関はみられず、むしろ米国が相手国の平均実行関税率を大きく上回る関税率を課すこととなる(図1-1)。

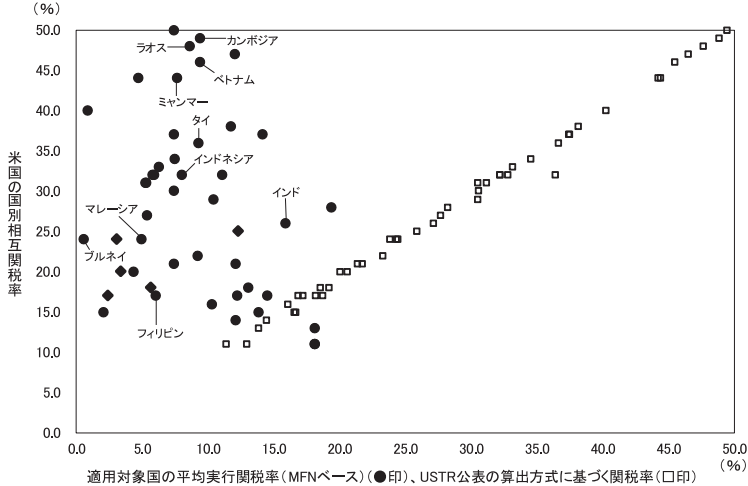
国別相互関税率の算出方法について、米通商代表部(USTR)が適用対象国(①)との輸出入額と係数を用いた計算式(輸出額÷輸入額×輸入価格弾力性×パススルー弾力性×輸入額<sup>17)</sup>)を公表しているが、輸入価格弾力性\*パ

ススルー弾力性は1<sup>18)</sup>となるため、相手国との貿易赤字額を相手国からの輸入額で除した値となる。また、トランプ大統領の発表では、同方式による算出値に二分の一を乗じた値を国別相互関税率として発表している。<sup>19)</sup> 実際には、貿易統計を用いて同方式で算出すると、ほぼ一致している。

同方式による算出方式では、米国側の輸出額が小さくなりやすい経済規模の小規模な国の関税率が高くなる傾向が生じやすいと考えられ、レソト(五〇%)、カンボジア(四九%)、ラオス(四八%)、マダガスカル(四七%)、ミャンマー(四四%)、スリランカ(四四%)、フォークランド諸島(四二%)等の経済規模の小さい国が、高関税が設定された国の上位に位置している。

インド・東南アジア諸国に対しては、六月二〇日現在で、産業別関税とともに一〇%の共通相互関税が課されている。また、インド・東南アジア諸国に対する国別相互関税率は、シンガポールを除く全ての国に対して設定されており、カンボジア、ラオス、ミャンマーの他、ベトナム(四六%)、タイ(三六%)、インドネシア(三二%)、インド(二六%)、マレーシア(二四%)、ブルネイ(二四%)、フィリピン(二七%)と、それぞれ異なる関税率が設定

図 1-1 米国の国別相互関税率と相手国の平均実行関税率（MFNベース）



〔注 1〕 国別相互関税の適用対象 57 カ国の内、平均実行関税率（MFN ベース）が取得可能で、ITC の米國貿易統計に計上されている 47 カ国を対象としている。適用対象國の平均実行関税率は HS 6 桁ベースの平均値で、2024 年を原則とし、同年の統計が取得できない一部の國は 2023～2020 年の数値を用いている。

〔注 2〕 FTA 締約國には●印の代わりに◆を付けており、FTA 締約國の対米平均実行関税率は MFN ベースよりも低い。中国は、対米追加関税を発動しているため、實際の対米平均実行関税率は MFN ベースよりも高い。

〔資料〕 The White House, Tariff Analysis Online (WTO), “World Tariff Profile 2024” (WTO, ITC, UNCTAD), Trade Map (ITC) から作成。

されている。シンガポールについては、米國側が貿易黒字になっているため、一〇〇%の共通相互関税率が課され、国別相互関税率は設定されていない。しかし、インド・東南アジア諸國の中で、唯一、同國は米國と FTA を発効させているが、共通相互関税率は同 FTA における米國の讓許税率を上回る関税率を課することを意味する。

**貿易轉換効果で漁夫の利をもたらした  
トランプ関税 1・0**

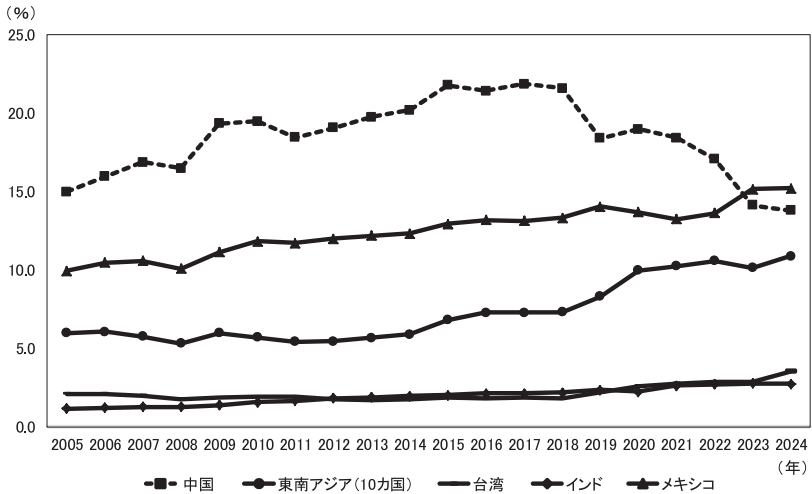
トランプ関税がインド・東南アジア諸國の貿易に与える効果は大きく二つの経路に整理できる。第一に、米中間の追加関税については、米中双方の相手國への貿易を縮小させるとともに、両國間の貿易縮小は、インド・東南アジア諸國の兩國への輸出減につながり得る。第二に、米中双方が相手國製品に対して相対的に高関税を課すことは、兩國に対しては負の貿易轉換効果を、代替性のある製品の生産力がある國に対し

て、正の貿易転換効果をもたらし得る。

インド・東南アジア諸国は、トランプ関税1・0で、正の貿易転換効果により、総じて漁夫の利を得てきたと考えられる。トランプ関税1・0では、二〇一八年と一九年に段階的に対中追加関税を賦課し、対象品目の拡大や追加関税率の引き上げが行われた。追加関税は、数多くの品目に七・五〜二五％の対中追加関税が課されているが、二四年に電気自動車に対する追加関税が一〇〇％に引き上げられるなど、一部の品目では二五％を超える追加関税が課されている。

米国の輸入に占める主要国の比率の変化をみると、中国は二〇一七年の二一・九％から二四年には一三・八％まで大きく低下している(図2-1)。一方、東南アジアの構成比が一九年以降、中国の構成比低下と連動し、かつ過去のトレンドから乖離する形で、米国輸入に占める比率を急増させている。東南アジアの比率は一九年の七・三％から二四年には一〇・九％に上昇、中でもベトナムが同二・〇％から四・二％に倍増しており、漁夫の利は特にベトナムに集中している。また、タイ(二四年の一七年比〇・六％増の二・〇％)やシンガポール(同〇・五％増の一・三％増)とともに、インド(同〇・六％増の二・七％増)

図2-1 米国輸入に占める中国、東南アジア、インド、台湾、メキシコの比率の推移



〔資料〕 ITC から作成。

も比率を上昇させている。この他、メキシコ（同二・一％増の一五・二％）や台湾（同二・七％増の三・五％）が比率を上昇させている。

産業別で、米国輸入に占める東南アジアの構成比が顕著に上昇した品目は、履物、繊維・縫製品、電気機器である。いずれも、二〇一九年以降、中国の構成比低下に連動する形で、顕著に上昇している。労働集約的な製品では、中国の人件費上昇を背景に、東南アジア諸国にシフトする傾向が以前からみられてきたが、トランプ関税1・0による正の貿易転換効果によって、加速したことが伺える。いずれもベトナムが、履物（二四年の十七年比一〇・六％増の三二・二％）、繊維・縫製品（同三・三％増の一四・〇％）、電気機器（同五・七％増の八・八％）で、顕著に比率を上昇させている。この他、タイは電気機器（二・三％増の四・七％）、インドネシアは履物（同三・四％増の九・三％）、カ

表 2-1 米国輸入（産業別）に占める主要国・地域別構成比、変化幅

（単位：％）

	2017年（構成比）					2019年（2017年比変化幅）					2024年（2017年比変化幅）				
	中国	東南ア	インド	台湾	メキシコ	中国	東南ア	インド	台湾	メキシコ	中国	東南ア	インド	台湾	メキシコ
食料品	4.7	8.6	2.8	0.4	19.7	-1.5	2.9	0.0	-0.0	1.2	-2.2	0.5	-0.4	0.0	3.5
化学品	13.1	6.1	3.8	1.5	4.1	-2.0	0.3	0.2	-0.2	-0.2	-3.3	2.7	0.5	-0.3	0.0
繊維・縫製品	35.8	19.4	7.2	0.8	4.8	-3.2	1.6	0.2	-0.1	-0.5	-10.2	4.2	1.9	-0.2	-0.3
繊維製品	26.5	4.4	11.5	3.4	5.4	-6.3	2.1	0.9	-0.1	0.1	-11.2	4.5	5.2	-0.5	1.6
縫製品	37.2	21.7	6.5	0.4	4.7	-2.8	1.5	0.1	-0.1	-0.6	-9.9	4.3	1.4	-0.1	-0.6
履物	55.8	29.0	1.8	0.2	1.6	-6.0	5.6	-0.0	-0.1	-0.0	-19.6	16.5	-0.2	-0.1	1.0
鉄鋼	19.4	3.7	2.8	5.6	9.3	-0.5	1.2	-0.1	0.1	2.0	-3.4	1.9	1.1	-0.2	3.2
アルミニウム	15.1	2.9	2.1	1.0	4.3	-3.9	1.1	0.9	0.6	0.3	-4.3	1.7	0.8	-0.2	2.3
機械機器	26.0	7.5	0.5	2.4	19.1	-4.7	1.1	0.3	0.8	2.0	-10.5	4.7	1.1	3.7	3.3
一般機械	32.2	6.5	0.8	2.4	15.5	-7.3	0.0	0.2	1.8	2.0	-16.2	5.3	0.6	8.5	4.4
電気機器	42.2	14.7	0.4	4.0	17.3	-5.5	3.6	0.2	0.6	0.7	-16.0	8.0	2.6	2.7	0.7
輸送機器	5.1	0.7	0.5	0.9	26.0	-0.5	0.1	0.4	0.1	3.7	-0.6	0.6	0.2	-0.1	6.2
精密機器	14.4	7.8	0.5	1.5	15.4	-2.4	1.2	0.0	0.4	0.4	-4.8	2.5	0.1	0.5	1.9
合計	21.9	7.3	2.1	1.8	13.1	-3.5	1.0	0.2	0.4	0.9	-8.1	3.6	0.6	1.7	2.1

〔注1〕 各産業分類のHSコードは以下の通り。食料品：HS1～11，16～22，化学品：28～40，繊維製品：50～60，縫製品：61～63，履物：64，一般機械：84，電気機器：85，輸送機器：86～89，精密機器：90～91。鉄鋼はHS72～73，アルミニウムはHS76であるが，トランプ関税2.0の対象品目とは完全に一致していない。

〔注2〕 東南アはASEANに加盟する東南アジア10カ国を意味する。

〔資料〕 ITCから作成。

ンボジアは履物（同二・二%増の三・三%）、繊維・縫製品（同二・五%増の三・五%）で比率を上昇させている。

また、インドについても繊維・縫製品（同二・九%増の九・一%）に加えて、電気機器で二〇二二年の一・三%から二四年に三・〇%へ、近年、顕著に上昇しており、特に米国のスマートフォン（HS851713）輸入に占めるインドの構成比は、二二年の一・八%から二四年には一三・七%に急増している。インドでは、一〇年代後半以降、スマートフォンの組立を行う企業進出が相次ぎ、一九年以降は同貿易収支が黒字化するなど、スマートフォンの産業集積が進んでいる。また、トランプ関税2・0以降では、米国向けiPhoneの生産を中国からインドに移管する動きが報じられており、インドの同産業の集積に寄与する構図にもなりつつある。同製品は、相互関税の適用除外品目となっている一方、中国に対しては、追加関税二〇%が賦課されている。

### 複雑化する関税率差の構造

トランプ関税2・0がインド・東南アジア諸国の貿易面に与える効果を考える上では、トランプ関税1・0と

の共通点・相違点を整理する必要がある。

第一に、トランプ関税1・0は主として中国の幅広い品目に対して追加関税を発動、トランプ関税2・0では中国以外の国にも幅広く追加・相互関税を発動していることは相違点であるが、中国に対して相対的に最も高い関税率が適用されている点は共通点である。そのため、中国以外の国に対する正の貿易転換効果が継続すると見込まれる。一方、インド・東南アジア諸国に対しても幅広く追加・相互関税が課されていることは対米輸出を減少させる効果も生じる。特に、国別相互関税率が発動された場合、後者の効果が前者の効果を上回ることも考えられる。

第二に、インド・東南アジア諸国と比較して、メキシコが相対的に有利化したことが挙げられる。インド・東南アジア諸国に対しては、一〇%の共通相互関税率が適用、メキシコに対しては追加関税二五%が課されるものの、USMCAの原産地規則を満たす品目については追加関税が適用除外となり、かつ共通相互関税率は課されていない。また、産業別関税でも、前述の通り、USMCAの要件を満たす自動車は米国製部品に対しては免税、USMCAの要件を満たす自動車部品については非

米国製に対してのみ課税する方式が確定するまで免除される。そのため、メキシコに対して、正の貿易転換効果により強く働きやすい構造になっている。

但し、共通相互関税の適用除外品目については、インド・東南アジア諸国はMFNベースで無税である一方、メキシコはUSMCAの原産地規則を満たす必要があるため、わずかながらもインド・東南アジア諸国が有利となり、複雑な構造となる。米国輸入に占めるインド・東南アジア主要国からの同適用除外品目の輸入比率は、国によって異なるが、三〇～六割程度となっている（熊谷他2023:6）。また、米国の対メキシコ輸入におけるUSMCAの平均利用率（二〇二二～二四年平均）は、五〇・一％となっている。そのため、現状では、メキシコが相対的に有利化した貿易は米国の対メキシコ輸入額の半分に留まる。USMCAの原産地規則を満たしていない品目については、今後、USMCAの原産地規則を満たすコストとメキシコからの対米輸出に転換することによる関税率差との見合いを、企業が検討することとなるが、トランプ関税2・0の不確実性のもとでは、USMCAの有利化がどこまで持続するのか不確実であり、簡単なことではない。

なお、カナダもメキシコと同様にUSMCAの原産地規則を満たす品目は適用除外となるが、米国の対カナダ輸入に占めるUSMCAの同平均利用率は、三六・六％に留まっている。

トランプ関税2・0が各国経済（一七〇カ国）に与える影響については、熊谷他（2023）が試算を行っている。同試算では、MFNベースの関税率とFTA、二〇一九年までに発動された対中追加関税を含めた状態をベースラインとし、四月二日に発表された共通・国別相互関税率が課され、中国に追加関税二〇％と共通・国別相互関税率三四％を賦課、自動車には一律二五％の追加関税、メキシコ・カナダはUSMCAによって一律無税が適用、共通・国別相互関税の適用除外品目については同関税率が課されるとの前提で、各国のGDPに与える影響が試算されている。

結果は、米国（五・二％減）と中国（一・九％減）が大きくマイナスの影響、相対的に高い国別相互関税率が課される前提のベトナム（一・三％減）やタイ（〇・五％減）、カンボジア（〇・二％減）が負となる一方、国別相互関税率が課されていないシンガポール（二・六％増）や同関税率が相対的に低いインド（〇・四％増）、フィリピン（〇・

(二%増)は増加する結果となっている。さらに、USMCAによって全ての産品に追加・相互関税率がかからない前提で試算されたメキシコは四・〇%増と大きく恩恵を受ける結果となっている。

ベトナム、タイ、カンボジアについては国別相互関税率によって対中関税率との差分が大きく縮小する前提で算出されたことが、負の経済効果をもたらす要因になっていると考えられる。但し、実際には一〇%の共通相互関税率は適用されているが、国別相互関税率は課されていない。また、中国に対してはトランプ関税1・0を含め、一部例外を除き、二〇〜五五% (I E E P A に基づく追加関税一律二〇%、共通相互関税一〇%、トランプ関税1・0による幅広い品目への七・五〜二五%の追加関税) 程度の追加的な関税率が課されており、多くの品目で対中関税率との差分は二〇〜四五%程度<sup>(22)</sup>となると考えられる。

また、熊谷他<sup>(23)</sup>・磯野他<sup>(24)</sup>が、それぞれ中国に対して一律六〇%の関税を賦課し、かつその他の国に一〇%もしくは現行関税率のいずれか高い関税を賦課、二〇%もしくは現行関税率のいずれか高い関税を賦課した場合の経済効果についても試算している。同試算結果では、前者の場合で東南アジアとインドはともに〇・三

%増、後者の場合で東南アジアとインドはそれぞれ〇・一%増、〇・二%増と、いずれもプラスの効果が生じると推計されている。インド・東南アジア諸国に対する追加的な関税率が一〇〜二〇%程度に留まり、中国との関税率の差分が四〇〜五〇%程度ある場合には、インド・東南アジア諸国に総じて正の貿易転換効果をもたらされることが示唆される。

最後に、トランプ関税2・0が貿易面に与える効果には、中国の対米輸出減により、中国製品の輸出価格が低下し、第三国への輸出が増加する可能性が考えられる。仮に、この効果が顕在化する場合には、今後、インド・東南アジア諸国において、アンチ・ダンピング (A D) 税などの発動が増加するリスクがある。

### インド・東南アジア諸国の対応

インド・東南アジア諸国は、米国に対して、報復関税を課していない。四月一〇日に開催されたA S E A N 特別経済大臣会合では、米国と建設的対話を図るとともに、トランプ政権の共通・国別相互関税<sup>(25)</sup>に対して報復措置を講じないことを確認している。さらに、五月の第四六回

A S E A N 首脳会議の議長声明<sup>②⑤</sup>においても、一方的な関税措置に深刻な懸念を表明するとともに、同経済大臣会合の報復措置を講じない方針に改めて言及している。

経済への貿易依存度が高い国が多い東南アジアにおいて、報復関税の連鎖がもたらす経済的損失を懸念していることに加え、更なる米国の報復関税を招くことを警戒していると考えられる。シンガポールのローレンス・ウオン首相は、四月八日、国会において、シンガポールとして報復関税を課さないこと、その理由として報復関税はシンガポール人のコストを引き上げることにつながるためであると発言している<sup>②⑥</sup>。また、マレーシア通商産業省も四月三日に声明を発表し、報復関税を課すことは検討しておらず、米国と解決に向けて関与していく方針を示している<sup>②⑦</sup>。

インドも、報復関税を課していない。しかし、五月一二日に世界貿易機関（W T O）に対して、セーフガードに関する協定に基づく通報<sup>②⑧</sup>を行い、同協定第 8 条に基づき、米国の鉄鋼・アルミニウムに対する同追加関税の影響を受けるインド製品七六億ドルの輸入に対する一九億ドルの関税と等価値の譲許停止、すなわち米国への関税引き上げを行う可能性に言及している。実際に、インド

はトランプ関税 1・0 で二〇一八年三月に鉄鋼（二五％・アルミニウム（二〇％）に対する追加関税が課されたこと）に対して、一九年六月に米国の農産物等の二八品目に對して五・二〇％の報復関税を發動した実績がある<sup>②⑨</sup>。インドとしては、W T O の手続きに則った形で、対抗措置の發動を示唆しながら、米国との貿易交渉に臨む方針と考えられる。

同時に、インド・東南アジア諸国は、トランプ関税 2・0 に対し、対米交渉を積極化させている。インドのモディ首相は、トランプ政権発足直後の二月一三日に、ワシントンで米印首脳会談を実現した。共同声明<sup>③①</sup>では、防衛、貿易・投資、エネルギー安全保障、技術分野等の柱が立てられ、米国のインドへの防衛装備の売却、米国の原油・石油製品・L N G のインドへの供給強化等とともに、二国間貿易の拡大と二国間貿易協定（B T A）交渉を行うことが盛り込まれた。また、インドの原子力分野における米印の協力強化も含まれている<sup>③②</sup>。

東南アジア主要国も、米国との交渉を開始しており、米国からの輸入拡大や貿易障壁の削減等に言及している。ベトナムのトラーラム書記長は、四月四日のトランプ大統領との電話会談で、米国からの輸入拡大の方針とともに、

米国に対して関税を撤廃する用意があることを表明、米国に対しても同様の対応を求めた<sup>④</sup>。しかし、米国は貿易交渉でベトナムに対して、原材料等の中国依存を低下させることを求めていると報じられている。正の貿易転嫁効果を、中国製品の迂回輸出として問題視している可能性が考えられる。実際に、ベトナムの中国からの輸入比率は二〇一七年の二七・五%から二三年には三四・〇%に増加しており、部品・原材料等が中国から輸入され、加工されて米国に輸出される流れがあることが示唆される。

インドネシア、マレーシア、タイも同様に、米国からの輸入増加・貿易赤字の削減、関税・非関税障壁の削減などを巡って交渉が行われていると報じられている。

### 貿易自由化拡大余地の大きいEU・英国・EFTAとのFTA

ランプ関税2・0によって、関税の大幅な引き上げリスクに直面したインド・東南アジア諸国は、今後、輸出先の多元化に向けた通商政策を強化していくと考えられる。

インド・東南アジア諸国は、既に多くのFTAを発効させているが、シンガポールを除けば、アジア大洋州地域内のFTAが多いことが特徴である。アジア大洋州地域内では、ASEAN域内のFTAであるASEAN経済共同体(AEC)、ASEAN+1と称されるASEANと周辺諸国・地域とのFTA等、数多くのFTAが発効している。アジア大洋州地域を、東南アジア、インド、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドとした場合、インド・中国間、インド・ニュージーランド間以外では何らかのFTAが発効している。既存のFTAについては、改定交渉の中で、自由化水準の引き上げ等が行われていくかが課題となる。

一方、アジア大洋州域外の主要国・地域との発効済FTAは限定的であり、域外とのFTAネットワークでは貿易自由化の余地が大きい。特に、今後、注目されるのが、インド・東南アジア諸国と欧州連合(EU)、英国、欧州自由貿易連合(EFTA)とのFTA交渉である。

インド・東南アジア諸国の中で、EU、英国とFTAを発効させている国は、シンガポール、ベトナムに留まっている。EFTAとはシンガポール、インドネシア、フィリピンが発効、さらにEFTAとインドは二〇二四年三

月に、タイは二五年一月にそれぞれF T Aに署名している。

また、E Uが二〇一四年に改定した一般特惠関税（G S P）で、中高所得国を卒業対象としたことで、タイやマレーシアはE Uへの輸出で特惠関税の対象外となるなど、両国にとってE UとのF T A締結は長年の課題にもなっていた。

こうした中、五月六日には、二〇二二年に交渉が開始されたインド・英国F T Aの交渉妥結が発表された。<sup>⑤</sup>その後、最終調整を経て署名に至る予定だ。同F T A交渉は、難航しているとみられていたが、二五年に交渉が加速しており、トランプ関税2・0が両国間の経済連携強化のインセンティブを高める要因になったと考えられる。両国の発表<sup>⑥</sup>に基づく、同F T Aは包括的な章立てとなっており、物品貿易分野では、英国側は九九%の品目で関税を撤廃、インド側は関税撤廃品目に加え、関税削減品目も加えたベースで、同比率は九〇%となる。<sup>⑦</sup>

E Uとの間では、インドが二〇二二年六月からF T A交渉を再開、インドネシアとは一六年から交渉、タイとは二三年三月、フィリピンとは二四年三月から、マレーシアとは二五年一月からそれぞれ交渉再開しており、今

後、交渉が加速するかが注目される。また、E F T Aもマレーシアとは二五年四月に交渉妥結を発表、ベトナムとは交渉が継続されている。

## おわりに

本稿では、複雑な体系となっているトランプ関税2・0を整理した上で、インド・東南アジア諸国の貿易・通商政策面への影響について検討した。インド・東南アジア諸国にとり、トランプ関税2・0ではトランプ関税1・0と同様に、米国の対中国関税とは大きな差異があることは共通点であるが、共通相互関税が課されたこと、一部の品目でメキシコと比較して不利化したことが相違点である。今後は、インド・東南アジア諸国にとり、国別相互関税が発動されるかどうかは大きな影響を与えることになる。

インド・東南アジア諸国は、輸出先の多様化を実現するべく、通商交渉を積極化することが見込まれる。特に、インド・東南アジア諸国にとりF T Aネットワークの拡大余地が大きいアジア大洋州以外の国・地域、特にE U、英国、E F T Aとの交渉の加速化が着目される。トラン

ブ関税2・0は、アジアと欧州の経済連携強化の推進力となるかもしれない。

●注

(1) 本稿では、東南アジアを東南アジア諸国連合(ASEAN)に加盟する10カ国と定義する。

(2) 二〇二五年六月二〇日時点の現状であり、本稿の出版時点で状況は異なっていることがあり得る。また、国別関税は二〇二五年の他の国間で異なる関税率が適用されている場合があるが、ここでは大きく二つに分類して整理する。

(3) 本稿での年の表示を伴わない月日は二〇二五年の月日を意味する。

(4) The White House (2025) "Fact Sheet: President Donald J. Trump Increases Section 232 Tariffs on Steel and Aluminum", June 3 <<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/06/fact-sheet-president-donald-j-trump-increases-section-232-tariffs-on-steel-and-aluminum/>>.

(5) The White House (2025) "Fact Sheet: President Donald J. Trump Adjusts Imports of Automobiles and Automobile Parts into the United States", March 26 <<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/03/fact-sheet-president-donald-j-trump-adjusts-imports-of-automobiles-and-automobile-parts-into-the-united-states/>>.

(6) The White House (2025) "Fact Sheet: U.S.-UK Reach Historic Trade Deal", May 8 <<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/05/fact-sheet-u-s-uk-reach-historic-trade-deal/>>.

Prime Minister's Office, UK (2025) "Landmark Economic Deal

with United States Saves Thousands of Jobs for British Car Makers and Steel Industry", May 8 <<https://www.gov.uk/government/news/landmark-economic-deal-with-united-states-saves-thousands-of-jobs-for-british-car-makers-and-steel-industry/>>.

(7) The White House (2025) "Implementing the General Terms of the United States of America-United Kingdom Economic Prosperity Deal", June 16 <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/06/implementing-the-general-terms-of-the-united-states-of-america-united-kingdom-economic-prosperity-deal/>>.

(8) The White House (2025) "Further Amendment to Duties Addressing the Synthetic Opioid Supply Chain in the People's Republic of China", March 3 <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/03/further-amendment-to-duties-addressing-the-synthetic-opioid-supply-chain-in-the-peoples-republic-of-china/>>.

(9) The White House (2025) "Modifying Reciprocal Tariff Rates to Reflect Trading Partner Retaliation", April 9 <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/modifying-reciprocal-tariff-rates-to-reflect-trading-partner-retaliation-and-alignment/>>.

四月九日に中国外報復讐議を發表した内容を理由として四月九日及び四月十日に四月十一日及び四月十二日に発表した。

(10) The White House (2025) "Joint Statement on U.S.-China Economic and Trade Meeting in Geneva", May 12 <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/05/joint-statement-on-u-s-china-economic-and-trade-meeting-in-geneva/>>.

(11) 当初、二月四日から両国に対して追加関税を賦課することを発表した。一カ月延長をね、三月四日から発動された。カナダのエネルギー品目については当初より一〇%を適用するところから、さらに三月七日から両国に対して、USMCAの原産地規則を満たす品目の適用除外とカリ(肥料)の追加関税を一〇%に引き下げることを発表した。

The White House (2025) "Amendment to Duties to Address the Flow of Illicit Drugs Across Our Southern Border", March 6 <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/03/amendment-to-duties-to-address-the-flow-of-illicit-drugs-across-our-southern-border/>>.

カナダに同じくも同様の大統領令が発出された。

(12) The White House (2025) "Regulating Imports with a Reciprocal Tariff to Rectify Trade Practices that Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits", April 2 <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/regulating-imports-with-a-reciprocal-tariff-to-rectify-trade-practices-that-contribute-to-large-and-persistent-annual-united-states-goods-trade-deficits/>>.

なお、脚注7の大統領令では、英国の航空宇宙関連製品については、共通相互関税等が適用されなくなると盛り込まれている。

(13) The White House: <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/04/Annex-II.pdf>>

(14) WTO Regional Trade Agreements Database <<https://trains.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>> に基づく。USMCAの他、米国・中米諸国・ドミニカ共和国自由貿易協定(CAFTA-DR)の多国間FTA、チリ、ペルー、コロンビア、パナマ、イスラエル、ヨルダン、モロッコ、バーレーン、オ

マーン、シンガポール、オーストラリア、韓国と二国間FTAを発効させている。日米貿易協定は含まれていないが、同協定を含める同一案件となる。

(15) 但し、ロシア、ペラルーシ、キューバ、北朝鮮については、共通相互関税は適用されず、異なる関税(米関税スケジュール・Column2)が課されている。

(16) The White House (2025) "Modifying Reciprocal Tariff Rates to Reflect Trading Partner Retaliation and Alignment", April 9 <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/modifying-reciprocal-tariff-rates-to-reflect-trading-partner-retaliation-and-alignment/>>.

(17) USTR, "Reciprocal Tariff Calculations" <[https://ustr.gov/sites/default/files/files/Issue\\_Areas/Presidential%20Tariff%20Action/Reciprocal%20Tariff%20Calculations.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/Issue_Areas/Presidential%20Tariff%20Action/Reciprocal%20Tariff%20Calculations.pdf)>.

(18) 輸入の価格弾力性を三〜四、バススルー弾力性を〇・二五として算出されている。渡部(2024)は、輸入の価格弾力性の妥当性は認める一方、バススルー弾力性のコンセンサスは一に近づく。〇・二五は大きく外れていると指摘している(渡部雄太、「トランプ政権「相互関税」その計算式の「根拠」、『IDEスタクエア』アジア経済研究所、二〇二五年)。

(19) X, The White House: <<https://x.com/WhiteHouse/status/1907533090569324204>>.

(20) 米国の対インド電気機器輸入総額に占める同品目の構成比は、二〇二二年の一九・四%から二四年には四八・九%に上昇している。

(21) 熊谷聡、早川和伸、磯野生茂、後閑利隆、ケオラ・スックニラン、坪田建明、久保裕也、「トランプ政権の相互関税政策が世界経済に与える影響」(2025年4月2日ホワイトハウス発表

対応版」、『I D E スタックエフ』、アジア経済研究所、二〇二五年。  
熊谷他 (2025: 6) によると、同比率はシンガポールが六〇%、マレーシアが三九%、インドが三二%、タイが二九%、フィリピンが二六%、ベトナムが二五%、台湾が四四%、中国が二六%となっている。

(22) 追加関税二〇%は中国のみに適用、共通相互関税・同適用除外品目は中国、その他の国にも適用、トランプ関税一・〇の対中国追加関税は適用されない品目があること、最惠国待遇への関税率は中国、その他の国にも共通に課せられることから、多くの品目で20〜45%程度の差になると考えられる。

(23) 熊谷聡、早川和伸、磯野生茂、後関利隆、ケオラ・スッタニラン、坪田建明、久保裕也、「もちトラ」のシミュレーション分析——米60%関税の世界経済への影響」、『アジア経済研究所ホリシー・ブリーフ』No. 1009、アジア経済研究所、二〇二四年。  
(24) 磯野生茂、熊谷聡、早川和伸、後関利隆、ケオラ・スッタニラン、坪田建明、久保裕也、「第2次トランプ政権が掲げる関税引き上げは世界経済と日本に何をもちたらすか」、『I D E スタックエフ』、アジア経済研究所、二〇二四年。

(25) ASEAN (2025) “Joint Statement of the ASEAN Economic Ministers on the Introduction of Unilateral Tariffs of the United States”, April 10 <<https://asean.org/joint-statement-of-the-asean-economic-ministers-on-the-introduction-of-unilateral-tariffs-of-the-united-states/>>.

(26) ASEAN (2025) “Chairman’s Statement of the 46th ASEAN Summit Kuala Lumpur, Malaysia, 26 May 2025” <<https://asean.org/chairmans-statement-of-the-46th-asean-summit/>>.

(27) Prime Minister Office, Singapore (2025) “Ministerial

Statement by Prime Minister and Minister for Finance Lawrence Wong on the US tariffs and Their Implications on 8 April 2025” <<https://www.pmo.gov.sg/Newsroom/Ministerial-Statement-by-PM-Lawrence-Wong-on-the-US-Tariffs-and-Implication/>>.

(28) Ministry of Investment, Trade and Industry, Malaysia (2025) “Malaysia Exploring Appropriate Measures to Mitigate Impact on Malaysian Exports: Will Continue Engaging with US Authorities on Fair Trade Relations”, April 3 <[https://www.miti.gov.my/miti/resources/Media%20Release/%5bFINAL%5d\\_Malaysia\\_to\\_Continue\\_Engaging\\_with\\_US\\_Authorities\\_on\\_Fair\\_Trade\\_Solutions\\_2025-04-03.pdf](https://www.miti.gov.my/miti/resources/Media%20Release/%5bFINAL%5d_Malaysia_to_Continue_Engaging_with_US_Authorities_on_Fair_Trade_Solutions_2025-04-03.pdf)>.

(29) WTO (2025) “Immediate Notification under Article 12.5 of the Agreement on Safeguards to the Council for Trade in Goods of Proposed Suspension of Concessions and Other Obligations Referred to in Paragraph 2 of Article 8 of the Agreement on Safeguards”, May 12 <<https://docs.wto.org/dol2ife/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/G/L/1571.pdf&Open=True>>.

(30) Ministry of Commerce & Industry, India (2019) “Customs Duty on US Products”, July 3 <<https://www.pib.gov.in/PressReleaseframePage.aspx?PRID=1576941>>.

(31) The White House (2025) “United States-India Joint Leaders’ Statement”, February 13 <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/02/united-states-india-joint-leaders-statement/>>.

(32) インドの「シンデレラ」前政権時代に立ち上げられた米印重要新興技術イニシアチブ（ICETI）のモットー、技術分野での協

力を推進してきたが、同共同声明で、TRUSTと呼称される新たな名称で同様の枠組みを立ち上げることが盛り込まれた。

(33) インドのシタラムン財務大臣は、二〇二五年度予算案で、外国企業による同国の原子力発電分野への投資上の課題となっていると指摘される原子力賠償法の改訂に言及している。

(34) Socialist Republic of Viet Nam, Government News (2025) "General Secretary To Lam Holds Phone Conversation with President Donald Trump" <<https://en.baochinhphu.vn/general-secretary-to-lam-holds-phone-conversation-with-president-donald-trump-111250405000532405.htm>>.

(35) Prime Minister's Office, India (2025) "Prime Minister Modi and Prime Minister Starmer Welcome the Conclusion of a Mutually Beneficial India-UK Free Trade Agreement and the Double Contribution Convention", May 6 <<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2127311>>.

(36) Department for Business & Trade, UK (2025) "UK-India Trade Deal: Conclusion Summary", May 15 <<https://www.gov.uk/government/publications/uk-india-trade-deal-conclusion-summary/uk-india-trade-deal-conclusion-summary>>.  
Ministry of Commerce and Industry, India (2025) "A Historic and Ambitious Deal to Boost Jobs, Exports and National Growth", May 6 <<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2127321>>.

(37) なお、デジタル貿易章では、ソースコードの開示要求禁止は盛り込まれた一方、自由なデータフロー、データ・ローカライゼーションの禁止は今後の交渉に委ねられる約束内容となっていないことが示唆されている。

## 『海外事情』七・八月号の紹介

副レポート デモクラシーのジレンマに揺れるヨーロッパ、渡邊啓貴  
注目レポート 台湾緊張をめぐる米・中・台の思惑と軍事的特質 川中敬一

### 第一特集Ⅱ 大国間で始まった月の陣取り合戦

規範形成能力としての月探査競争 青木節子  
嫦娥計画の軌跡と中国の宇宙開発 倉澤治雄

米ソ冷戦時代の月探査と新たな月面大航海時代の幕開け 野村英史  
研究ノート 宇宙開発競争の行方と日本の強み 井上榛香

### 第二特集Ⅱ 難民の破壊力に怯える世界

米国の移民政策の課題 佐藤丙午  
日本における難民受入れの争点化 明石純一  
欧州難民問題の現在 古川琢也

\* 私の一枚 清廉と勇気を引き継ぐ後継者 富坂 聰

\* イスラム研究所だより/イスラームとAI 四戸潤弥

\* 国連に対する幻想/ジュネーブでの出来事 高橋博史

Do ☆危機管理/総合的危機管理の専門家 遠藤哲也

政治や社会を理解する人材であるべき 野村明史

政治家ムハンマド14/ハイバル、そしてムウタの戦い 野村明史

\* 書評/高野秀行『イラク水滸伝』 門間理良

※バックナンバーのご注文は、拓殖大学研究支援課  
(〇三―三九四七―七五九七)までご連絡ください。

# トランプ2・0時代のウクライナ政局

岡 部 芳 彦

(神戸学院大学経済学部教授)

## 1 はじめに

二〇二二年二月二四日から始まったロシアによるウクライナ侵略は、三年が経った現在も続いている。その間に、ウクライナを取り巻く環境も大きく変化した。とくに二五年一月に発足したトランプ第二次政権は、国際社会におけるウクライナの立場に大きな影響を与えている。

前稿では、ウクライナの対ロシア戦争を支えるゼレンスキー政権の発足以来の人的背景を分析した。戦争が三年続く中で、政権内部の力学は大きく変化してきた。またトランプ政権への対応にも追われている。そこで本稿

では、ロシア・ウクライナ戦争前後のウクライナ政局の変化を整理する。そして、戦争当初からは大きく変化したゼレンスキー政権内の力学や顔ぶれの変化を分析する。くわえて、ポストゼレンスキーと目されるウクライナ政府関係者の経歴をまとめ、筆者が彼らとの交流の中で感じた印象も併せて記したい。それらを通じて、トランプ2・0時代のウクライナ政界の今後を展望したい。

## 2 ゼレンスキー大統領との再会と「黄金の心」受賞

筆者は二〇二五年六月六日、キーウで開催された「第三回地域・都市間協力国際サミット」の冒頭で、EUの

自治体首長ら七名とともに、ウクライナ大統領賞「黄金の心」を授与された。私的なことではあるが、その授与の経緯は、ウクライナ政府の仕組みやヴォロディミール・ゼレンスキー大統領の今の雰囲気を知る上で非常に興味深いので記しておきたい。

まず、キウウ渡航の経緯を述べると、筆者は、日本で最もウクライナ支援に熱心な自治体といっても過言ではない兵庫県のウクライナ復興支援プロジェクトチームのアドバイザーを務めている。同国際サミットへの招待状が斎藤元彦知事に届き、兵庫県庁から要請を受けて代理として、この会議に出席した。戦時下のウクライナには海外安全情報の「退避勧告」が出ているが、二〇二四年二月に東京で開催された「日本ウクライナ経済復興推進会議」の結果、同国の復興に携わる関係者には、例外として日本の外務省への届け出・了解を得て、キウウへの渡航が認められている。今回は、兵庫県の要請に基づき、外務省に申請の上、勤務校の承認も得ての半官半民の公務出張となった。

戦争が始まってウクライナに渡航するのは四回目である。すべてに大型の国際会議への出席があったため、その席上でゼレンスキー大統領を見ることができたが、言

葉を交わすのは初めてである。大統領就任直後の二〇一九年に二度ほど言葉を交わす機会があったためか、最初の一言は「お久しぶりですね（または「元氣ですか？」）」だった。なんともゼレンスキーらしい言葉と感じた。

このウクライナ大統領賞「黄金の心」であるが、形状にもゼレンスキー政権らしさが見受けられる。「ウクライナ大統領賞」と呼ばれるものは、近年授与されなくなったものも含めて一六種類あり、そのうちゼレンスキー政権発足後に創設されたものは六種類である。非常にユニークな名称のものが多く、二〇二二年七月に最初に創設されたのは「ウクライナの伝説」<sup>②</sup>で、最新のものは二五年五月創設の一八歳以下の子供に贈られる「ウクライナの未来」<sup>③</sup>である。ロシア・ウクライナ戦争が始まって後の二二年一二月に創設された「黄金の心」の授与対象は、「特にロシア連邦によるウクライナへの軍事侵略に関連して、ウクライナの防衛を保ち、国民の安全と国家の利益を守り、その結果のための措置の実施において、ボランティア支援の提供とボランティア運動の発展への多大な貢献」<sup>④</sup>に対してである。

形状もそれまでの大統領賞が勳章型であるのに対して、まったく異なるものである。筆者に贈られた「黄金の心」

はそれが顕著で、歪なハート型にウクライナ国旗色の糸が通してあり、一見ブローチのようであったが、初めからそれには見えない。ゼレンスキー政権は発足当初からそれまでのウクライナ大統領や政府の権威主義に抗う傾向がみられたが、これらの大統領賞の名称やデザインはそれを象徴しているとも言える。

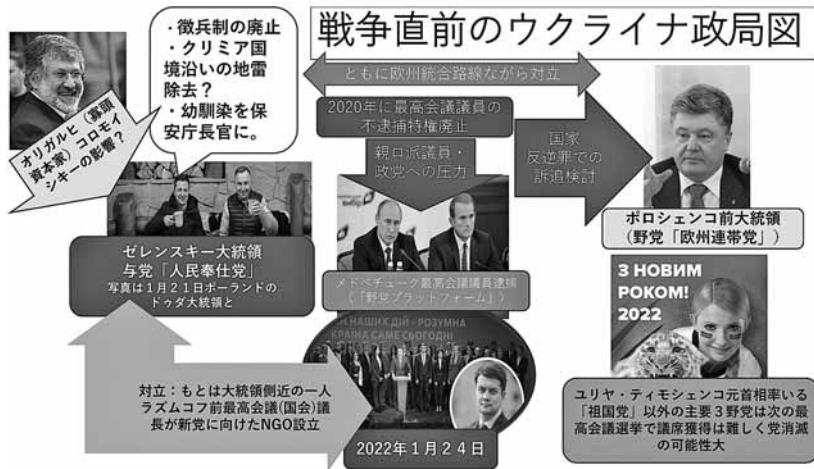
なお、ウクライナ大統領令によれば筆者への「黄金の心」授与理由は「ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵略において人道支援の提供、およびウクライナの国家主権と領土保全の支持に対する多大な個人的貢献」であった。正式に授与されることを聞いたのは「国際サミット開始の一〇分前であった。この時間感覚もウクライナらしいと感じた。

### 3 戦争を契機に劇的に変わったウクライナ政界図

二〇二二年二月二四日に始まったロシア・ウクライナ戦争の前後で、ウクライナ政界図も大きく変化した。図1は戦争直前のウクライナ政局をまとめたものである。

戦争が始まる直前の二〇二二年一月から二月にかけて、ウクライナの安全保障政策上、重要かつやや不可解な決

図1 戦争直前のウクライナ政局図



Source：各種メディア、公式サイトより作成

定や出来事が多々あった。一例を取り上げると、二月一日の大統領令で徴兵制度の廃止が宣言されたことである。<sup>6)</sup> 契約軍人によってウクライナ軍の一〇万人増員を謳っているが、具体的な施策ははっきりとしなかった。

レズニコフ国防相(当時)は「我々は、初期段階では徴兵制を維持するものの、代替案として短期(三〜四ヶ月)の集中軍事訓練を導入するモデルの構想を準備している。この訓練を修了した若者は徴兵の対象とならず、代わりに基礎的な軍事技能を習得する。二〇二四年一月一日からは、徴兵制を短期集中訓練に完全に置き換え、参加者数を徐々に増やし、定期的な訓練や集会を通じて技能を維持していく計画だ。現在、この政令を実施するための様々なモデルについて、既に計算と根拠が示されている。上記の措置を実施するために、政府はまもなく必要な法案と規則のパッケージを提案する予定だ」と述べた。また、二五年までの期間に、軍の規模を拡大し、軍人とその家族に対する社会保障を強化して兵役への意欲を大幅に高め、軍のキャリア開発の透明なメカニズムを確保し、財政支援を増やし、住宅問題を解決するなど、一連の改革を実施する予定であった。<sup>7)</sup> 一見、前向きな改革に見えるが、ロシア軍が今にも攻撃を始めようとして

いる時期に徴兵制の廃止を含む大規模な兵制改革の実施は不可解で、そこからはゼレンスキー大統領はじめウクライナ政府関係者のほとんどが、ロシア軍の攻撃をまったく予想していなかったことが窺える。

もう一つは、二〇一四年以降、最も警戒していた地域で、ロシアが軍事占領するクリミア半島から開戦後にロシア軍の侵攻をいとも簡単に許したことである。その理由の一つとしては、クリミアとヘルソン州を結ぶチョンガル橋などに設置された爆破装置やその周辺に敷設された地雷が開戦当初に機能しなかったことが挙げられる。地雷はいつの間にか撤去されていたとの憶測もあり、二年八月にはレズニコフが、戦争終結後に捜査すると述べているが、戦争が長引く中で忘れ去れているのが現状である。<sup>8)</sup>

その不手際の背景の一つは、ゼレンスキー政権の人事にあったとも考えられる。一例をあげれば、情報機関であるウクライナ保安庁の長官には、軍務の経験すらないゼレンスキーの幼馴染で自分の芸能プロダクション「スタジオ・クヴァルタル95」の代表でもあったイヴァン・バカノフを任命していた。この人事は反汚職対策と改革の意図があったが、そうだとしなくてもあまりに経験不足で、

ウクライナ政府の情報収集能力の低下を招いた。なお、二〇二二年七月、ゼレンスキー大統領は、ウクライナ軍の懲戒規則第四七条に規定されている「公務の不履行により人的被害またはその他の重大な結果が生じた」として、バカノフをSBU長官の職から解任している。

ゼレンスキー政権の「素人閣僚」問題は、それ以前から指摘されていた。ゼレンスキー側近の一人で、政権発足後、最初のウクライナ最高会議（国会）議長に就任したドミトロ・ラズムコフは、二〇二一年一〇月に議長を解任されたのち、「政府には専門家がいけない」という言葉を残しゼレンスキーに反旗を翻している。ラズムコフは二二年一月二四日、のちの政党化もにらんでNGO「チーム・ラズムコフ」を設立した。一部世論調査では、次期大統領選挙で決選投票が行われた場合は、ラズムコフがゼレンスキーに勝利する可能性も指摘された。

ラズムコフの例だけではなく、開戦直前のウクライナ政局はかなり混乱の度合いを深めていた。ゼレンスキー政権は、前大統領で最高会議議員のペトロ・ポロシェンコと、共に欧州統合路線であったにもかかわらず、強い対立関係にあり、二〇二〇年には最高会議議員の不逮捕特権を廃止したことから、国家反逆罪での訴追を試みて

いた。<sup>⑫</sup> この不逮捕特権の廃止は、「野党ブラットフォーム―生活党」党首（当時）でロシアのプーチン大統領が娘の名づけ親となるほど関係が深いヴィクトル・メドヴェチュークといったロシア寄りの議員への圧力も強めていた。

プリヴァト銀行（二〇一六年国有化）を中心としたユダヤ系金融財閥で悪名高いオリガルヒであったイーホル・コロモイシキーが事実上のオーナーとみなされていたテレビ局で、ゼレンスキーが大統領役を務めるドラマ『国民の僕』が放映されていた。そのため、二〇一九年のウクライナ大統領選の時から、ゼレンスキーの背後にコロモイシキーがいる説も浮上していた。<sup>⑬</sup>

当のゼレンスキーは、二〇二二年一月末には、ジョー・バイデン米大統領が、二月にロシアがウクライナに侵攻する可能性を警告したことについて、ウクライナ経済を危険にさらすため、西側諸国と報道機関が「パニックを作り出さないよう」にとの批判を繰り返していた。<sup>⑭</sup> これらのことからロシアの侵攻目前にもかかわらず、国内政局はいつもどおりの大混乱な上、ゼレンスキー政権はその侵攻を夢にも思っていなかったことが分かる。

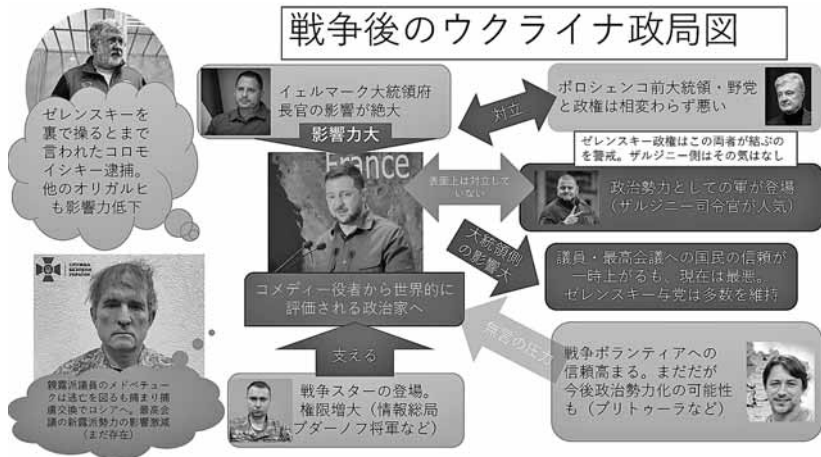
図2は、戦争後のウクライナ政局を図にしたものである。

る。ポロシェンコ前大統領との対立を続けていることを除くと、大きな変化が見て取れる。最大の変化は、ゼレンスキー政権周辺の変化と戦争前にはなかった政治勢力が登場したことである。

まずゼレンスキー周辺の変化としては、その後ろ盾と噂されたコロモイシキーが二〇二三年二月にマネーリンドリングなどの容疑で捜査を受け、収監されたことである。現時点でも契約殺人罪で保釈されることなく収監中である。一四年以降、ロシアに対抗して義勇大隊の編成に関わり、地元のドニプロペトロフスク州行政長官（知事）を務めるなどいわゆるマイダン政権に積極的に協力したこともあり、「犯罪的なオリガルヒであるコロモイシキーはゼレンスキーのスポンサーだ」といったナラティブがロシア側にも好まれて喧伝されたが、これ以降は、聞かれなくなった。

次にウクライナ最高会議内に存在した親ロシア勢力が衰退である。二〇二二年四月、ウクライナ保安庁は、逃亡を図ったヴィクトル・メドヴェチュークを拘束し、同年九月、マリウポリ防衛に参加し捕虜となっていたウクライナ軍兵士とロシア軍捕虜交換の一環としてロシア側に移送された。また二三年一月のウクライナ大統領令に

図2 戦争後のウクライナ政局図



Source : 各種メディア、公式サイトより作成

より、ウクライナ国籍を剥奪されている<sup>16)</sup>。なお、現在でも親ロシア野党は存続している。また開戦当初を除いて各種世論調査で、もっとも信頼感が低い組織は、最高会議と裁判所である<sup>17)</sup>。

前稿でも取り上げたとおり、アンドリー・イェルマク宇国大統領府長官の存在はさらに増しており、<sup>18)</sup>とくに彼を中心とした大統領府の外交における役割は、ときにウクライナ外務省を凌ぐほどである。その一方で、存在感を増してきたのは軍の存在である。ウクライナ軍総司令官であったヴァレリー・ザルジニーの軍事作戦をめぐる対立が表面化し、結果として二〇二四年二月、ウクライナ大統領令によってウクライナ軍総司令官を解任された<sup>19)</sup>。また、ウクライナ軍情報総局のキリロ・ブダーノフ將軍の国民的人気も高く、各種世論調査では「大統領候補」として登場している。

また戦争が続く中で、ウクライナ国民の中で大きな存在感を示しているのがボランティアである。ウクライナでは「ウクライナ軍支援ボランティア運動」と総称されることもあるが、それが登場したのは二〇一四年のロシアによるウクライナ侵略開始時である。その活動分野は、食料、医薬品、衣類、弾薬、車両、ドローンなどの軍事

装備品などの物品の収集・生産・提供、装備品の修理および改良にはじまり、医療支援、戦地からの避難民支援、行方不明者やロシアに連れ去られた子供の捜索など、非常に幅が広い。それらボランティア団体への市民の信頼度も高く、最新の世論調査では、ウクライナ軍に続き第二位である<sup>20)</sup>。その中からは、タレント出身のセルヒー・プリトウーラのようにポスト・ゼレンスキーとして取りざたされる存在も登場している。

#### 4 ポスト・ゼレンスキー

ウクライナでは現在、戒厳令法と憲法の規定により大統領選挙と最高会議選挙を延期している。一方、ロシアのプーチン大統領は、任期切れを理由に、ゼレンスキーは不当な大統領との主張を最近も繰り返し返している<sup>21)</sup>。選挙の延期は法律上の理由だけではない。例えば、ウクライナ最高会議は、選挙日の一〇〇日前までにウクライナ大統領の選挙日程を定め、約九〇日前から選挙の手続きが始まる。ただ選挙を宣言すると選挙運動も始まるが、空襲下では候補者・有権者双方に命の危険がある。また一時休戦後とはいうもののロシアが完全に一時休戦を守る

かは分らない。また大統領選挙の場合、いずれの候補も過半数に達しない場合は二回目の投票ということになり、選挙期間が長引き、停戦リスクはさらに高まる。各種世論調査でも今のところ選挙は終戦後という意見が多数を占める。最も汚職対策に厳しい市民NGOは、戦争の影響を懸念し、戒厳令解除後から選挙まで六か月は時間を空けるべきと主張している<sup>22</sup>。

一方、ウクライナの各種世論調査では、「明日、大統領選挙が行われた場合、だれに投票するか」という設問が設けられている。本項では、世論調査でゼレンスキー以外でポスト・ゼレンスキーとして上位二位に上がるこゝとが多いザルジニー、プリトウーラを、政権からはユリヤ・スヴィリデンコを、面会した印象も含め紹介したい。

#### (1) ヴァレリー・ザルジニー

ウクライナの各種世論調査で、ゼレンスキーを凌いで一位となることが多いのがヴァレリー・ザルジニーである。

ザルジニーの経歴をまとめたい。一九七三年七月八日生まれで現在五一歳。九三年にオデッサ陸軍士官学校に入学、九七年に同校を名誉学生として卒業し、その後、

小隊長、訓練小隊長、戦闘小隊長、訓練中隊長、士官候補生中隊長、大隊長を歴任し、二〇〇七年にはウクライナ国防アカデミー、一四年にはウクライナ国防大学を同じく名誉学生として修了、〇七年から〇九年までは第二四機械化歩兵旅団の副司令官、〇九年から一二年までは第五一機械化歩兵旅団の司令官、一七年に西部作戦管区参謀長兼副司令官、一八年にウクライナ統合軍事作戦司令部副司令官、一九年に北部作戦管区司令官を歴任した<sup>23</sup>。

二一年七月二七日にはヴォロディミル・ゼレンスキー大統領からウクライナ軍総司令官に<sup>24</sup>、同年七月ウクライナ国家安全保障・国防会議メンバーに任命された。ロシアによるウクライナ侵攻中の二二年三月四日には大将に昇任している。その後、ゼレンスキーとは、軍事作戦上の方針をめぐっての対立が報じられ、二四年二月、彼はウクライナ軍司令官の職を解任された<sup>25</sup>。二四年三月七日、ゼレンスキー大統領はザルジニー氏を駐英国ウクライナ大使に任命し現職である<sup>26</sup>。

ザルジニーの軍人としての経歴で注目すべきなのはソ連軍の教育・勤務経験のない初めてのウクライナ軍司令官だということである<sup>27</sup>。また研究熱心な学究肌な人物としても知られ二〇二〇年一二月に東欧最古の教育機関で



Source：個人撮影

ある国立オストロフアカデミー大学で国際関係学の修士号を取得し、戦時下の二三年一二月には法学分野での博士論文審査を国立オデーサ法科アカデミーで受け、博士号 (Ph.D.) を取得している。<sup>(28)</sup>

本年五月にオックスフォード大学で開催された研究会のため渡英する機会があり、在神戸ウクライナ名誉領事として、面会申し込みをしたところ八日にロンドンの在英ウクライナ大使館で会うこととなった。筆者からは拙

著『日本ウクライナ交流史1915～1937年』のウクライナ語版書籍とともに、日露戦争時に印刷されたロシア帝国陸軍が日本軍の攻撃で敗退する版画を贈呈した。拙著に対する質問などがあったのちに、一緒に動画を撮ろうという話になり、筆者が「ウクライナに栄光あれ」といったのに対して、「日本に栄光を、そしてともに勝利を」と応えてくれた。<sup>(29)</sup> また二〇二四年一二月に刊行されたザルジニーの著書『私の戦争』にサインをして手渡された。

## (2) セルヒー・プリトゥーラ

各種世論調査で、大統領候補として名前が挙がるようになったセルヒー・プリトゥーラは日本ではほとんど知られていない。プリトゥーラは一九八一年六月二日生まれ、一六歳のときにウクライナジュニア科学アカデミーの学術論文審査で二位となり、翌年にテルノピリ国立経済アカデミーに入学、在学中に、ラジオの司会者のオーディションに合格し、放送に出演。ロンドンでの遊学・アルバイトを経験し、二〇〇四年に Inter TV の番組司会者のオーディションを受けて合格して人気を博し、その後さまざまな人気番組の司会を務めたほか俳優、放送

作家、共同プロデューサーとしても活躍した<sup>30)</sup>。

二〇一四年以降、市民から物資を集めウクライナ兵に届けるなど積極的なボランティア活動を展開し、前線地帯を何度も訪れた。二二年のロシア・ウクライナ戦争後は、ウクライナ軍に志願する一方、セルヒー・プリトゥーラ慈善財団を通じて、その知名度を生かして、ドローンが不足するウクライナ軍部隊へ直接送ったり、戦争犠牲者への人道支援のための募金活動を行い、巨額の募金を集めた。また、芸能人らしく見せ方が巧みで、例えば、西洋碁のチェッカーのジュニアチャンピオンの一〇歳の少女がひたすら通行人と対戦し、それで集めた金銭を寄付して、プリトゥーラが泣くといったエモーショナルな動画も話題を呼んだ<sup>31)</sup>。

一方、政治活動は二〇一九年六月から行っており、まず著名歌手スヴァトスラフ・ヴァカルチュクが党首を務めた「声（ホロス）」党に入党し、ウクライナ最高会議の候補者リストに名を連ねたが選出されなかった。二〇年八月には、ホロス党大会でキーウ市長選に立候補すると発表した<sup>32)</sup>が、二一年六月には、プリトゥーラは党執行部の決定と党員の投票結果に納得できないため、ホロス党からの離党を発表した。当時の党代表らは、この決定の

理由は党首に就任できなかったセルヒー氏の個人的な野心によるものだと述べた。同年九月、プリトゥーラは自身の政党を設立し、来たる議会選挙に参加すると発表した。

プリトゥーラとは二〇二三年九月、キーウ市内のプリトゥーラ慈善財団の事務所で面会した。芸能人でもあるためか、他のウクライナの政府関係者や議員と違い、ややアポイントメントが取りにくかったが、同財団関係者に「ロシア軍が打ち破られる日露戦争時のオリジナル版画を財団に寄贈したい。用途としては寄付金集めのためにオークションにかけてもらっても構わない」と申し出たところ、首尾よく面会となった。同財団に事務所にはボランティアの若者が集まって熱気にあふれていた。

プリトゥーラと面会した印象としては、スター然とした印象はなく、非常に気さくな雰囲気であり、裏表なく意見交換ができた。また、話の流れから英語での会話となったが非常に流暢であった。一方、やや政治的経験には欠ける印象もあり、今後、本格的な政治家となる場合は優秀なブレインが必要とも感じた。

### (3) ユリヤ・スヴィリデンコ

さて、世論調査では大統領候補として名前が挙がることはないが、ゼレンスキー政権内からもポスト・ゼレンスキーとして一人紹介しておきたい。前稿でも紹介したとおり、ゼレンスキー政権発足当初の四名の副首相の内三名が女性であり、そのうち二名は現在でもその任にある。その中でも第一副首相のユリヤ・スヴィリデンコはゼレンスキーの信頼が厚いといわれ、最近もウクライナ最高会議で、デニス・シュミハリ首相の解任動議の署名集めが行われた際に、その後任として名前が取り沙汰されている<sup>②③</sup>。改めてその経歴を概観すると、スヴィリデンコは一九八五年生まれで、チェルニヒウ州政府でキャリアを積んだのち、二〇二〇年七月に経済開発・貿易農業副大臣、一二月末にはウクライナ大統領府副長官、二一年一月、第一副首相兼経済大臣に就任した<sup>②④</sup>。現在の所管事項は非常に広く、アメリカ政府との鉱物資源交渉から大阪関西万博にまで及ぶ。本年二月末に、ホワイトハウスでトランプ大統領とゼレンスキーが口論となった場面では、ウクライナ側の随員の中でバンス副大統領の前にイェルマーク大統領府長官、ルビオ国務長官の前には、シビハ外相ではなく、スヴィリデンコ第一副首相が座っ

ていたことから、この二人を中心に現在の対米外交が動いているのが窺える。

筆者はスヴィリデンコに何度か会ったことがあるが、昨年一二月、急遽、ウクライナが大阪関西万博への参加が決まった後に、大阪を訪れた際に、筆者は在神戸ウクライナ名誉領事として視察に同行した<sup>③④</sup>。わずか四か月の準備期間で間に合うのかと思ったが、その時も同行して来日していたテチャナ・ベレジナ経済省次官（副大臣）を万博の責任者であるコミッション（空間全体が作品）形式の一線を画するインスタレーション（空間全体が作品）形式のパビリオンを作り上げた。そういった仕事の速さは、朝令暮改は当たり前前のトランプ政権に対峙するときに必要なとされる能力なのかもしれない。

### 5 結語——売ることができないウクライナの価値観とは

六月二三日、ウクライナの政権高官の汚職容疑捜査に特化した国家汚職対策局（NABU）はオレクシー・チェルニシヨウ副首相・国家団結相に容疑を伝達した。容疑は職権乱用と、自身および第三者のために極めて多額の違法な利益を得たことである<sup>⑤⑥</sup>。現職閣僚の汚職容疑はゼ

レンスキー政権にとって打撃である一方で、戦時下でも政府高官への捜査が行われるのは、同政権が進める汚職対策が機能しているだけではなく、その決意の表れとも言える。

大阪関西万博のウクライナ館は多くの国のパビリオンが入居する「タイプC」と呼ばれるブース形式である。ともすればその国の物産の展示が中心の国もある中で、メッセ性の強いインスタレーションとなっている。パビリオンをコンビニのような店舗に見立てて、正面に「Not for Sale」<sup>(36)</sup>の大きな看板があり、金では買えないウクライナの価値観とは何なのかというメッセージを打ち出している。店舗内の商品に付けられたバーコードに商品チェッカーを当てると画面に、ウクライナの現状の映像が映しだされる。それぞれのテーマは「自由の選択」・未来を形作る権利」「自由の選択」・前線でのエネルギー技術者」「利便性」・義肢装具とバリアフリー」「回復力とイノベーション」・地雷原での農業」「連帯」・人を助ける創造性」「人道」・動物を助ける」「自己表現の自由」・戦時下でも自由と平等」「調和」・勝利へともに」「人道」・国内避難者の支援」などである。

万博開幕直後の四月一五日には、イギリス館初のイベ

ントがウクライナ館と共同で開催された。「瀬戸際に立たされた世界」・明日の社会を規定する経済的・倫理的羅針盤とは？」と題された特別イベントの第一パネルに、筆者もテチャナ・ベレジナ経済省次官はじめウクライナの有識者と登壇したが、そのテーマは「価値観」であった。<sup>(36)</sup>

本稿では、ロシア・ウクライナ戦争前後でのウクライナ政界における大きな変化を概観するとともに、今後のウクライナ政治を担うキーパーソンについて見てきた。ロシアの軍事侵略が始まって三年が過ぎた今、ウクライナは、汚職をはじめ、まだ多くの問題を抱えている。ただ一つ間違いなく言えるのは、「売ることができない価値観」をウクライナ人が共有し、それを担う次の世代が育っていることである。トランプとの鉱物資源交渉で、ゼレンスキーがすんなりと署名せず一度は口論となった背景には、こういった「Not for Sale」の価値観と気概があったからなのかもしれない。

## ●注

(1) 岡部芳彦、「ゼレンスキー政権の人的背景」・歴代政権と比較して、「海外事情」、二〇二二年五月。

- (c) Указ Президента України від 14 липня 2021 року № 294/2021 «Про встановлення відзнаки Президента України «Національна легенда України».
- (cc) Указ Президента України від 29 травня 2025 року № 354/2025 «Про відзнаку Президента України «Майбутнє України».
- (ч) Указ Президента України від 5 грудня 2022 року № 825/2022 «Про відзнаку Президента України “Золоте серце”».
- (ср) Указ Президента України від 6 червня 2025 року № 390/2025 «Про нагородження відзнакою Президента України «Золоте серце».
- (е) Указ Президента України від 1 лютого № 36/2022 «Про першочергові заходи щодо зміцнення обороноздатності держави, підвищення привабливості військової служби у Збройних Силах України та поступового переходу до засад професійної армії».
- (с) 『Заборона』 二〇二二年八月二日 URL: <https://zabrotona.com/skasanavanya-pruzovny-chkayini-shogo-hoshe-zelenskyu-i-shho-sce-oznachay-dlya-ukrayinetsiv/> 閲覧日: 二〇二五年六月二日
- (8) 『ウクラインシカ・ブヲウタ』 二〇二二年八月一日 URL: <https://www.rivada.com.ua/rus/articles/2022/08/11/7362749/> 閲覧日: 二〇二五年六月二日
- (9) 『ウクラインシカ・ブヲウタ』 二〇二五年二月二七日 URL: <https://www.rivada.com.ua/news/2025/02/27/7500373/> 閲覧日: 二〇二五年六月二日
- (10) 『ウクラインシカ・ブヲウタ』 二〇二五年四月二七日 URL: <https://www.facebook.com/watch/?v=1238635887770930> 閲覧日: 二〇二五年六月二日
- (11) 『BBC News Ukraine』 二〇二二年十一月二四日 URL:

- <https://www.bbc.com/ukrainian/news-59406502> 閲覧日: 二〇二五年六月二日
- (12) 『朝日新聞』 二〇二二年一月二七日 URL: <https://digital.asahi.com/articles/ASQ1K6FCXQ1KUNB025.html> 閲覧日: 二〇二五年六月二日
- (13) 『BBC News Japan』 二〇一九年四月二日 URL: <https://www.bbc.com/japanese/video-47781964> 閲覧日: 二〇二五年六月二日
- (14) 『BBC News Ukraine』 二〇二二年一月二九日 URL: <https://www.bbc.com/japanese/60119192> 閲覧日: 二〇二五年六月二日
- (15) 『Cazeta.ua』 二〇二五年五月七日 URL: <https://gazeta.ua/articles/politics/\_kolomojskij-zalishayetsya-rid-vartou-oligarhu-prodovzhit-zarobizhniy-zahid/1217017> 閲覧日: 二〇二五年五月七日
- (16) 『トキョウ・スナオキータ』 二〇二三年九月二二日 URL: <https://www.radiosvoboda.org/a/news-yetmak-rolo-n-ukrayinshirovrennia/32045180.html> 閲覧日: 二〇二五年六月二日
- (17) 『SOCIS』 『ウクライナ社会情勢調査』 二〇二五年六月 URL: <https://socis.kiev.ua/ua/2025-06-25/> 閲覧日: 二〇二五年六月二日
- (18) 岡部芳彦『ゼレンスキー政権の人的背景』 九三ページ。
- (19) Указ Президента України від 8 лютого 2024 року № 59/2024 «Про звільнення В.Залужного з посади Головнокомандувача Збройних Сил України».
- (20) 『SOCIS』 『ウクライナ社会情勢調査』 二〇二五年六月 URL: <https://socis.kiev.ua/ua/2025-06-25/> 閲覧日: 二〇二五年六月二日

- (21)「On the News」 二〇二五年三月二八日 URL: <<https://news.ltv.co.jp/category/international/4b53e6b622b49cfa3193386ac424465>> 閲覧日: 二〇二五年六月二九日
- (22)『Kyiv Independent』 二〇二五年二月二一日 URL: <<https://kyiv.independent.com/why-ukraine-sant-hold-elections-during-war-time/>> 閲覧日: 二〇二五年六月二九日
- (23)経歴についてを主たる連合王国ウクライナ大使館公式ウェブサイトを参照 URL: <<https://uk.mfa.gov.ua/en/governance/zaluzhnyi-valerii/>> 閲覧日: 二〇二五年六月二九日
- (24) Указ Президента України від 27 липня № 320/2021 «Про призначення В.Залужного Головнокомандувачем Збройних Сил України»
- (25) Указ Президента України від 8 лютого 2024 року № 59/2024 «Про звільнення В.Залужного з посади Головнокомандувача Збройних Сил України»
- (26) Указ Президента України від 9 травня 2024 року № 316/2024 «Про призначення В.Залужного Називчайним і Повноважним Послом України у Сполученому Королівстві Великої Британії і Північній Ірландії»
- (27)『BBC News Ukraine』 二〇二一年七月二七日 URL: <<https://www.bbc.com/ukrainian/news-57986999>> 閲覧日: 二〇二五年六月二九日
- (28) ウクライナ国立高等教育保証機構ウェブサイト URL: <<https://svr.naqda.gov.ua/#/defense/2448>> 閲覧日: 二〇二五年六月二九日
- (29) 筆者 FACEBOOK 二〇二五年五月八日参照 URL: <[https://www.facebook.com/okabe.yoshihiko/videos/944911160924103/?locale=ja\\_JP](https://www.facebook.com/okabe.yoshihiko/videos/944911160924103/?locale=ja_JP)> 閲覧日: 二〇二五年六月二九日

- (30) ブリトウエアの経歴は、「LB.ua」 URL: <[https://lb.ua/file/person/5039\\_pritula\\_sergiy\\_dmitrovich.html](https://lb.ua/file/person/5039_pritula_sergiy_dmitrovich.html)> 閲覧日: 二〇二五年六月二九日なを参照<sup>56)</sup>。
- (31)『Promadske』 二〇二二年七月二二日 URL: <<https://promadske.ua/posts/10-richna-divvinka-zibrala-koshht-dlyafondu-prituli-grala-na-vulici-u-shashki-z-perehozhimi>> 閲覧日: 二〇二五年六月二九日
- (32)『LIGA.ua』 URL: <<https://news.liga.net/ua/politics/news/shmyhalia-mozhe-zaminyty-svyyudenko-nayishcho-yemakuznadobrylas-svoia-lidnyra-na-schoti-kadminu>> 閲覧日: 二〇二五年六月二九日
- (33) 岡部芳彦、「ゼレンスキイ政権の人的背景：歴代政権と比較して」九二ページ。
- (34) なお、直前に会ったのは、六月六日の「第三回地域・都市間国際サミット」における<sup>57)</sup>。
- (35)『ウクルインフォルム』 二〇二五年六月二二日 URL: <<https://www.ukrinform.jp/rubric-crime/4007462-ukragaina-wu-zhi-sou-zha-ji-guanchengshishou-fu-shou-xiangli-tong-yi-chuan-da.html>> 閲覧日: 二〇二五年六月二九日
- (36)『産経新聞』 二〇二五年四月二五日 URL: <<https://www.sankei.com/article/20250415-OUETJEEKVFVKVTAEU4KSP7KDD7CY/>> 閲覧日: 二〇二五年六月二九日

# 尹錫悦大統領の罷免と第二一代大統領選挙

梅田皓士

(拓殖大学海外事情研究所助教)

はじめに

戒厳令政局と尹錫悦大統領の弾劾・罷免

非常戒厳令の発出

二〇二五年六月三日に韓国では、第二一代大統領選挙が実施され、李在明共に民主党候補が当選し、当選後、直ちに韓国大統領に就任した。詳細は、後述するものの、本来、第二一代大統領選挙は二〇二七年三月に実施されるはずであった。それが、二〇二五年六月に実施されたのは、尹錫悦大統領(当時)による非常戒厳令の発出に端を発した尹錫悦大統領(当時)の弾劾・罷免である。この弾劾・罷免によって第二一代大統領選挙が約二年前倒しされて実施されたのである。

尹錫悦前大統領が非常戒厳令を発出した理由としては、様々なことが指摘されている。尹錫悦前大統領自身は、非常戒厳令発出の理由として、当初は、国会で野党が予算をはじめとする法案が国会を通過させず一方的に修正したこと、二二件の政府閣僚に対する弾劾を強行して行政府をマヒさせたこと、判事を脅迫し、多数の検事を弾劾するなど司法業務をマヒさせたことなどを挙げた。そして、これらを行った野党側を「反国家勢力」と規定した上で、「反国家勢力」から自由民主主義社会を守るた

めの非常戒厳令であると主張し、正当化した。さらに、その後の国民向け談話においては、先の総選挙における不正選挙疑惑も提起することで、改めて、非常戒厳令の正当性に言及した。

しかしながら、憲法では、非常戒厳令について、「大統領は戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態において兵力により軍事上の必要に応じ、又は公共の安寧秩序を維持する必要があるときには法律の定めるところにより戒厳を宣布することができる」(憲法第七七条一項)と定められており、戦争、あるいは内乱を念頭においた規定である。そのため、尹錫悦前大統領が挙げた事由は国家非常事態を拡大解釈したものであり、非常戒厳令を正当化するまでには至らないものであった。

特に、戒厳司令官布告令第一号の冒頭に挙げられた「国会と地方議会、政党の活動と政治的結社、集会、デモなど一切の政治活動を禁止する」<sup>(1)</sup>との規定は、戒厳令下においても、活動が保証される国会の権限を侵害するものであった。実際に非常戒厳令発出後、戒厳軍が国会に侵入しようとする映像が報道され、戒厳軍の侵入を阻止しようとする野党事務所スタッフがバリケードを構築する光景やバリケードを避けるために国会の窓を破壊して

侵入する戒厳軍の様子も報道された。

結果として、尹錫悦前大統領による非常戒厳令の発出から一五五分後に野党主導によって非常戒厳令の解除を求める決議が可決された。<sup>(2)</sup>尹錫悦前大統領がこの国会による決議を受けて非常戒厳令の終結を発表したことで非常戒厳令をめぐる問題は一旦終結した。

一旦は終結した非常戒厳令であるが、問題は、尹錫悦前大統領が非常戒厳令を発出した真の目的である。尹錫悦前大統領自身による説明は既述の通りである。しかしながら、それ以外にも様々な理由が指摘されている。この議論については、既に筆者も取り組んでおり、本誌の「刮目レポート」<sup>(3)</sup>において議論しているため、詳細な議論はそちらに譲りたい。

### 追い詰められる尹錫悦、追い詰める李在明

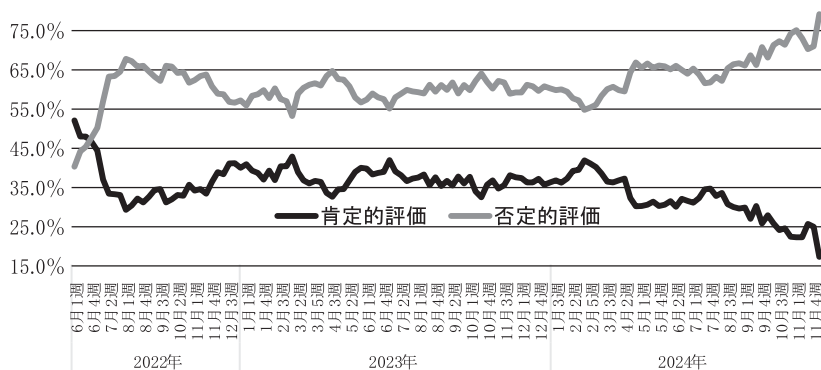
非常戒厳令の発出について、様々な理由が指摘される中で共通するのは、尹錫悦前大統領が追い詰められたということである。この尹錫悦前大統領を追い詰めたのは国会における李在明代表が率いる、最大野党・共に民主党であった。そもそも、尹錫悦政権が発足した際には、与党・国民の力は少数与党であった。そのため、通常、

新政権発足直後に行われる政府組織法の改正<sup>①</sup>すら尹錫悦政権では行えなかった。さらに、大統領選挙において大統領の座を争った李在明が大統領選挙の直後に実施された国会議員の補欠選挙に立候補し、当選したことで国会議員として、尹錫悦前大統領の前に再び現れたのである。また、共に民主党の全党大会で党代表に選出され、反尹錫悦政権の動きを加速させた。

李在明代表率いる共に民主党は、徹底した反尹錫悦政権の立場であった。そのため、既述の政府組織法の改正も行えなかったことに加えて、尹錫悦政権のアキレス腱でもあった金建希大統領夫人の「疑惑」を捜査するための特別検察官を任命するための法案（特検法案）をはじめめとする様々な特検法案を国会に提出し、共に民主党を中心とする野党で可決させてきた。そして、尹錫悦前大統領に拒否権を行使させることで、強硬な政権運営をする尹錫悦前大統領の印象を世論に植え付けようとする方針を用いた。そのため、尹錫悦前大統領の政権支持率も低迷が続いた。

また、この少数与党の体制の継続が決定したのが、第二二代国会議員選挙（二〇二四年四月実施）であった。この選挙において与党・国民の力は一〇八議席の獲得にと

表1 尹錫悦前大統領の政権支持率の推移



どまり、その一方で、最大野党・共に民主党は過半数を  
超える一七五議席を獲得した。この国会議員選挙は、尹  
錫悦前大統領に対する中間評価であり、有権者は尹錫悦  
前大統領に対して、事実上のNOを突きつけたのであつ  
た。この結果を受けて李在明共に民主党代表は尹錫悦前  
大統領に対する攻勢を強めた。その中でも、特に激しかつ  
たのが、長官（閣僚）に対する弾劾訴追決議案の乱発で  
あつた。大統領に対する弾劾訴追決議案を可決させるた  
めには、国会の三分の二以上の賛成が必要であるものの、  
長官に対する弾劾訴追決議案は国会の過半数の賛成で可  
決する。そのため、長官への弾劾訴追決議案は最大野党・  
共に民主党のみでも可決させられる上に、祖国革新党な  
ど他の革新系野党も賛同するため、共に民主党にとつ  
ては尹錫悦前大統領を追い詰めるために有効な方法であつ  
た。

### 尹錫悦大統領の弾劾・罷免

この李在明代表率いる野党・共に民主党の強硬姿勢に  
乗ってしまったのが、尹錫悦前大統領による非常戒厳令  
の発出であり、共に民主党による尹錫悦前大統領に対す  
る強硬な対応が非常戒厳令を引き出したとも言える。こ

の結果が、尹錫悦前大統領の弾劾、及び罷免であつた。  
尹錫悦前大統領が非常戒厳令の終結を発表した後、問題  
となつたのが尹錫悦前大統領に対する弾劾訴追決議案の  
扱いであつた。最大野党・共に民主党や祖国革新党など  
の野党陣営は前向きな姿勢であつたのに対して、与党・  
国民の力では賛否が分かれた。秋慶鎬院内代表を中心と  
する多数は弾劾訴追決議案に反対の姿勢であつた。しか  
しながら、韓東勲国民の力代表は当初、賛成すべきとの  
姿勢を示した。採決を目前に韓東勲国民の力代表が反対  
に転じたことで、国民の力は採決に欠席し、採決を成立  
させない方針を用いた。そして、結果的に採決を不成立  
にした。

しかしながら、この後、秋慶鎬院内代表が辞任したこ  
とで、後任の院内代表に尹錫悦前大統領の最側近である  
権性東が選出<sup>⑤</sup>され、国民の力の大勢は弾劾反対との立場  
であることが示された。この大勢に対して、韓東勲国民  
の力代表の立場は二転三転した。既述の通り、当初、賛  
成であつたが弾劾訴追決議案の採決を前に反対に転じた。  
その後、再度、賛成に転じたのであつた。そして、韓東  
勲国民の党代表が賛成に転じた後、再度、弾劾訴追決議  
案が提出された。国民の力は党論として反対の立場で採

決に参加したものの、国民の力から造反が生じ、賛成二〇四票、反対八五票、棄権三票、無効八票で可決し、尹錫悦前大統領は大統領職務停止となった。

結果として、二〇二五年四月四日に憲法裁判所が尹錫悦前大統領に対して、大統領職を罷免するとの判断を下したことで、尹錫悦前大統領は大統領職を罷免された。この大統領職の罷免は、二〇一七年の朴槿恵元大統領の罷免に続いて二人目であり、保守政党の大統領としては二代続けて罷免された。

### 前倒しされた大統領選挙

#### 共に民主党の動き

尹錫悦前大統領の罷免を受けて、本来、二〇二七年三月に実施される予定であった第二一代大統領選挙が前倒しして行われることとなった。共に民主党では、大統領候補を選出するための予備選挙が実施され、李在明が大統領候補に選出された。この予備選挙では、李在明の他に金慶洙元慶尚南道知事、金東兗京畿道知事が立候補した。この予備選挙は全国を四つの地域（忠清道圏、慶尚道圏、全羅道圏、首都圏・江原道・濟州道）に分け、各地域での

表2 共に民主党の予備選挙の結果

	李在明	金慶洙	金東兗
忠清道圏	88.15%	4.31%	7.54%
慶尚道圏	90.81%	5.93%	3.26%
全羅道圏	88.69%	3.90%	7.41%
首都圏・江原道・濟州道	91.54%	3.01%	5.46%
在外	98.69%	0.91%	0.30%
国民選挙人団	89.21%	3.03%	7.77%
合計	89.77%	3.36%	6.87%

出典：共に民主党 HP より筆者作成

党員投票、及び世論調査の結果によって行われた。

表2は、共に民主党の予備選挙の結果である。結果は、李在明が九〇%近い得票によって共に民主党の大統領候補に選出された。この結果は、共に民主党が李在明を中心とした政党であることを示すと同時に共に民

主党の党員の李在明に対する期待感が示されたものもあった。しかしながら、これ以上に筆者が感じているのは、李在明に対する「ご褒美」である。既述の通り、今回の大統領選挙は尹錫悦前大統領の非常戒厳令という「暴挙」によって前倒しされて実施されることとなった。この「暴挙」を引っ張り出したのが、李在明による国会

での尹錫悦前大統領に対する強硬姿勢であった。

そのため、李在明が後述する「司法リスク」を抱えているにも関わらず、九〇%近い投票を得たのであり、いわば、大統領選挙の前倒しを勝ち取った李在明に大統領選挙に再チャレンジする機会を「ご褒美」として共に民主党の党員に与えたのである。

しかしながら、李在明は大きな問題を抱えていた。それが「司法リスク」である。李在明は予備選挙の時点で五つの裁判を抱えており、五つの裁判の一つである公職選挙法違反をめぐる裁判では一審で懲役一年、執行猶予二年の判決が出た。この量刑が確定すると李在明は国会議員の当選が無効となるともに、公民権停止となる。だが、二審では無罪の判決が出ていた。それに対して二〇二五年五月一日に大法院（日本の最高裁判所に相当）で二審の判決を破棄し、高裁に審理を差し戻す判断が下された。これは事実上の有罪を意味するものであり、高裁で再度審理した場合、李在明は有罪となり、国会議員の失職の他、公民権も停止し、次期大統領選挙への立候補が不可能となる。

この有罪判決の確定による公民権の停止は、李在明の最大のリスクとされ、「司法リスク」と呼ばれてきた。

しかしながら、既述の通り、尹錫悦前大統領の大統領職の罷免によって大統領選挙が前倒しされたため、有罪判決が確定する前に李在明は大統領選挙に挑戦し、大統領となるチャンスを得たのであった。その意味においても、大統領選挙が前倒しされたことで、最も利益を得たのが李在明であったとしても大きな異論は出ないであろう。

### 国民の力の動き

尹錫悦前大統領の大統領職の罷免を受けて、国民の力においても、候補者選出のための予備選挙が実施された。国民の力の予備選挙は、二回のカットオフによって候補者を二人に絞り込み、最後の二人で黨員投票、及び世論調査によって候補者を選出する方法で実施した。当初、一人が立候補したが、第一次カットオフで安哲秀議員、韓東勲前党代表、金文洙前雇用労働部長官、洪準杓前大邱市長の四名に絞った。続く第二次カットオフで韓東勲前党代表、金文洙前雇用労働部長官の二人に絞り、決選投票によって金文洙が候補者に選出された。

表3は、国民の力の予備選挙の結果である。金文洙が約五六%の得票で候補者に選出されたが、韓東勲との差は大きくない。しかしながら、注目すべきはその内訳で

表3 国民の力の予備選挙の結果

候補者	投票方法	得票率	合計
金文洙	党員選挙人団	61.25%	56.53%
	国民世論調査	51.81%	
韓東勲	党員選挙人団	38.75%	43.47%
	国民世論調査	48.19%	

出典：国民の力 HP より筆者作成

た。この二人の立場の違いに対して、国民の力の党員は弾劾・罷免に反対であった金文洙を選択した。

この結果が意味していることは、国民の力の右傾化（強硬保守化）であり、国民の力の強硬保守と呼ばれる層

ある。国民世論調査では金文洙と韓東勲との差は約三％とそこまで大きくない。他方で、党員選挙人団の結果に目を向けると金文洙は韓東勲よりも約二三％多く得票している。この結果は、国民の力の党員が韓東勲ではなく金文洙をより好んだことが示された。これは、韓東勲と金文洙の尹錫悦前大統領の弾劾・罷免に対する立場の違いも関係している。韓東勲は既述の通り、二転三転しながらも最後は弾劾・罷免に対して賛成の立場を取っていた。他方で、金文洙は弾劾・罷免に反対の立場であった。

が団結したことである。尹錫悦前大統領の弾劾・罷免に賛成する立場であった韓東勲ではなく、反対する姿勢を示していた金文洙への支持を強硬保守が明確にして団結したことで金文洙が国民の力の候補に選出された。

#### 候補者一本化の不発

国民の力で予備選挙が行われている中、韓惠洙前国務総理が無所属での立候補を表明した。この韓惠洙の立候補は、国民の力の予備選挙で選ばれた候補者との一本化を前提としたものであった。この韓惠洙の立候補表明と一本化の前提に対して、金文洙は予備選挙の際には、前向きな姿勢を示していた。しかしながら、金文洙が候補者へ選ばれた後には、自身が立候補を辞退する形式での韓惠洙との一本化に応じない姿勢を示した。前回の大統領選挙における国民の力の予備選挙に遡ると、当時、無所属で活動し、大統領選挙に立候補する意向を示していた尹錫悦前大統領であったが、国民の力の予備選挙の前に国民の力に入党し、予備選挙で勝ち抜き、国民の力の候補者へ選ばれていた。他方で、今回の韓惠洙の立候補の表明は、国民の力で予備選挙を経て正式に国民の力の候補者へ選ばれた金文洙との一般化の提案であり、尹錫

悦前大統領の時とは大きく事情が異なっていた。

世論調査では、当初から李在明が優勢であったため、国民の力の執行部は、金文洙と韓惠洙との一本化によって、李在明に拒否感を持つ中間層の取り込みを図りたいとの狙いがあった。各種世論調査において、金文洙と韓惠洙の一本化をした場合、金文洙よりも韓惠洙に一本化した方が支持率が高い傾向が出ていた。そのため、国民の力の執行部は韓惠洙への一本化に動いた。この執行部の動きに対して金文洙が応じない姿勢を崩さなかったため、国民の力の執行部は黨員投票を実施し、国民の力の候補者を金文洙から韓惠洙に変更する動きを見せた。しかしながら、実際に黨員投票を行った結果、候補者の変更は反対が多数であったために否決された。この結果を受けて、国民の力の執行部は公認候補を金文洙のままにすることを決定した。さらに、一本化を主導していた権寧世非常対策委員長は辞任を表明した。

あり、韓惠洙は形式的に金文洙への支持を表明したに過ぎないことを意味していた。

**第三の候補としての李俊錫**

二大政党の共に民主党、国民の力の候補が選ばれる前に既に大統領選挙への立候補を表明していた人物がいた。それが李俊錫改革新党代表である。李俊錫は尹錫悦前大統領の罷免が決定する前に仮に罷免されて大統領選挙が実施されることになったら大統領選挙に立候補するとの立場を示した。そもそも李俊錫は前回の大統領選挙において国民の力の党代表を務めており、尹錫悦が若年層の男性票を集めるのに貢献し、尹錫悦の当選に貢献していた。しかしながら、尹錫悦政権発足後、李俊錫に目立って欲しくない尹錫悦前大統領と自らの政治的地位を高めたい李俊錫との間で対立が生じた。そして、李俊錫は党代表を事実上、解任され、国民の力を離党した。その後、改革新党を結党し、昨年の国会議員選挙において三議席獲得し、国会内では、第四党としての地位を獲得し、野党でありながらも、保守系政党としての動きをしていた。

李俊錫は若年層の男性を中心に一定の支持を得ており、李俊錫にとっても、今回の大統領選挙への立候補は、当

選よりも今後の自らの政治的な地位を高めるための選挙として位置づけられた。他方で、李俊錫の立候補は金文洙にとっては保守票の分裂であった、そのため、金文洙陣営は李俊錫陣営に対する一本化の呼びかけを続けた。しかしながら、既述の通り、当選の可能性を考えていない李俊錫は安易な一本化よりも、最後まで選挙戦を戦い抜いて一定程度、得票できることを示し、今後の自らの政治的な地位を高め、将来的に自身に優位な条件で国民の力と革新新党を合併させることが李俊錫にとっての重要なことだった。

## 大統領選挙の結果

### 各候補の得票

選挙の結果は、前評判の通り、李在明の勝利であった。表4は主要三候補の得票数及び、得票率の結果である。当初、今回の選挙が尹錫悦前大統領の罷免を受けて実施された選挙であったことや、革新系の候補者が李在明のみであり、他の革新政党である祖国革新党や基本所得党などが李在明支持を表明したことに加えて、対立候補が金文洙、李俊錫という中間層の票が流れづらい候補者で

表4 各候補の得票数及び得票率

候補者	得票数	得票率
李在明	17,287,513	49.42%
金文洙	14,395,639	41.15%
李俊錫	2,917,523	8.34%

出典：韓国中央選挙管理委員会 HP より筆者作成

あったことから、李在明の得票率が五〇%を超えるのではないかとの見方もあった。しかしながら、実際には李在明の得票率は約四九・四%にとどまり、五〇%を超えることはなく、李在明は選挙では勝利したものの、当初、期待されたような圧倒的な勝利とはならなかった。

李在明の得票率が五〇%を超えなかったことは、李在明が中間層を取り込みきれなかった結果であった。換言すると、中間

層に李在明に拒否感を持つ層が一定数いることが得票率から読み取ることができる。また、これは有権者が李在明を積極的に大統領に選んだわけではないことを示している。そもそも、李在明は既述の「司法リスク」を抱えており、有権者からの印象は良くはない。さらに元々、過激な発言や失言が多い政治家であり、熱烈な支持者がいる反面、李在明に拒否感を持つ層も一定程度いた。そのため、李在明に投票した有権者の中でも消極的に投票

した層も一定数いると推測できる。

この傾向は前回の大統領選挙においても出ていた。前回の大統領選挙では、尹錫悦と李在明が互いにネガティブキャンペーンを展開したために有権者、特に中間層において「どちらがいいか」ではなく、「どちらがより悪くないか」が投票の基準となった。そのため、尹錫悦、李在明の両者において消極的投票が行われた。これは、投票をしたものの、同時に支持することを意味していない点に留意する必要がある。前回の大統領選挙における消極的選択の結果、尹錫悦前大統領は政権発足当初から政権支持率が低迷した。そのため、今回の李在明に対する消極的選択も政権発足後、同様の結果を生じさせる可能性もある。

### 金文洙の善戦

李在明の得票が前評判ほど伸びなかった反面、事前の予測よりも得票を伸ばしたのが金文洙であった。当初、尹錫悦前大統領の罷免に伴う大統領選挙であることに加えて、尹錫悦政権において雇用労働部長官を務めていた金文洙にとって今回の選挙は明らかに劣勢な選挙であった。事実、事前の世論調査においても金文洙の支持は三

〇%台の前半程度であった<sup>(7)</sup>。それが結果として約四一%得票したことは特筆に値する。

今回、金文洙が事前の予測よりも善戦したのは、既述の李在明の様々な問題に対する不信感が強く、中間層を取り込みきれなかったことがある。また、他の保守系の主要候補が尹錫悦前大統領と対立して国民の力を離脱した李俊錫のみであったことから国民の力の支持基盤である保守層が「反李在明」の下、金文洙支持で結集したことも理由の一つとして挙げられる。

しかしながら、同時に指摘されているのが宗教保守の存在である。産経新聞の報道では、有力な宗教集団が国民の力の支持に動き、活動していることが指摘されている<sup>(8)</sup>。元々、宗教保守とされる宗教集団は尹錫悦前大統領の罷免反対を主張する集会を開くなど、尹錫悦前大統領や国民の力を支持する動きをしてきた。それが今回の選挙において金文洙への支持に動き、一定程度の動員に成功したと見ることができるといえる。他方で、気をつけなければならないのは、現在、保守、革新により二大政党制が形成されている韓国政治において、支持基盤を固めることも重要であるものの、それ以上に重要なことは「中立地帯」である中間層への訴求を強めることである。仮に、

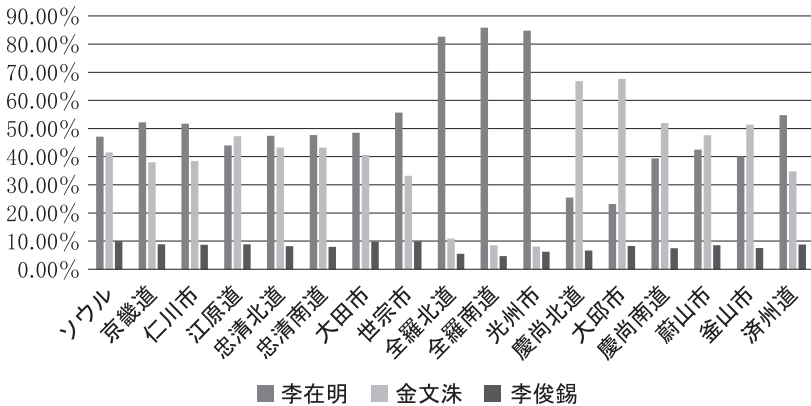
今回の選挙における金文洙の善戦を見て国民の力が宗教保守への支持拡大を図ろうとすると、中間層離れを招くこともあり得る。そのため、今後の国民の力の視線についても注視する必要がある。

### 再び可視化された政治的分断

李在明と金文洙の得票はこのように出たものの、韓国の各種選挙を見る際に必ずと言っていいほど注目されるのが、地域などによる票の割れ方である。特に地域による候補者の得票の違いは地域主義などと呼ばれ、韓国において長期間、政治的な分断となってきた現象である。

この地域主義は、今回の選挙においても明確に現れた。表5は、李在明、金文洙、李俊錫の各地域における得票率である。李在明が全羅道地域（光州市、全羅北道、全羅南道）において八〇%を超える得票率であるのに対して金文洙は全羅北道において一〇%を超えるものの、それ以外の二つの地域では八%台であり、李在明が圧倒的な得票であることが分かる。他方で、慶尚道地域においては、いずれの地域においても金文洙が最も得票している。特に慶尚北道及び大邱市では金文洙が七〇%近く得票してい

表5 各候補の地域別の得票率



出典：韓国中央選挙管理委員会 HP より筆者作成

る。また、慶尚南道、釜山市、蔚山市では、慶尚北道及び大邱市ほどではないものの、金文洙が李在明よりも多く得票している。

この全羅道、慶尚道以外の地域では、首都圏（ソウル、京畿道、仁川市）、忠清道（大田市、世宗市、忠清北道、忠清南道）では、李在明が多く得票しているものの、両者の得票の差はそこまで大きくない。また、江原道においても、金文洙が李在明よりも多く得票しているが、慶尚道ほどの大きな得票の差は確認できない。

このように、今回の選挙においても、地域主義が顕在化していることが分かるが、ここで注視しなければならぬのがPK（釜山、蔚山、慶尚南道）の動向である。このPKは金文洙が李在明よりも多く得票している、しかしながら、先のTK（大邱、慶尚北道）と比較するとその差は大きくない。事実、李在明はPKにおいて四〇％程度の得票であった。首都圏や忠清道などのいわゆる「中立地帯」において李在明の得票が金文洙の得票を上回っており、選挙全体においても李在明が勝利したことを踏まえると、PKにおいて金文洙が李在明よりも多く得票していることは地域主義の継続と指摘できるものの、PKにおいてはその影響は減少していることもできる。

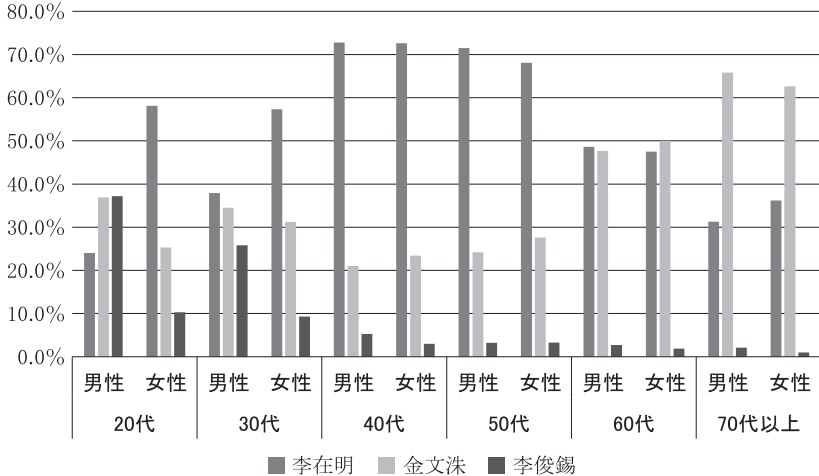
その意味においても、この地域における得票の変化は注視する必要がある。

また、地域主義以外でも韓国における政治的な分断が選挙を通して可視化されるのが、世代、性別間の分断である。前者の地域間の分断は主に二〇〇〇年代から生じた現象であるのに対して、後者の世代間の分断については一〇年代後半から見られるようになった現象である。

表6は、今回の選挙における、放送三社<sup>9)</sup>の調査による世代、性別別の予測得票率である。まず、世代間の分断に目を向けると、李在明は四〇代、五〇代で多く得票しているのに対して、金文洙は七〇代以上で多く得票していることが確認できる。また、六〇代は、李在明、金文洙のどちらにも大きく得票が傾く傾向は確認できず、世代面では、六〇代は「中立地帯」となっていることが分かる。

他方で、性別による分断に目を向けると、四〇代以上の世代によって投票傾向が異なっていた世代では、性別による投票傾向の違いは確認できない。しかしながら、三〇代以下では、性別による投票傾向の違いが生じている。二〇代、三〇代の女性では李在明がより多く得票しているのに対して、二〇代の男性では金文洙、李俊錫が

表6 各候補の世代別、性別別の予測得票率



出典：放送三社の出口調査の結果より筆者作成

李在明よりも多く得票している。また、三〇代の男性では李在明が最も得票しているものの、金文洙、李俊錫の得票を合わせると李在明よりも多く得票している。この結果から、今回の選挙でも、主に三〇代以下において性別による投票傾向の違いが生じていることが確認できるのである。

この地域、世代、性別間の分断については、直近の国政選挙である第二二代国会議員選挙（二〇二四年四月実施）においても同じ現象が生じていた<sup>①</sup>。また、尹錫悦前大統領が当選した第二〇代大統領選挙（二二年三月実施）においても同様の傾向が出ていた。地域主義が一九七〇年代から始まり現在まで続いているのに対して、世代間の分断は二〇〇〇年代から始まり、当初は二〇代、三〇代が革新系、四〇代が中立、五〇代以上が保守系であったものが、年数が過ぎるにつれ、四〇代、五〇代が革新系、六〇代が中立、七〇代以上が保守系と世代も上昇した。そこに新たらしく有権者として加わった三〇代以下で性別間の分断が生じていることは、今後の選挙における分断の現れ方との視点から見ると非常に興味深いことである。このまま、年数を重ねることで世代間の分断がこれまでのように世代が上昇したまま現れ、新しく有権者と

して加わる層において性別間の分断が生じ続けるのか、あるいは、今後、新しい別の分断が生じるのかなど、様々な可能性がある。

## 李在明政権下の韓国政治

### 李在明を取り巻く政治環境

今回の選挙において李在明が当選したことで、韓国では、直ちに李在明政権が誕生した<sup>⑧</sup>。李在明大統領にとって、現在の政治環境は極めて好条件であると言える。最も李在明大統領にとって好条件なことは、国会、及び与党・共に民主党との関係である。前回の国会議員選挙において共に民主党が過半数を超える議席を獲得しており、その状況は現在まで続いている。このことから、李在明大統領は基本的に国会運営に苦心することはない。また、与党・共に民主党との関係においても、李在明大統領が党代表に就任して以降、共に民主党内における親李在明派を拡大させてきた。そして、前回の国会議員選挙における公認を通じて、自らの政敵になりそうな人物の影響を排除したことに加えて、親李在明派の人物をより多く、優位な選挙区で立候補させた。その結果、共に民主

党内において親李在明派が主流となる状況を作り出した。

この国会における与党・共に民主党の過半数と共に民主党内において親李在明派が多数を占める構造は、李在明大統領が最もリーダーシップを発揮しやすい状況と言える。他方で、尹錫悦前大統領が国会運営に苦慮したのは、与党には影響力を行使していたものの、国会における与党が過半数を有していなかったためであった。その意味からも、李在明大統領にとっては、自らが行おうとすることを進められる政治環境があり、強いリーダーシップを発揮できる状況にある。

また、第三党で革新系の祖国革新党では、党の創設者である曹国前代表の有罪が確定し、国会議員を失職した上に現在、服役中である。そのため、反李在明の行動を取るほどの動きをすることも出来ないため、祖国革新党も緩やかな与党としての立場として位置づけられることもあり得ることから李在明大統領にとってはより政権運営が容易になる<sup>⑨</sup>。

### 李在明の不安要素

他方で、これまでも指摘してきた通り、李在明大統領には多くの不安要素もある。その代表的なものが、既述

の「司法リスク」である。「司法リスク」については、憲法八四条で「大統領は内乱又は外患の罪を犯した場合を除いては在職中刑事上の訴追を受けない」と規定されていることから、その扱いについて様々な議論がされてきた<sup>15)</sup>。その中で、与党・共に民主党が刑事訴訟法の改正案をまとめた。この改正案は、裁判中の被告人が大統領に当選した場合、進行中の刑事裁判を在任期間中は中断する条項を追加するものである。そのため、事実上、李在明大統領を守るための法改正が行われる可能性がある。

この法改正は、李在明大統領を守るとの意味においては問題ない。しかしながら、世論からの見え方については大きな問題がある。既述の通り、李在明大統領は事前の予測よりも得票が伸びず、その原因は中間層の取りこぼしであった。取りこぼした中間層や消極的に李在明大統領に投票した中間層が李在明大統領を守るための法改正を前向きに捉えるとは考えづらい。そのため、任期当初から世論離れを招くこともある。実際にリアルメーター社による初めの政権支持率の調査では、肯定的評価が五八・二%、否定的評価が三五・五%と出ており、この肯定的評価は尹錫悦前大統領に次ぐ低さであり、ご祝儀相場であるはずの政権発足時の支持率ですら低く出ている。

#### 「実用主義」の李在明大統領

このような中で、李在明大統領の政治スタイルに目を向けると、特徴として挙げられるのが変節である。特に今回の選挙で見られたのが、対日関係における変節である。これまで、李在明大統領は日本に厳しい発言をすることで知られていた。しかしながら、今回の選挙では、時に厳しい発言もあったが、全体的に日本に対して友好的な発言が見受けられた。李在明大統領にとっては、自身の強い左派的なイメージが中間層を取りこぼすため、そのイメージを打ち消したいとの狙いから特に対日関係での発言でトーンダウンしたと推測できる。これは、対日関係だけではなく、経済政策においても、それまでの分配中心ではなく、AIや半導体分野などへの投資による経済成長にも言及する公約を出した。自身の政治家としての実績である分配を弱めたことも中間層を意識したことが分かる。

この選挙における一連の動きや、李在明大統領が掲げる「実用主義」を見た際、当面の李在明大統領の政権運営の温度感を見ることが出来る。当面、李在明大統領にとって重要なことは、一年後の第九回統一地方選挙（二〇二六年六月実施予定）において与党・共に民主党を勝利

させることである。これによって、自らの政權運営の基盤を安定させたいとの思惑もある。そのため、当初の一年間は必要以上に激しい政策を行わずに安全運転で政權運営を行うと見ることが出来る。

そのため、日韓関係においても直ちに関係が悪化するとは考えづらい。しかしながら、統一地方選挙の後、旧朝鮮半島出身労働者問題（徴用工問題）などをきっかけとして、本来の李在明大統領の姿が現れることは十分にあり得ることは想定しなければならない。

また、この「実用主義」をどう理解するかとの問題もある。一般的に実用、あるいは、実益とは国益や国民生活にとっての利益を指すが、李在明大統領の場合、これまでの発言、政治家としての行動などを踏まえると、国益や国民生活にとっての利益よりも、自らの政治的な立場にとっての利益を重視することがあり得ることに留意しなければならない。

## おわりに

本稿では、尹錫悦前大統領が罷免されるきっかけであった非常戒厳令の発出から第二一代大統領選挙の検討、そ

して、李在明政權の行方について検討した。本稿において指摘した通り、現状は李在明大統領にとって良い条件が整っている。しかしながら、その条件を生かせるかは李在明大統領の今後の政權運営にかかっている。

また、本稿では、積極的に議論しなかったが、今後の保守性勢力の動向についても、十分に注視しなければならない。これまで、非常戒厳令の発出から大統領選挙まで個別の議員の離党は僅かにはあったものの、集団で分裂することなくきた。これは朴槿恵前大統領の罷免の際と大きく異なることであり、保守勢力がさらに割れることを防いだことは大きな意味を持つ。さらに、今後、国民の力が誰を中心とした政党になるのか、あるいは、革新党の李俊錫との関係については、保守勢力が分裂したままでは、革新勢力を利することになるため、いずれ両党の合併の話も出てくることは確実である。その際には、両党の間で駆け引きが行われることになるため、この二つの政党の関係についても、今後、注視する必要がある。

## ●注

(1) これ以外に、「自由民主主義体制を否定したり、転覆を図っ

たりする一切の行為を禁じ、フェイクニュース、世論操作、虚偽扇動を禁じる。すべての言論と出版は戒厳社の統制を受ける。社会混乱を助長するストライキ、怠業、集会行為を禁止する。研修医などストライキ中または医療現場を離脱したすべての医療従事者は四八時間以内に本業に復帰して忠実に勤務し、違反時は戒厳法によって処断する。反国家勢力など体制転覆勢力を除いた善良な一般国民については日常生活の不便を最小限にするよう措置する」の全六つの内容であった。聯合通信「〈全文〉戒厳司令部布告令(第一号)」<https://jp.yna.co.kr/view/AJP20241204000200882> 二〇二五年六月一日日アクセス。

(2)この決議は賛成一九〇票で可決されたが、決議は最大野党・共に民主党が主導したものであり、祖国革新党、改革新党などは決議に加わり、さらに、与党・国民の力の一部議員が採決に参加したものの、執行部を中心とする多数の議員は、採決に参加せず院内の控室で待機していた。

(3)梅田皓士「戒厳令で混乱に陥った韓国」『海外事情』第七三巻二号、拓殖大学海外事情研究所、二〇二五年、二二―二頁。

(4)通常、新政権が発足した際に、新政権の新しいさアピールする各省庁の改編をするために政府組織法の改正は行われる。

(5)院内代表選挙の結果は、権性東七二票、金台鎬三四票であった。

(6)憲法裁判所による尹錫悦前大統領の罷免については、賛成八名(定員は九名であるが一名は欠員)の全員一致による決定であった。

(7)リアル미터社が二〇二五年五月一日に公表した主要三候補の支持率では、李在明が五二・一%、金文洙が三一・一%、李俊錫が六・三%であった。<http://www.realmeter.net/%ec%97%90%eb%81%88%ec%a7%80%ea%b2%bd%ec%a0%9c%ec%8b%a0%eb>

<https://www.sankei.com/article/20250525-SGUWH7GDQNLKZGSOOIQFRH3I/> 二〇二五年六月一日日アクセス。

(8)産経新聞ウェブ版「韓国保守、強まる宗教色 キリスト教右派が「陰の支配者」に与党取り込み拡大」二〇二五年五月二五日配信 <https://www.sankei.com/article/20250525-SGUWH7GDQNLKZGSOOIQFRH3I/> 二〇二五年六月一日日アクセス。

(9)放送三社(NTBS、KBS、MBC)の地上波放送を行っている三つのテレビ放送局を示す。

(10)各候補の地域における得票は、地域ごとに開票が行われるため、選挙管理委員会が公表するものの、世代、性別は選挙管理委員会などの公式なデータがない。そのため、韓国の選挙では一般的に放送三社の調査による予測得票率を用いられるため、本稿においても放送三社によるデータを用いる。

(11)第二二代国会議員選挙における三つの分裂については、拙稿にて検討を行っているため、本稿では詳細について議論を行わない。(梅田皓士「第二二代韓国国会議員選挙と今後の尹錫悦政権」、「海外事情」第七二巻三号、拓殖大学海外事情研究所、二〇二四年、九八―一四頁)。

(12)第二〇代大統領選挙における三つの分裂についても既に議論を行っているため、本稿においては議論を行わない。(梅田皓士「荒木和博「韓国新政権の行方」―大統領選挙結果の分析と韓国政治史全体の視点から―」、「海外事情」第七〇巻三号、拓殖大学海外事情研究所、二〇二二年、四八―六一頁)。

(13)通常、大統領選挙で当選した場合、当選者は大統領職引継委員会を構成し、各種、引継作業を経て政権が発足するもの、今回のように大統領の罷免による大統領選挙を実施した場合、当

選者は直ちに大統領に就任する。なお、朴槿恵元大統領が罷免された際の文在寅元大統領も同様に引継委員会を経ずに直ちに大統領に就任した。

(14) 曹国前代表が服役しているため、祖国革新党は今回の選挙において独自の候補者を擁立できなかった。このことから、祖国革新党における曹国の重要性を理解できる。他方で、敢えて言及しなければならぬのは、曹国が服役を終え、さらに公民権停止の期間が終わった後である。この場合、旧親文在寅系が革新勢力の主流奪還のために反李在明の下、曹国、金慶洙、尹建永などを中心にまとめることもあり得る。

(15) 議論中心は「訴追」の解釈であり、新しく訴追されない、あるいは、これまでのものも含めて訴追されないと二つの解釈が成り立つためである。

(16) 各政権の政権発足時の肯定的評価は、李明博が七九・三%、朴槿恵が六四・四%、文在寅が七四・八%、尹錫悦が五二・七%であった。リアルメーター社HP <<http://www.realmeter.net/%ec%97%90%eb%84%88%ec%a7%80%ea%b2%bd%ec%a0%9c%ec%8b%a0%e%ac%b8-%eb%a6%ac%e%96%bc%eb%af%b8%ed%8f%b0-6%ec%9b%94-1%ec%a3%bc-%ec%b0%8-%ec%a3%bc%ea%b0%84-%eb%8f%99%ed%96%a5-%ec%9d%b4%ec%9e%ac/>> 二〇二五年六月一〇日アクセス。

## 『海外事情』五・六月号の紹介

割目レポート 内憂外患、台湾・頼政権の行方 羽田野 主  
特集Ⅱ「もしトラ」に振り回される世界と民主主義

注目レポート 二〇二四年四月国会議員選挙後の韓国 木村 幹  
民主主義という幻想 的場昭弘

苦境に立たされるバイデン 三牧聖子

欧州極右ポピュリズムの波とEUという「縛り」 渡邊啓貴

習近平はトランプ再登板を望んでいるという ナラティブとは程遠い米中関係の現実 富坂 聰

総統選挙と「台湾アイデンティティ」 門間理良

第二二代韓国国会議員選挙と今後の尹錫悦政権 梅田皓士

私の一枚 預言者の終つひの住処マディーナ 野村明史

台湾研究センターだより／海巡署と台湾海軍の関係 門間理良

国連に対する幻想／ドゥーシャンベでの出来事その1 高橋博史

Do☆危機管理／人への落雷確率は高くないが… 遠藤哲也

国際安全保障協力の現場から 遠藤哲也

Eストニアで思ったこと 番匠幸一郎

政治家ムハンマド13／使節団の派遣 野村明史

※バックナンバーのご注文は、拓殖大学研究支援課  
(〇三―三九四七―七五九七)までご連絡ください。

私の1枚

## 旅券（パスポート）の思い出

拓殖大学海外事情研究所教授  
門 間 理 良



台北勤務時の一般旅券（左上）、北京勤務時の外交旅券（左下）及び防衛研究所出張に使用した公用旅券

観光であれ出張であれ、海外渡航に

必携の書類と言えば旅券（パスポート）である。普通の会社に就職して九時五時の仕事をしたくない一心で研究者の道を志した私だが、現職に就任するまでに、外務省（台北と北京で計三年半、財団法人交流協会台北事務所と在中華人民共和国日本国大使館で勤務）、文部科学省（一年、霞が関で勤務）、防衛省（一年、恵比寿と市ヶ谷で勤務）で仕事をしてきた。結局、公僕として四半世紀を過ごしてきたわけである（正規の国家公務員生活は二二年間）。だが、それを後悔はしていない。民間の職にある人には手にする機会が減多にない外交旅券や公用旅券を使用して、日本の国益に資する業務を仲間とともに遂行する機会に恵まれ

たからである。

交流協会台北事務所専門調査員として勤務した時は、一般旅券での赴任だった。国交のない日本と台湾が実務関係を維持発展させていくために、外務大臣及び通商産業大臣の認可を受けて成立した財団法人交流協会が「民間外交」の体裁を取ったからである。台北事務所に駐在する職員のほとんどは中央省庁を三年間休職出向してきた「民間人」という整理だった。台北事務所職員は赴任にあたり、一年間有効の数次査証（有効期間内は何度でも出入境が可能な査証）が発給される。そこには「交流協会台北事務所人員」と明記されていて、桃園国際空港の出入国審査では、一般旅券保持者にも関わらず外

交官ゲートが利用できた。

北京でも専門調査員として勤務したが、その時は表紙が茶色の外交旅券が発給された。一般旅券と外交旅券の表紙以外の相違点は、後者には官職名を英語で記すページが追加されていることである。聞くところによると、現在北京に赴任する専門調査員は、公用旅券が発給される由。外交旅券を保持し、不逮捕特権のある日本外交官でも、一時的とはいえ警察に身柄を拘束された事態も発生した目下の中国情勢を考えると、専門調査員にも外交旅券を発給した方が安全ではないか。

続く文部科学省では社会科の教科書検定業務を担当することになった。入省して実感したことは、文部科学省が行政的に完全に内向きの組織だということである。出張も小学校で開かれる教員研修大会の視察に行っただけで強い印象はない。もちろん旅券を使う出張は、一一年間の勤務で一度もめぐっ

て来なかった。周辺を見渡しても、先輩の教科書調査官が小中高教員からなる国外研修団の団長に任命された際に、公用旅券が発給されたと聞いた程度だ。旅券との関わりが一変したのは、文部科学省から防衛省に転職してからである。防衛研究所では、年に二、三回は所属機関の業務としての国外出張や、外部経費の依頼国外出張があり、そのたびに表紙が緑色の「公用旅券」を使うようになった。そこで分かったのは、台湾とそれ以外の国に出張する場合は、同時に二冊の有効な公用旅券を取得することであった。私的に所持する一般旅券を含めて有効な旅券を同時に三冊保持しているという経験は、普通なら考えられないが、公用旅券の中に中華人民共和国と中華民国（台湾）のスタンプが並んで押されることは、中国政府にとって許されないうことだったのである。

写真では、表紙が同じ公用旅券が六

冊並んでいるが、中を開くと細部が異なっている。例えば防衛研究所の研究者に発給される公用旅券は、有効期限が当初は一年間だった。その後、一年間に四回以上海外出張に行く可能性のある者には有効期限三年の公用旅券が発給されるようになった。また、台湾渡航用の公用旅券は、当初一次旅券（二回有効）のみだったが、有効期限内（三年）なら何度も使える数次旅券が発給されるようになり、利便性が増した。これは河野太郎外務大臣の決断によると聞いているが、その後運用に変化があった可能性もある。

今後公用旅券で出張にでる機会があるかはわからない。しかし、中国や台湾の軍事を研究対象としている私には、今のところ一般旅券で中国に行く勇気がない。いつか一般旅券でも安心して中国に行けるようになることを心から切望している。

照沼康孝著

## 『日本史教科書検定三十五年 教科書調査官が回顧する』

拓殖大学海外事情研究所教授  
門 問 理 良

外務省や防衛省などと比較して文部科学省は地味な官庁で、普段はほとんど報じられるニュースもないが、毎年三月に発表される教科書検定結果は例外的に耳目を集めている。ところが、中国・韓国からの歴史教科書の記述に対する批判や『新しい歴史教科書』の検定申請等で教科書検定が注目されたことはあったが、教科書検定制度の内実まで踏み込んだ研究書・概説書はなかった。教科書検定に関しては、左であれ右であれ、もっぱら教科書の著者・発行者である外部からの批判的言辞しかない。彼らは文部科学省の教科書調査官が積み上げてきた作業を知る由もないが、一方の当事者である教科書調査官も検定作業の実態をこれまで語っ

てこなかった。要は教科書検定制度に学術的分析を加えるための資料不足が、研究書・概説書を執筆できない一因であつたことが窺われる。その意味で、日本史の教科書調査官を三五年務めた著者が、教科書検定に関わる業務内容や、審議の内情などを対外的に初めて明らかにした本書は、非常に貴重な回顧録と位置付けることができる。

さて、教科書検定基準に「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」との一文がある。これは、近隣諸国条項と呼ばれる。一九八一年度の教科書検定で、日本軍の中国での行動が「侵略」から「進出」に書き換えさせられたと

八二年六月に日本の新聞やテレビが報じ、中国や韓国から抗議を受けたことが、同条項成立の発端である。要は「検定による書き換え」は誤報だったが、日本政府はこの文言を検定基準に加えた。しかしながら、同条項に基づいた検定意見は現在に至るまで付されたことがないことが脚注（担当は元日本史担当教科書調査官の高橋秀樹國學院大學教授）に記されている。伝家の宝刀は抜かれず仕舞いという指摘は貴重である一方で、従来認められてきた記述を変更した場合、国際問題になるとの危惧があつたとも著者は述べている。別の形で近隣諸国条項が効いていると窺わせている描写とも言えるだろう。

他方、誤報事件以後、中国や韓国が

日本の社会科教科書の記述により注意を払うようになったのも事実で、日中戦争や南京事件、古代の日朝関係、朝鮮植民地支配の評価等が注目された。

近年では、尖閣諸島や竹島の記述に対する中韓の反発は広く知られている。

著者が教科書検定に携わってきた中で蓄積した「私的メモ」を保管していることを明かしている点も興味深い。

全社会科学担当教科書調査官が目を通した結果、要検討か所としてメモが大量に貼り付けられた申請図書は、後年に研究者が検定意見の形成過程を分析する際に第一級の歴史史料となるはずである。しかし、日本政府はその史料の重要性を理解できないでおり、保存す

る意思もない。これは国家が歴史をどう取り扱うのかという大きな問題でもある。

各教科書調査官の教科書検定に対する取り組み方や、教科書調査官の採用を巡る裏話などに、実名を挙げて踏み込んでいるのも、本書の持つ特徴である。誤報事件が、日本近現代史を専門とする教科書調査官（著者）が採用される契機だったこと、著者とその後輩

の教科書調査官就任は、沖縄戦集団自決に関する記述を改めさせるための、彼らの恩師であった『新しい歴史教科書』執筆者側の布石だったとの批判が、陰謀史観的発想に基づく虚構であったことを本書は明らかにしている。このように、公的資料には出てこない情報が非常に多いのも本書の魅力であるが、回顧録特有の正確性の限界もあることは、歴史研究者である著者自身が本書で指摘するところである。

さらに、学習指導要領改訂時におい

る教科書調査官の関わり、検定調査審議会の内幕などは、これまで対外的に文部科学省関係者が明らかにしてこなかったものであり、貴重な証言である。前述の高橋が著述した「教科書と教科書検定制度について」も、内部事情を知る人物の手によるものだけに、わかりやすく充実している。

今後の教科書検定はデジタル教科書の採用等、時代の趨勢とともに変化する部分もあると思われる。しかしながら、研鑽に裏打ちされた学識を武器に、学会の主流学説を押さえたバランスの取れた調査意見書の作成等の教科書調査官の任務の根幹がぶれることはないと思われる。国家による検閲と批判されてきた教科書検定が、今や左右の極端な記述を防ぐ防波堤として機能している。教科書調査官はそれを誇ってよいし、そこに至る緩やかだが確かな歴史の流れも本書は感じさせてくれる。



吉川弘文館、2420円（税込）、2025年刊

## ハッジと平和構築の可能性

二〇二五年のハッジ（マッカ巡礼）は六月四日からであった。毎年ハッジ時期、世界中から二〇〇万人以上のムスリムがイスラームの聖地マッカに集い、数日間にわたり厳格な宗教儀礼を共にする。イスラームにおいてハッジは五行の一つであり、経済的・身体的に可能な者には一生に一度の履行が求められている。この大規模な集団の実践は、宗教行事であると同時に、国際的な対話と共存の場ともなり得る。

近年、日本でもムスリム人口の増加とともに、ハッジを実践する人々が増えてきた。日本人改宗者に加え、在日ムスリムコミュニティの中から毎年多くの人々がハッジに参加している。

現在では、日本からの巡礼団も徐々に組織化され、イスラーム世界との交流の一端を担っている。私がハッジを経験したのは四〇年も昔であるが、その記憶はいまなお鮮明である。

ハッジの一番の特色は、その徹底した平等性にある。全ての巡礼者はイスラームと呼ばれる白衣だけを身にまとい、出身地や地位に関係なく同一の儀式を行う。肌の色も言語も異なる二百万人が同じ空間に集まり、同じ方向を向き、同じ祈りを捧げる。この身体的・精神的同期は、他者への共感と相互理解をより強く促進させる。加えて、ハッジ期間中見知らぬ者同士が寝食を共にし、儀式を進めていくことから、個人の間自然な連帯感が生まれる。

特筆すべきは、紛争や分断の影響を受ける地域からの巡礼者も参加している点である。シリア、イエメン、イランといった宗派的・政治的対立にさら

される地域の参加者に加え、パレスチナのように外的抑圧によって断絶された地域からの巡礼者も加わることで、ハッジは多層的な苦難を抱えるムスリムが一堂に会し、宗教を媒介として共感と連帯を育む「草の根の外交空間」として機能している。このような人的接触を通じて、国家間の緊張や宗派的分断とは異なる水準での相互理解や共感が芽生える可能性がある。

もちろん、ハッジがただちに地政学的問題を解決するわけではない。しかし、信仰を軸とした「共に祈る経験」には、相手を「同じ信仰を持つ人間」として認識させる力がある。これは、宗教が暴力ではなく平和の媒体たりうることを示す一例であろう。

ハッジという経験を通じて育まれる人間同士の連帯感と相互理解が、長期的な平和構築に向けた小さな礎となることを願う。

（有見次郎）

編集後記

- こうなると分かっていたら…。
- 後記を書く段になって時々思うことです。今回のケースでは、やはり米軍によるイランの核施設空爆です。「刮目レポート」で扱いたかったと考えました。
- なぜ、中東の緊張が載ってないのか、そんな読者の声が聞こえてくるようです。
- しかし、現実的には入稿は難しかったはず。
- 言い訳のように聞こえるかもしれませんが、原稿の締め切り時点でイスラエルのライジンゲ・ライオン作戦が発動されただけでした。イランがこれにどう反応するのか。さらにトランプ政権がどういった動きに出るのか。時々刻々と状況が変化していったからです。
- 米軍による空爆も驚きでした。

- B2爆撃機を出動させ、バンカーバスターで地中にある核施設を実戦で破壊する。すべてが初物づくしで危険な行為。速報メディアが高揚していたのが手に取るように伝わってきました。
- バンカーバスターの効果について米国防情報局(DIA)は限定的とし、政権はそれを批判。この点でもひと悶着ありました。
- それにしても関税から空爆まで日替わりで出てくるトランプ・シヨックにそろそろ世界が麻痺し始めたようにも感じます。
- ウクライナに侵攻したロシアに対し西側先進国が足並みそろえて威勢よく非難。一斉に制裁に踏み切ったところを思えば隔世の感と言わざるを得ません。
- 何かが崩れ始めたことは、誰の目にも明らかでしょう。

(富坂 聰)

『海外事情』

令和7年7・8月号 (第73巻4号)

令和7年7月15日 発行

頒 価	¥	700	} 送料別
1 年	¥	4,200	

編 集 人 富 坂 聰  
 発 行 人 佐 藤 丙 午  
 印 刷 株 外 為 印 刷

発 行 所 拓殖大学海外事情研究所

文京区小日向3丁目4番14号  
 郵便番号 112-8585  
 電 話 03(3947)7595

# Journal of World Affairs

KAIGAI JIJO

VOLUME 73

NUMBER 4

JUL•AUG 2025

---

Special Report: Vietnam Revisited? The Trump Administration's Tariff Policy  
and Strategic Overreach / *Satoshi Tomisaka* ..... 2

\*

\*

\*

## ***Trump 2.0: Six-Month Interim Report***

The Western Hemisphere Policy of the Second Trump  
Administration / *Hiroo Nakajima* ..... 18

The Failure of Diplomacy to Mediate the Ukrainian War  
/ *Kenro Nagoshi* ..... 32

The Second Trump Administration and the Gaza Situation  
/ *Chie Ezaki* ..... 46

Temporary Worker Visa Programs in the Second Trump  
Administration / *Jo Nakajima* ..... 58

Trump's Policy toward Central America and the Caribbean  
/ *Takeshi Kishikawa* ... 73

Impact of Trump Tariffs 2.0 on India  
and Southeast Asian Countries / *Kohei Shiino* ..... 89

Ukrainian Political Scene in the Trump 2.0 Era  
/ *Yoshihiko Okabe* ..... 106

\*

\*

\*

The Impeachment of President Yoon Suk Yeol  
and the 21st Presidential Election in South Korea  
/ *Hiroshi Umeda* ..... 120

\*

\*

\*

A Memorable Memory: Reflections on Passports  
/ *Rira Momma* ..... 138

\*

\*

\*

Traditional Islam in Afghanistan (4) / *Hiroshi Takahashi* ..... 12

The Never-Ending Battle Against Corruption in China / *Rira Momma* ..... 14

The Return of a Familiar Ritual in South Korea / *Hiroshi Umeda* ..... 16

\*

\*

\*

Topics From TSRI: Hajj and the Possibility of Peacebuilding / *Jiro Arimi* ..... 142

---

KAIGAI JIJO (Journal of World Affairs) ISSN 0453-0950

Published bimonthly by Institute of World Studies, Takushoku University  
3-4-14 Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8585, Japan  
<https://www.takushoku-u.ac.jp>

Annual Subscription Rates: ¥4,200 (Postage excluded)

Editor: Satoshi Tomisaka